

都道府県における評価結果の概要

平成 1 6 年 6 月 1 5 日
農村振興局地域振興課

埼玉県及び佐賀県については県の第三者委員会における評価が未了ですが、（案）として公表することについては県の実情を把握しております。

また、長野県及び静岡県については県の第三者委員会における評価が未了であり現時点では公表は出来ない旨の連絡を受けております。

都道府県評価結果の概要の取りまとめ

都道府県知事が市町村長から受けた中山間地域等直接支払制度の集落等の取組状況の評価について、都道府県の中立的な第三者機関において検討し、評価した結果の概要（別紙）について、主な成果及び課題を取りまとめた。

1 主な成果

- 耕作放棄の発生が防止されている。
- 農業生産性の向上や多面的機能の増進に係る取組が着実に進展している。
- 多面的機能を増進する活動を通じて、地域住民が集落活動の必要性を再認識するようになった。
- 集落機能の維持強化や地域農業が維持されている。
- 集落の連帯感や意識が高まり、持続的な農業生産活動の体制整備が助長されている。
- 集落の将来についての前向きな話し合いが増加している。
- 住民相互のコミュニケーションの増加が、地域の将来展望や地域が持つ多面的機能を自覚するきっかけになっている。
- 農村社会の形成に必要なコミュニティの再構築や豊かな農村環境の整備・保全がなされている。
- 集落活動の回復や新たな作物の導入など力強い活動が芽生えている。
- 農業施設の管理体制が強化されている。
- 鳥獣害対策、農道補修等きめ細かな取組が展開されている。
- 担い手との連携・育成、集落営農組織の育成等の取組の検討が始まっている。
- 個人では困難な取組活動に、集落で取り組む体制づくりがなされている。
- 集落農場型農業生産法人の検討が集落協定の範囲で行われるようになり、営農集団活動が復活している。
- 農用地の連担化・交換分合、新規就農者の受け入れ先の確保等に大きな成果を上げている。

2 主な課題

- 担い手が集落の中核として定着することにより、本交付金がなくても集落全体として農業生産活動等の継続が可能となれることが重要である一方、自立のかつ継続的な実施が可能となる状況に至っていない。
- 生産性・収益の向上や担い手の定着に関しては一定の効果はあるものの不十分である。
- 制度の定着や担い手の定着等の効果発現のためには5年間では短いので、中長期的な取組が必要である。
- 集落営農の組織化や地域の独創的な取組をより自立的な営農の展開に結びつけるためにも、長期的なスパンで支援していく必要がある。
- 農用地の持つ多面的機能を都市住民等へ周知する必要がある。
- 事務手続きを簡素化し、高齢者にもわかりやすい制度運用にする必要がある。
- 協定に至らない集落への積極的な推進活動が必要である。
- 集落を超えた広範囲での取組の推進が必要である。
- 集落内に対象農用地を持つ農家と持たない農家が混在するので、協定取組が困難である。
- 協定参加者以外の住民にも効果が波及することが期待されたが、波及しなかった。
- 個人活動が中心で共同取組活動に消極的な協定が存在している。
- 協定農用地の農業後継者用住宅への転用は、定住促進等の観点から、公共事業の収用に準じた取扱いが必要である。

北海道評価結果の概要

1. 実施状況の概要（平成15年度）

交付市町村数 105 市町村
 協定数 641 協定 {うち集落協定数 641 個別協定数 0}
 協定締結面積 326,307 ha
 {対象農用地面積 340,650 ha 協定締結率 95.8%}
 {地目別面積内訳: 田 30,779 ha 畑 4,117 ha 草地 291,354 ha 採草放牧地 57 ha}
 交付金額 7,910,211 千円 {内訳: 共同取組活動分 4,835,823 千円 (61%)、個人配分 3,074,388 千円 (39%)}

2. 交付金交付の効果(協定に基づく活動等による効果)

区分	検 証 項 目	効 果 の 内 容																												
農 取 業 り 生 組 産 む 活 べ 動 き 等 事 と 項 し て	耕作放棄の防 止、水路・農道 等の管理	耕作放棄地の増加防止 交付市町村の耕作放棄面積は制度実施前に比べと減少傾向にあり、本制度は耕作放棄の防止に効果を上げている。 耕作放棄地面積の推移（農用地区域内） (単位:ha) <table><tr><th>区 分</th><th>平成11年</th><th>平成12年 前年比</th><th>平成13年 前年比</th><th>平成14年 前年比 H11比</th></tr><tr><td>北海道全体</td><td>4,686</td><td>4,403 94%</td><td>4,406 100%</td><td>4,262 97% 91%</td></tr><tr><td>交付市町村</td><td>3,023</td><td>2,782 92%</td><td>2,711 97%</td><td>2,577 95% 85%</td></tr><tr><td>その他市町村</td><td>1,663</td><td>1,621 97%</td><td>1,695 105%</td><td>1,685 99% 101%</td></tr></table> 「農業振興地域管理状況調査」より Q「耕作放棄地の増加防止に効果がありますか」 <table><tr><td>非常に大きな効果がある</td><td>51%</td><td>あまり効果がない</td><td>5%</td></tr><tr><td>それなりの効果がある</td><td>44%</td><td>全く効果はない</td><td>0%</td></tr></table>	区 分	平成11年	平成12年 前年比	平成13年 前年比	平成14年 前年比 H11比	北海道全体	4,686	4,403 94%	4,406 100%	4,262 97% 91%	交付市町村	3,023	2,782 92%	2,711 97%	2,577 95% 85%	その他市町村	1,663	1,621 97%	1,695 105%	1,685 99% 101%	非常に大きな効果がある	51%	あまり効果がない	5%	それなりの効果がある	44%	全く効果はない	0%
		区 分	平成11年	平成12年 前年比	平成13年 前年比	平成14年 前年比 H11比																								
		北海道全体	4,686	4,403 94%	4,406 100%	4,262 97% 91%																								
		交付市町村	3,023	2,782 92%	2,711 97%	2,577 95% 85%																								
その他市町村	1,663	1,621 97%	1,695 105%	1,685 99% 101%																										
非常に大きな効果がある	51%	あまり効果がない	5%																											
それなりの効果がある	44%	全く効果はない	0%																											
生 定 産 性 に 関 連 す る 向 目 上 標 、 担 い 手 の	多面的機能を増 進する活動	水路・農道等管理の向上 ほとんどの協定集落で農道・水路等の管理が良くなったとしており、共同管理作業回数も倍増（平均作業回数～協定締結前：1.6回→現在：3.7回）し、農道水路等の管理が向上している。 Q「農道・水路等の管理が良くなりましたか」 <table><tr><td>農道の維持管理</td><td>94%</td><td>(全道的)</td></tr><tr><td>用排水路の維持管理</td><td>78%</td><td>(水田地域)</td></tr><tr><td>賃借権設定・農作業の受委託</td><td>75%</td><td>(全道的)</td></tr><tr><td>農地の法面点検</td><td>74%</td><td>(水田地域)</td></tr></table>	農道の維持管理	94%	(全道的)	用排水路の維持管理	78%	(水田地域)	賃借権設定・農作業の受委託	75%	(全道的)	農地の法面点検	74%	(水田地域)																
		農道の維持管理	94%	(全道的)																										
		用排水路の維持管理	78%	(水田地域)																										
		賃借権設定・農作業の受委託	75%	(全道的)																										
農地の法面点検	74%	(水田地域)																												
性 に 関 連 す る 向 目	生産性・収益性の向上の取組活動	農村環境の保全に向けた取組と認識の向上 農村景観の向上を中心に多くの協定集落で多面的機能の増進活動が活発化しており、農村環境の保全に対する協定参加者の認識も高まっている。 協定締結を契機に取組が活発になったとする集落の割合 <table><tr><td>国土保全の取組</td><td>48%</td><td>(64%)</td></tr><tr><td>保健休養機能を高める取組</td><td>56%</td><td>(63%)</td></tr></table> ()内は、協定締結前から活発に行われていた集落を含めた割合 Q「地域の景観はよくなりましたか」 Q「取組活動は多面的機能の住民理解を得る効果がありますか」 	国土保全の取組	48%	(64%)	保健休養機能を高める取組	56%	(63%)																						
		国土保全の取組	48%	(64%)																										
		保健休養機能を高める取組	56%	(63%)																										
		担い手の定着の取組活動	担い手の育成・確保に向けた活動の進展	効率的な農業生産活動の進展 農業機械の共同利用や農作業の受委託など効率的な農業生産活動が進展しており、農用地の利用集積も拡大してきている。 協定締結を契機に取組が活発になったとする集落の割合 <table><tr><td>農業機械・施設の共同利用</td><td>44%</td><td>(73%)</td></tr><tr><td>農作業受委託や土地利用調整</td><td>40%</td><td>(67%)</td></tr><tr><td>農業収益を上げるための取組</td><td>41%</td><td>(60%)</td></tr></table> ()内は、協定締結前から活発に行われていた集落を含めた割合 協定集落の農用地の利用集積面積 (ha) <table><tr><th>区 分</th><th>協定締結前</th><th>現 在</th><th>増加率</th></tr><tr><td>農用地の利用権設定面積</td><td>30,800</td><td>38,108</td><td>24%</td></tr><tr><td>農作業の受委託面積</td><td>22,459</td><td>30,958</td><td>38%</td></tr></table> Q「農地の生産性は上がりましたか」 	農業機械・施設の共同利用	44%	(73%)	農作業受委託や土地利用調整	40%	(67%)	農業収益を上げるための取組	41%	(60%)	区 分	協定締結前	現 在	増加率	農用地の利用権設定面積	30,800	38,108	24%	農作業の受委託面積	22,459	30,958	38%					
農業機械・施設の共同利用	44%			(73%)																										
農作業受委託や土地利用調整	40%			(67%)																										
農業収益を上げるための取組	41%			(60%)																										
区 分	協定締結前	現 在	増加率																											
農用地の利用権設定面積	30,800	38,108	24%																											
農作業の受委託面積	22,459	30,958	38%																											
担い手の定着の取組活動	担い手の育成・確保に向けた活動の進展	主な生産性・収益性向上活動と取組集落の割合 <table><tr><td>機械施設の共同購入・共同利用</td><td>54%</td><td>(水田地域)</td></tr><tr><td>コントラクター等農作業の受委託推進</td><td>27%</td><td>(草地地域)</td></tr><tr><td>農作業の共同化</td><td>31%</td><td>(全道的)</td></tr><tr><td>家畜衛生・乳質改善対策</td><td>14%</td><td>(草地地域)</td></tr></table> Q「農地の生産性は上がりましたか」 	機械施設の共同購入・共同利用	54%	(水田地域)	コントラクター等農作業の受委託推進	27%	(草地地域)	農作業の共同化	31%	(全道的)	家畜衛生・乳質改善対策	14%	(草地地域)																
		機械施設の共同購入・共同利用	54%	(水田地域)																										
		コントラクター等農作業の受委託推進	27%	(草地地域)																										
		農作業の共同化	31%	(全道的)																										
家畜衛生・乳質改善対策	14%	(草地地域)																												
担い手の定着の取組活動	担い手の育成・確保に向けた活動の進展	主な担い手の定着に関する活動と取組集落の割合 <table><tr><td>認定農業者の育成</td><td>51%</td><td>(全道的)</td></tr><tr><td>オペレーターの育成・確保</td><td>31%</td><td>(水田地域)</td></tr><tr><td>酪農ヘルパーの集団的利用</td><td>18%</td><td>(草地地域)</td></tr></table> 集落営農等組織の育成（協定・割合） <table><tr><th>協定締結前から</th><th>協定締結後に</th><th>現在検討中</th></tr><tr><td>99 (16%)</td><td>54 (9%)</td><td>344 (56%)</td></tr></table>	認定農業者の育成	51%	(全道的)	オペレーターの育成・確保	31%	(水田地域)	酪農ヘルパーの集団的利用	18%	(草地地域)	協定締結前から	協定締結後に	現在検討中	99 (16%)	54 (9%)	344 (56%)													
		認定農業者の育成	51%	(全道的)																										
		オペレーターの育成・確保	31%	(水田地域)																										
		酪農ヘルパーの集団的利用	18%	(草地地域)																										
協定締結前から	協定締結後に	現在検討中																												
99 (16%)	54 (9%)	344 (56%)																												

その他協定締結による効果	地域内の連帯意思の高まり				
	集落内の話し合いが多くなり、集落の活性化にとって基礎的な要素である「連帯感」が高まっている。 集落での話し合いの回数（1協定当たり） Q「地域の連帯感が強化されましたか」				
	<table><tr><td>協定締結前</td><td>現在</td></tr><tr><td>3.1 回</td><td>6.9 回</td></tr></table>	協定締結前	現在	3.1 回	6.9 回
	協定締結前	現在			
3.1 回	6.9 回				
どちらも 言えない 22% いいえ 3% 強化された 75%					
	水田地域を中心に143集落協定（全体の23％）では、交付金の一部を「全市町村基金」へ拠出し、非対象農家を含めた地域ぐるみの共同利用機械の導入などを取り組んでいる。				

3.実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
「畑」の耕作放棄地の増加防止に向けて	■ 北海道の耕地面積の35%を占める「畑」は、全交付面積の1%と極めて少ない一方、畑作地域では耕作放棄地が増加傾向(H11:1,293ha → H14:1,310ha(1.3%増))にあることから、耕作放棄防止策の充実が必要
円滑な制度の推進	■ 交付農用地の担い手の農家住宅用地等への転用は交付金の遡及返還となることから、担い手の拠点確保等に支障 ■ 共同取組活動分の交付金の個人所得として課税対象は、取組のステップアップに対する意欲低下を招くことが懸念
地方財政措置の充実	■ 地方公共団体(道・市町村)の交付金負担に対する地方交付税措置は、その負担実態に十分対応しておらず、地方財政の圧迫を招く [北海道の地方交付税の充足率(H14試算)：市町村 72%、道 55%]
道民（国民）の理解促進	■ 一般道民への理解促進に向けた取組の一層の工夫が必要 ■ 道及び市町村は、集落活動のレベルアップを推進するため、更にきめ細やかな対応が必要

4.評価結果

事 項	市 町 村 の 評 価 を 踏 ま え た 都 道 府 県 の 評 価			
北海道における実施状況	交付金交付地域は本道の農業・農村において相当程度のウエイトを占めており、制度による成果は、交付地域のみならず、本道農業・農村全体に対しても大きな影響を与えている。			
	交付地域の道内ウエイト			
	実施市町村数	51% (105 / 212市町村)	交付集落数	35% (センサス集落 2,297 / 6,637集落)
	交付農地面積	28% (3,263 / 11,768百ha)	協定参加者数	32% (農家数 19 / 59千人)
直接的な効果 ○耕作放棄の防止効果	実施市町村における耕作放棄面積が、制度実施前（平成１１年度）に比べ着実に減少しており、本制度の耕作放棄防止を図る機能が発揮されている。			
間接的な効果				
○集落機能の増進・再生	話し合いを通じて地域の連携強化や活性化が図られ、集落機能の増進・再生が進展している。			
○地域農業生産の継続意欲	農道、水路等の維持管理の向上や機械の共同利用・農作業の受委託など、地域の農業生産の継続に向けた取組が活発化しているなど、条件不利地における営農の意欲が向上している。			
○多面的機能の増進意識	多面的機能の増進活動を通じて、農村環境や景観に対する協定参加者等の意識が醸成され、地域ぐるみの農村景観や環境の保全に向けた取組が積極的に実施されるようになってきた。			

5.都市住民の理解（道内の都市住民アンケート結果より）

多面的機能に対する認識

「多面的機能」については、「知っている」とする回答は過半数を占め、道内都市住民にある程度認識されている。
「特産品等の場としての魅力」については、魅力を感じている回答が多い。
「教育の場としての今後の農業・農村の役割」に対する回答は、「積極的」回答（71%）が最も多く、次に「活かせる条件整備が必要」（19%）が認められており、道内・道外に於ける認識が異なる。

Q「農業・農村の多面的機能」について

Q「保健休養の場」としての農業・農村の魅力

Q「教育の場」としての今後の農業・農村の役割

本制度に対する理解

道内の都市住民は本制度はほとんど知らないという回答は半数以上が知らない回答。
「中山間地域の直接支払制度」について5割以上が知らない回答あり。「消費者が参加し関わりを深めるべき」と(37%)が回答する。次に「条件不利地域を支援するこの制度は必要」と(28%)が回答しており、本制度の認識については、両面共に受け止められていると見られる。

Q「中山間地域等直接支払制度」を知っていますか

Qこの制度の実施についてどう思いますか

青森県評価結果の概要

1. 実施状況の概要

交付市町村数 49市町村
 協 定 数 699協定
 {うち集落協定数 680 個別協定数 19 }
 協定締結面積 11,590 ha
 {対象農用地面積 16,842 ha 協定締結率 69%}
 {地目別面積内訳:田7,406 ha 畑3,783 ha 草地257ha 採草放牧地144ha }
 交付金額 1,051,735千円
 {内訳:共同取組活動分 527,261千円、個人配分分524,474千円}

2. 交付金交付の効果（協定に基づく活動等による効果）

	検証項目	効果の内容
農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止、水路・農道等の管理	協定を締結した面積は11,590haとなっており、この協定内農用地は少なくとも5年間は耕作放棄のおそれはない。また、協定内での耕作放棄地復旧面積は約8.6ha、林地化面積は約2.8haとなっている。水路・農道等の管理は全ての協定で行っており、その作業の回数は協定締結前と比較して約2.4倍となっている。
	多面的機能を増進する活動	周辺林地下草刈りが374協定と最も多くなっており、次いで景観作物の作付けが286協定、堆きゅう肥施肥が89協定と続いている。また、伝統行事の継承活動や食農教育のための学校田の開設等、特徴的な取組みも多くなってきている。
生産性・収益の向上、担い手の定着に関する目標	生産性・収益の向上の取組活動	農作業の共同化が266協定で最も多くなっており、次いで農作業受委託推進が251協定、機械共同利用が214協定と続いている。農作業受託面積は協定締結前と比較して約1.5倍となっている。農地流動化面積は協定締結前と比較して約1.3倍となっている。
	担い手の定着の取組活動	オペレーター育成が392協定で最も多くなっており、次いで認定農業者育成が282協定、農地集積が141協定と続いている。認定農業者数は協定締結前と比較して約1.4倍となっている。
その他協定締結による効果		集落の話し合いが、協定締結前と比較して約3倍となっている。また、集落協定代表者へのアンケート結果では集落の話し合いについて約6割が協定締結を契機に活発化したと答えている。また、話し合いにおける女性、若者等の参加についても約4割が活発化したと答えている。集落の和合は効果として表現しにくい部分であるが、話し合いは全ての集落活動の始まりとなるため、評価に値するものと考えられる。

3. 実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
実施状況	制度の実施を見送った集落の主な理由は、協定をまとめるリーダーがいらない集落内のほとんどが耕作放棄地となっている 出入作が多いため集落のまとまりが悪い等であるが、特に耕作放棄地率が高い集落ほど制度実施率が低くなる傾向がある。このような実施を見送った集落の持つ多面的機能をどのように維持していくのが今後の課題と考えられる。
交付金交付の効果	交付金配分方法は共同活動経費が51%、個人配分が49%となっており、共同活動経費の使途では農道・水路管理経費が247,797千円と最も高くなっている。これまで無償で行われてきた活動に交付金が充てられることにより、確固たる農道・水路管理体制を築いた集落も多いようである。今後は、中山間地域でも担い手が規模拡大等により集落の中核として定着することにより、本交付金の交付がなくても集落全体として農業生産活動等の継続が可能となるように支援していくことが重要だと考えられる。

4. 評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
実施状況	本制度は中山間地域の多面的機能を増進させる活動を行う農業者に直接、交付金を支払うという我が国農政史上初の手法であったことから、当初は困惑した集落も多かったが、平成15年度には制度対象農地の約7割をカバーするに至った。 特に、本県の対象面積の約3割を占める樹園地では当初、交付単価や共同活動の少なさから協定締結の困難が予想されたが、田と変わらない実施率となった。 このことから、急ピッチで進められた今回の制度としては、現場に対してかなり普及・浸透が図られたと評価できる。
協定活動の状況	本制度が急ピッチで進められ、集落でも時間のない中で協定を締結した経緯もあり、検討不十分な集落も多くあったと考えられるため、地域の実情を反映した集落協定になるよう引き続き支援していくことが必要だと考えられる。
制度導入による効果	本制度は耕作放棄地の防止を通じて農業・農村の持つ多面的機能の増進を図るものであるため、計量評価が困難なものが多いが、農地保全を通じた国土保全等の項目についての計量評価結果は75億円となった。平成15年度の交付総額が約10億5千万であることから、その効果は約7倍となる。 また、認定農業者や農作業受委託面積等の指標も全て県平均を上回っており、農業経済の基盤等を強化する効果も現れてきている。

(特徴的な取組事例)

- 攻めの策に交付金を活かす ひがしつがるぐんかにたまち 青森県東津軽郡蟹田町 かみおくに 上小国集落

集落協定の概要

面 積	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
78.6ha	水稻	-	-	-
交付金総額 628万円	個人配分	農地・水路・農道等の管理		
	共同活動 (50%)	多面的機能増進活動		
		農業機械購入		
		役員報酬・その他		
協定参加者	農業者 65人			

取り組みの内容

これまで実施してきた農道・水路の管理だけに充てるのではなく、一步でも二歩でも集落が前進するように新たな取り組みに使い切っている。

多面的機能増進活動として、集落の環境美化のためにプランター100個への花の植え付けと休耕田約30aにコスモスの植栽、また、新規作物の導入として、約13aにクリとクルミの作付け、農作業の効率化のために中古トラクター、畦塗り機、モア、除雪機の購入、4haの耕作放棄地の復旧、食農教育の一環としての学校田の開設など本制度を実施して新たに生まれた活動がたくさんある。そしてこれらの活動には、対象農地を持たない農家も参加しているため地域ぐるみの取り組みに発展している。



田植え体験



導入したトラクター

[平成15年度までの主な効果]
・耕作放棄地の復旧(田4ha)
・新規作物導入(クルミ)の導入(13a)
・担い手への利用集積(24ha)

岩手県評価結果の概要

1. 実施状況の概要

交付市町村数 56市町村
 協 定 数 1, 4 4 9
 {うち集落協定数1,341 個別協定数108}
 協定締結面積 1 8, 3 6 3 h a
 {対象農用地面積20,044ha 協定締結率92%}
 {地目別面積：田16,658ha 畑443ha 草地709ha 採草放牧地553ha}
 交付金額 3,082,985千円
 {内訳：共同取組活動分1,610,205千円、個人配分1,472,780千円}

2. 交付金交付の効果（協定に基づく活動等による効果）

	検証項目	効 果 の 内 容
事項 農業生 産活動 等とし て取り 組むべ き	耕作放棄の 防止、水路・ 農道等の管 理	耕作放棄地については、県独自の全集落調査によると、協定に基づいて復旧したものは24ha、集落が自主的に復旧したものは91ha、全体で115haとなっている。（調査C）（調査名は末尾に記載。以下同じ） 協定集落・非協定集落の比較調査によると、耕作放棄地は、協定集落の4分の3（74%）で耕作放棄地がもともと無い、もしくは減っているのに対し、非協定集落では、71%が現状維持、もしくは増えている。（調査D） この傾向は、畑の耕作放棄地についても同様である。（調査D） 協定集落の水路・道路等の管理に係る共同作業の回数は、協定締結前の1.2回に対し、平成15年9月調査時点では、3.6回と大幅に増加している。（調査A）
	多面的機能 を増進する 活動	協定集落では、耕作放棄地の復旧活動と相まって、景観形成や祭り等の伝統行事の復活など、多面的機能増進に関する取り組みがみられてきているほか、世代間交流や女性・高齢者の活発な活動等、多様な集落活動も展開されてきている。（調査C）
関する 目標 生産 性・集 積の向 上、担 い手の 定着に	生産性・収 益の向上の 取組活動	今後の生産性・収益性の向上に関する共同取組活動では、これまでの水路・道路の管理、農地法面の点検など、農用地等の維持管理に関する活動に加えて、農業機械・施設の共同購入・利用、集落営農推進、オペレーターの育成確保、高付加価値型農業の推進などの農業生産活動の高度化を重視して取り組む方向に意向が変化してきている。（調査E） 協定集落・非協定集落の比較調査によると、協定集落では、農業生産の拡大、農地集積・農作業受委託の拡大を進めている、もしくは、進めたいので合意形成中とするところが、非協定集落の意向と比較すると圧倒的に多くなっており、継続的な営農活動を進める気運の盛り上がりが見られるようになってきている。（調査D）
	担い手の定 着の取組活 動	1 協定集落当たりの平均認定農業者数は、協定締結前の1.04人に対し、締結後は1.32人と増加している。また、集落営農組織は、協定締結を契機に育成された集落は6.2%、現在組織化を検討中の集落が50.0%であり、着実に育成されてきている。さらに、農用地の利用権設定は約1.4倍、農作業受委託は約2倍と増えてきている。（調査A） 協定集落・非協定集落の比較調査でも、協定集落の39%で認定農業者が増えており、非協定集落の17%を大きく上回っている。営農組織も協定集落が非協定集落に比較して増加している。（調査D）
その他協定締結による効果		協定締結を契機に、73%の集落で活性化や将来のあり方に関する話し合いが増加し、63%の集落で共同作業、機械等の共同利用、作業の受委託等に関する取り決め事項の話し合いが増加している。（調査A）また、協定集落の話し合いの回数は、協定締結前の1.5回に対し、締結後は4.5回と大幅に増加し、共同取組活動、集落活動の活発化につながっている。（調査A）

3. 実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
制度の要件の改善	協定集落では、共同取組活動の質的向上が図られるにしたがって、協定参加農家にとどまらず、集落全戸の参画による活動が重視され、交付金の配分割合も個人から共同取組活動にシフトしてきている。(調査B) こうした動向に即し、協定集落では、現行制度の対象を集落全戸にするなどの要件の改善を望んでいる。(調査A)

4. 評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
制度の評価	高齡化が進行し、担い手の不足や耕作放棄地の増加などが懸念されている中であって、直接支払制度によって協定を締結した集落では、機械や施設の共同購入・利用、農作業の共同化や受委託、耕作放棄地の復旧、景観形成など、農業生産性の向上や多面的機能の増進に係る取組が着実に進展してきている。 集落の意識の盛り上げを更に高め、こうした取組を中断させることなく進めるとともに、中山間地域全体に波及させ、集落機能の活性化や担い手の育成・定着を一層促進するためには、直接支払制度を充実し、継続する必要がある。

(取組事例)

宮守川上流集落(宮守村)	参加者：108人、1生産組合	面積：田7,791a	交付金：15,599千円(共同100%)	・「一集落一農場構想」の実現を目指して農事組合法人を設立し、交付金全額を共同取組活動で活用している。 ・大型機械の導入やオペレーターの育成等を進め、大型機械化体系を確立したことにより、作業受託料金が低減され、受託面積が拡大した。 ・ブルーベリー等新たな作目の導入など、高付加価値型農業の展開による地域活性化を目指している。
上餅田営農組合(江刺市)	参加者：61人	面積：田5,020a	交付金：10,555千円(共同86%)	・既存の水田営農組合を母体に地区外の地権者を加え協定を締結した。 ・交付金の大半を共同分とし、耕作放棄地47aを復旧し、担い手に集積、集団転作大豆を原料として昔ながらの味を再現した納豆を製造し、産直のほか市内のスーパーでも販売している(交付金を積立て、16年度に本格的な加工施設を建設予定)。 ・特定農業法人の設立を検討し、基盤整備の事業化推進等積極的な活動を展開している。
夏屋集落協定組合(川井村)	参加者：11人	面積：田493a、草地等272a	交付金：1,249千円(共同50%)	・協定農家だけでなく、集落全戸でむらづくり活動を進め、岩手県立大学の助言を得た地元学(屋号の復活等)の実践によって地域活性化構想を策定した。農業体験受け入れなど、グリーン・ツーリズムにも取り組んでいる。 ・沢を横断する老朽化した橋梁を、木材を持ち寄って自力で架け替え、川岸の農地が耕作放棄されるのを防止した。 ・14年度から新規作物としてうど、うるい、行者にんにく等の山菜栽培に取り組み、15年度には山菜加工施設を建設し、産直で販売を始めている。

評価に用いた調査

調査 A：平成 15 年 9 月全協定集落調査(国)(回答集落数 1,302)

調査 B：平成 16 年 3 月集落協定実施状況データシート(国)(回答集落数 1,341)

調査 C：平成 15 年 9 月全協定集落調査(県)(回答集落数 1,294)

調査 D：平成 15 年 12 月協定集落・非協定集落の比較調査(県)

(回答集落数 協定集落 23 非協定集落 23)

調査 E：平成 15 年 2 月協定集落抽出調査(県)(回答集落数 66)

宮城県評価結果の概要

1. 実施状況の概要

交付市町村数 21市町村

協 定 数 328協定

{うち集落協定数 312 個別協定数 16}

協定締結面積 2,616 ha

{対象農用地面積 3,404 ha 協定締結率 77 %}

{地目別面積内訳：田 2,357 ha 畑 92 ha 草地 101 ha 採草放牧地 66ha}

交付金額 387,591千円

{内訳：共同取組活動分 204,627千円、個人配分分 182,964千円}

2. 交付金交付の効果（協定に基づく活動等による効果）

	検証項目	効果の内容
農 取 業 生 組 産 む 活 べ 動 き 等 事 と 項 し て	耕作放棄の防止、 水路・農道等の管理	協定締結農用地において耕作放棄地は発生しておらず、その背景には集落協定にて耕作放棄地の発生防止 A=50.1ha(協定締結面積の1.9%)を図っており、本制度の効果が現れている。また、協定内外の耕作放棄地 A=12.7haの復旧が図られている。 協定参加者及び市町村は、本制度において「耕作放棄地の増加を発生防止する効果」は9割上が効果ある（うち5割以上が非常に効果ある）と回答している。 水路・農道の管理は、協定締結を契機に活発に実施されたと7割が回答しており、協定締結以前からの実施を加えると9割以上と非常に高い。共同作業の回数も協定締結後4回程度と協定締結前の3倍程度に増加している。
	多面的機能を増進 する活動	協定参加者及び市町村は、本制度において「多面的機能の発揮の役割を維持保全する効果について」9割以上が効果があると回答している。 協定参加者において「多面的機能活動の理解」は9割以上で進んでいる。また「集落協定に多面的機能の活動等を定めることは適当である」と8割弱が回答しており、「地域・農地の維持のためには必要な活動である(8割強)」との理由が多い。 国土保全の取り組み（周辺林地の下草刈り等）が多く、協定締結を契機に活発に実施されたと6割が回答している。
生 の 産 定 性 着 ・ に 収 関 益 す の る 向 目 上 標 、 担 い 手	生産性・収益の向上 の取組活動	本制度により、協定締結農用地において新規導入作物 A=42.9haや、作付け面積拡大作物 A=14.3haが見られる。新規導入作物は、転作関連の大豆が多く、花きは景観作物が多いが、そばは、地域でのそば祭りや農家レストランで提供している例もある。野菜・山菜は、直売所や道の駅で販売している例もある。 本制度により水稻・牧草・大豆・そば・野菜等の作付け面積が増加している。
	担い手の定着の取組 活動	本制度により農作業の受委託面積 148%、農地利用集積面積 133%、認定農業者数 133%の増加率(H14/H12)は、いずれも県内の動向を上回っており本制度の効果であると評価できる。 集落内での農作業受委託や土地利用調整、農作業を受委託を行う担い手との連携、認定農家等の担い手の育成は、協定締結を契機に3割前後が活発に実施されてきている。
その他協定締結による 効果		集落内での話し合いの回数は、協定締結後4回と協定締結前の3倍以上に増加している。また、集落の活性化や将来の話し合い等について、協定締結を契機に7割以上が活発に実施されている。 協定参加者の9割以上が、「本制度により良くなった点がある」と回答しており、農地の管理面の向上や耕作放棄地解消に加え、集落の話し合い・まとまりの向上、農家の経済面等の効果をあげている。

３．実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
対象農用地の要件	本制度は傾斜度や面積要件により交付対象農地が決定する「属地主義」であり、地域や集落の一部の農地に対し交付金が支払われている。このため交付金交付の有無により、集落内でのまとまりの悪化や不公平感が見られ、集落全員による共同取組活動に至らない場合も多い。 次期対策においては、集落や地域全体の農地を対象とし、集落等を単位とする共同取組活動の推進を図ることが望ましいと考える。
交付単価	交付単価は、全国統一単価を採用している。このため地目・傾斜別の単価差が大きく、単価の価格差の解消を求める要望があがっている。 また耕作放棄地を復旧した場合、経費的に見合わない等の課題がある。
交付金返還措置の緩和	現行制度は、協定面積の減は免責事由でない限り「協定農用地すべてについて協定認定年度に遡って交付金を返還する」ことになっている。 土地所有者より農作業受委託・利用権設定等の更新を拒否され、本人も活動に加わらない例も想定される。返還要件の緩和を望む。
協定書の簡略化	活動項目も多く協定書の変更もあり、協定書の内容把握が十分であるとはいえない。協定書の記載様式・記載内容の簡略化が必要である。

４．評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
耕作放棄地について	耕作放棄地の発生防止が図られ、協定内外の耕作放棄地復旧も見られ評価できる。 しかし、高齢化等の影響により作物作付けまで至る割合は少ない。
生産性・収益の向上 担い手の定着	新規導入・作付け面積拡大作物が見られ、収益向上に繋がった例もあり評価できる。 農作業受委託面積・農地利用集積面積・認定農業者数の増加率は、県内の動向を上回り評価できる。しかし担い手育成や後継者対策は、十分であるとはいえず、行政として推進・支援していく必要がある。
制度の継続	協定参加者・市町村とも制度の継続希望は８割以上と非常に高く、廃止希望はごく僅かである。活動年数の経過に伴い、制度の継続希望は増加傾向にある。 制度の定着や担い手の定着等の効果発現には、５年間は短く、中長期的な取組みが必要である。制度が継続されなければ、農業生産活動及び共同取組み活動の弱体化に繋がることが大いに懸念される。
総括(第３者委員会)	他事業との連携も含め、地域の独自性を持たせた戦略や地域の総合戦略が必要でないか。行政の更なる支援が必要である。中山間地域施策で出てきた可能性をどう定着させていくか。これからが正念場に入る時期である。

(特徴的な検証結果又は取組事例等)

協定参加者及び市町村による、協定活動に対する自己評価

協定活動別に４段階評価を実施したところ、全体的には「まあまあ実施できた(８割)」の回答を得る。
ただし「担い手の定着に関する活動」は、やや不十分であるとの回答(４割程度)が多く、今後も集落内の話し合い等を通じた推進が必要である。

協定参加者の協定活動に対する意識

協定活動に対する協定参加者の意識は、第１位が「交付金がもらえるから(４割)」であり、続いて「耕作放棄地を発生させないため(２割強)」「集落の話し合いが増え集落のまとまりがよくなるから(２割弱)」「多面的機能を維持増進するため(１割弱)」の順である。

協定参加者の傾向

協定参加者は、男性(９割)、兼業農家(８割)、５０～６４歳(４割)が多い。次期対策において、直ちに協定活動継続不能とはならないが、６５歳以上は３割強おり、徐々に高齢化・兼業化による労働力不足・時間的制約等が集落協定活動に影響を及ぼすと思われる。

秋田県評価結果の概要

1. 実施状況の概要

交付市町村数 51市町村
 協 定 数 851協定
 {うち集落協定数 813 個別協定数 38 }
 協定締結面積 10,188ha
 {対象農用地面積 11,376ha 協定締結率 90%}
 {地目別面積内訳：田 9,982ha 畑 85ha 草地 78ha 採草放牧地 43ha }
 交付金額 1,134,604千円
 {内訳：共同取組活動分 543,222千円、個人配分 591,382千円}

2. 交付金交付の効果（協定に基づく活動等による効果）

	検証項目	効果の内容
農 取 業 生 組 産 む 活 べ 動 き 等 と 項 し て	耕作放棄の防止、 水路・農道等の管理	本制度の実施を通じて、平成15年度末までで、51市町村において851の集落協定が締結され、10,188haの農用地について協定が締結されており、これらの農用地について、耕作放棄地の防止が行われた。 また、過半数の集落で協定締結を契機として、水路・農道等の管理に係る共同作業が行われ、その取組回数も1.6回から3.2回に倍増するなど耕作放棄地の防止に向けた集落全体での共同活動が活発化した。
	多面的機能を増進 する活動	協定締結を契機に活発に行われるようになった多面的機能を増進する活動として、「国土保全の取組」61%と最も多く、次いで「保健休養機能を高める取組（40%）」、「自然生態系の保全に資する取組（16%）」などとなっている。
生 定 産 着 性 に 関 連 す る 目 的 ・ 担 い 手 の	生産性・収益の向上 の取組活動	「農作業の受委託や転作作物の団地化等の土地利用調整」が集落協定を契機に活発になったと回答している集落は37%で、「高付加価値型農業等、農業収益を上げるための取組」は36%、「農業機械や施設の共同利用」は26%などとなっており、協定締結を契機に生産性・収益性の向上に向けた取組が活発化していることが伺える。 また、農作業の受委託面積（基幹的農作業のうち3種類以上）が、782haから1,067haと285ha増加しており、1協定当たりの面積も0.97haから1.32haと1.4倍近くに増えており、集落協定による取組が着実に進んでいる。
	担い手の定着の取組 活動	約3割の集落において「農作業受委託等を行う担い手との連携」や「認定農業者、農業生産法人等、担い手の育成」の取り組みが集落協定を契機に活発に行われている。 また、認定農業者は1,268人から1,492人と224名が増加し、集落平均では1.6人から1.8人に増加している。
その他協定締結による 効果		本制度に取り組んでいる集落内では、協定締結を契機として話し合いの場が復活し、農作業受委託の推進等による生産性・収益の向上及び認定農業者の育成等による担い手定着への取り組みなど新たな動きが出てきており、集落協定に基づく共同維持管理活動等を実施する中で、集落営農に向けた取り組みが始まり協定農用地を含めた特定農業法人が設立されたところもある。

3. 実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
制度の長期的な取り組み	集落営農の組織化や地域の創意工夫に基づく独創的な取組が芽生えつつあり、より自立的な営農の展開に結びつけるためにも、なお一層の意識の高揚に努めるとともに、これらの取組を中断させることなく長期的なスパンで支援していく必要がある。 また、認定農業者は18%増加したほか、農作業受託面積も36%増加しており、これら経営体の効率的で安定的な農業経営を展開するためには、なお一層の農用地の利用集積を進めることが重要である。 さらに、耕作放棄地の防止については、全体として一定の抑止効果が発現しているほか、一部地域においては復旧事例も見られることから、引き続き支援策が期待される。
担い手への利用集積の推進	
耕作放棄地の解消	

4 . 評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価	
制度の取組状況	本県では、対象農用地の9割に相当する10,188haで本制度に取り組んでおり、適切な農業生産活動が維持され耕作放棄地の発生が防止されているとともに、道路及び水路の共同維持管理活動や多面的機能を増進する活動としての周辺林地の下草刈りや景観作物の作付け、そして伝統文化の継承など集落全体の取り組みが行われている。	
集落営農組織の設立状況と今後の見込み	「中山間地域等直接支払制度の評価に係る調査」によると、集落営農組織の育成について、協定締結を契機に育成された集落営農組織があると回答した集落が40(5%)あるほか、現在育成について検討中と回答した集落が441(54%)になっており、約6割の集落において集落営農の実践または検討が行われている。	
制度に対する総括評価	以上より、本制度は、耕作放棄地の発生防止等により農業・農村の持つ多面的機能を確保するとともに、集落の共同取組活動を通じて集落機能の維持強化や地域農業の維持を図る上でも効果を発現していることから、その必要性及び有効性が認められる。	

(特徴的な検証結果又は取組事例等)

農地の守る法人化に向けて

1 . 協定締結の経緯

担い手の高齢化や減少により耕作放棄地の増加が懸念されていたため、将来にわたって持続的な農業生産活動の確立を目指し、農作業の効率化及び農地の耕作放棄の防止に取り組むため、協定を締結した。

集落協定の概要

市町村協定名	秋田県北秋田郡上小阿仁村 上仏社			
協 定 面 積 15ha	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻、大豆	-	-	-
交 付 金 額 315万円	個人配分 50%			
	共同取組活動分 (50%)	農地、農道、水路の管理等	5.5%	
		生産性の向上、担い手の定着	42.5%	
		その他	2%	
協定参加者	農業者 14人 水利組合4 その他1			

2 . 取り組みの内容

協定参加者を中心として、農地の遊休化の防止と農作業効率の向上を図るため大豆の団地化に取り組んでおり、水路・農道等の管理については年数回協定参加者全員で草刈り等作業を行っている。

また、県及び農協等の関係機関の指導等を受け検討を重ね法人を設立(平成15年8月)し、利用権設定面積23.3ha、農作業受託面積2.2haの集積を行った。16年度からは水稻と大豆のブロックローテーションにより高収益と余剰労力を活用した取組を計画している。

3 . 取り組みによる効果

本制度での活動が契機となり、持続的な集団営農の組織化への意向から法人が設立され、これを特定農業法人として位置づけた。共同での作業が増え、また、農地の利用権設定・農作業受託による集積、大豆の団地化を図ったことで農作業の効率が向上している。

山形県評価結果の概要



1. 実施状況の概要

交付市町村数 40
 協 定 数 790
 {うち集落協定数 759 個別協定数 31}
 協定締結面積 8,833ha
 {対象農用地面積 9,494ha 協定締結率 93%}
 {地目別面積内訳：田 8,271ha 畑 432ha 草地 109ha 採草放牧地 21ha}
 交付金額 1,357,065千円
 {内訳：共同取組活動分 743,249千円、個人配分 613,816千円}

2. 交付金交付の効果（協定に基づく活動等による効果）

	検証項目	効果の内容
農取 業 生 組 産 む 活 べ 動 き 等 事 と 項 し て	耕作放棄の防止、 水路・農道等の管理	本制度の実施を通じて、平成15年度末までで、対象となる農用地のあるすべての市町村において、8,833haの農用地について農業生産活動に取り組む協定が締結され、耕作放棄の発生を防止している。また、平成14年度までに77haが農振農用地区域へ編入されるとともに、平成12年度から平成16年度までの5年間のうちに12haの既耕作放棄地を復旧することが協定に位置付けられている。 水路・農道等の管理についても、多くの協定で共同取組活動により管理が行き届くようになり、また、直営施工や中古材料の調達など独自の工夫により農道舗装や用水施設の整備が進んだ事例も多数でてきている。
	多面的機能を増進 する活動	759の集落協定のうち「周辺林地の下草刈り」に取り組んでいる協定が64%、集落内の道路沿線に花壇を整備するなどの「景観作物の作付け」が40%となっている。また、新たに農業用廃プラスチックの共同回収や堆肥散布の受委託体制を整備した事例もでてきている。 集落協定代表者への評価調査によれば、国土保全や保健休養機能などの多面的機能の維持保全効果について、94%が効果があると回答している。
生定 産 着 性 に ・ 関 収 す 益 る の 目 向 標 上 、 担 い 手 の	生産性・収益の向上 の取組活動	協定締結前の平成11年度と比較すると「利用権設定の面積」が、87ha増加しており、1協定当たりの面積も1.69haから1.88haと約1.1倍に増えている。「農作業の受委託面積（基幹的農作業のうち3種類以上）」では、114ha増加しており、1協定当たりの面積も0.82haから1.02haと約1.2倍に増えている。 集落協定代表者への評価調査によれば、農業機械や施設の共同利用について、「協定締結を契機に活発に行われるようになった」との回答が4割に達している。
	担い手の定着の取組 活動	協定締結を契機に、大豆やそば栽培の受託組織や共同防除作業の受託組織などができ地域の作業を担う体制が整備されたところもでてきている。評価調査によれば、農作業受託等を行う担い手との連携について活発に行われているとする回答は、「協定締結前から活発」と「協定締結を契機に活発」を合わせると約5割になっている。 また、認定農業者数では協定締結前と比べて186人の増加があった。
その他協定締結による 効果		集落の衰退に危機感を抱く中で、協定を締結したことにより「集落内で協議をしながら抱える問題点と課題を洗い出し、共通の目標に協力して取り組むきっかけを得ました。」との声に代表されるように、協定締結を契機に集落内の連帯感の向上や、コミュニティの再生が図られてきている。評価調査によれば、「集落の活性化や将来についての話し合い」が「協定締結を契機に活発に行われるようになった」との回答が73%に達している。

３．実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
1 制度定着に向けて	制度は、広く普及しているものの、農業者の高齢化が進む中で、今後の制度の定着は集落機能の維持及び担い手の確保にかかってくることから、対象農地の所有の有無にかかわらず、非農家も含めて集落全体で取り組みやすい制度にしていくことが必要である。
2 制度の効果をさらに高めるために	集落内での話し合いや共同作業が活発化しているが、持続的な農業生産のための体制整備に向けて、今後は、進行管理の導入や集落協定内容の見直しなど、協定の目標達成を確実にする手法の導入が必要である。
3 国民の理解の向上のために	本制度は国民にとって大切な多面的機能の維持を中山間地域の農業者に担ってもらうためのものであるが、国民一般の認知はまだ進んでいない状況にあるので、今後、国民共通の財産である中山間地域の農地保全に制度が大きな役割を果たしていることを広くＰＲしていくことが必要である。

４．評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
1 制度の普及・定着状況の観点から	本制度は、対象農用地のあるすべての市町村で取り組まれており、また、制度対象農地の９３％で協定が締結されているなど広く普及している。また、多くの協定では交付金を計画的に使用するなど協定に基づく活動にも工夫がみられるようになり、制度は該当する農業者には着実に定着している。一方、本制度は国民の理解の下に実施することとされているが、一般県民への制度の認知度は１４％（平成１４年９月調査）にとどまり、県民への定着はまだ進んでいるとは言えない。
2 農業生産活動の継続の面での変化の観点から	集落協定の締結及び活動により、集落内の話し合いや共同作業が活発になっており、集落の連帯感や意識を高め、持続的な農業生産活動の体制整備を助長する効果があるものとして評価できる。集落協定の活動により、「持続的な農業生産活動の形成」や「集落や地域の活動の維持・活性化」の面では、取り組みの芽が出始めたところであり、今後ともこれまでの活動を持続する必要がある。
3 その他の観点からの評価	（１）本制度は、最も耕作放棄されやすい生産条件の不利な農地の耕作放棄の防止に大きな効果をあげているとともに、農業生産活動及び多面的機能増進活動など様々な活動を通じて、環境の保全と美しい景観形成にも大きな役割を果たしている。このことは、都市生活者にとって、日常生活の中では得がたいゆとり、やすらぎ、癒しの場としての価値ある農山村の魅力を高めることになっており、今後とも国民共通の財産として魅力ある農山村を次世代に継承していくために本制度を継続していく必要がある。 （２）本制度は中山間地域の持つ多面的機能を増進させ、集落内に不足している生産基盤や生活環境の整備等を主体的に実施でき、中山間地域への定住志向を高めるのに大きな効果のある制度である。 （３）日本の国土を守り、都市基盤を支えるためには、地形的に河川の上流に位置する中山間地域を守ることが不可欠であり、これによって豊かな生態系が形成され、緑あふれる癒しの空間が確保され、地域の伝統文化が伝承され、人間の感性や情緒が養われる農業体験・自然体験の場が確保されるのである。 このため、本制度は農林水産省のみならず、環境省、文部科学省、国土交通省、厚生労働省など関係する省庁が連携して取り組むべき国家プロジェクトに値するものであり、このような体制のもとで本制度を継続していく必要がある。

福島県評価結果の概要

1. 実施状況の概要(平成15年度末)

交付市町村数 70市町村

協 定 数 1,674協定

{ うち集落協定数 1,627 個別協定数 47 }

協定締結面積 14,650 ha

{ 対象農用地面積 21,664 ha 協定締結率 67.6% }

{ 地目別面積内訳：田 12,621ha 畑 1,381ha 草地 239ha 採草放牧地 409ha }

交付金額 1,939,897千円

{ 内訳：共同取組活動分 1,008,991千円、個人配分分 930,906千円 }

2. 交付金交付の効果（協定に基づく活動等による効果）

	検証項目	効 果 の 内 容
農取 業 生 組 産 む 活 べ 動 き 等 事 と 項 し て	耕作放棄の防止	協定農用地は5年間は耕作放棄の恐れはない。 協定農用地においては、耕作放棄を発生させないための工夫が数多く見られ、耕作放棄の発生が完全に防止されており、耕作放棄発生の抑止力として作用している。 耕作放棄の発生防止を目的とした協定締結によって農業者の意識が高まり、耕作に影響を与えるおそれのある周辺の農用地や林地等も積極的に管理するなど、農業生産活動が活発化し、そのことが地域全体の環境整備や景観保持にまで波及している。
	水路・農道等の管理	集落協定の約2 / 3が、協定締結を機に活発化しており、共同作業回数も協定締結前に比べて倍増している。
	多面的機能を増進する活動	国土保全の取組（周辺林地管理など）が最も多く、約7割の集落で積極的に取り組まれている。 地域住民が触れあえる活動（都市住民との交流や美化活動）が協定締結を機に実施され、副次的に地域活性化に結びついていると考えられる。
生定 産着 性 に ・ 関 収 す 益 る の 目 向 標 上 、 担 い 手 の	生産性・収益の向上の取組活動	協定締結を契機に機械や施設の共同利用、農作業受委託が進んでいる。 協定集落では協定締結後3年間で受委託面積が331ha増加した。
	担い手の定着の取組活動	農作業の受委託を担い手に集積するなど、担い手の定着を目指した取組が活発化し、協定集落の認定農業者数が協定締結後3年間で約25%、312人増加した。
その他協定締結による効果		集落の意志決定システムが何らかの形で建設的に変化した集落が9割に上り、着実に持続的な農業生産活動のための体制整備が少しずつ構築されており、制度の導入が大きな影響を与えている。

３．実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
担い手の確保等について	今後、農業者がますます高齢化し体力的に農業の継続が困難になることや後継者が絶対的に不足する事態が深刻化することなどが考えられ、担い手の育成・確保や集落営農組織の構築がこれからの大きな課題である。
生態系に配慮した営農に関する取組について	積極的に実施している集落が存在するものの少ない状況であり、今後積極的に取り組みを強化していくべき分野である。

４．評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
適切な農業生産活動が継続的に行われ、多面的機能の確保を特に図ることができたか	協定農用地においては耕作放棄の発生が防止され、農用地における耕作、農用地、水路、農道等の維持・管理といった農業生産活動等が適切に継続されていることから、制度の本来の目的である「多面的機能の確保を特に図る」ことが実現されていると考えられる。
制度の継続について	本制度を契機に様々な取り組みが展開され、活力を失いかけていた農業・農村が元気になってきていることが確認でき、総じて大きな効果を上げていることから、制度への取り組みが間違いではなかったこと、今後も継続して取り組むべきものである。 また、制度の本来の目的ではないが、協定締結を契機にどこの集落でも地域が活性化しており、農業生産活動以外にも好影響を与えたことは特に注目され、このことから制度の継続が望まれる。

（特徴的な検証結果又は取組事例等）

- 耕作放棄地の発生防止効果について
 - １ 本制度がなければ耕作放棄されていたと思われる面積を協定集落に調査した
103.8ha（回収率50%、協定面積の0.7%）
 - ２ 既耕作放棄地の復旧について
三春町や福島市においては、既耕作放棄地を協定農用地に組み入れ復旧するという、制度本来の目的から一歩進んだ取組が行われている。
- 取組事例について

貝山協定（三春町）
既耕作放棄地を集落協定に位置づけ、既耕作放棄地に野菜や牧草を作付。収穫した牧草は近隣の畜産農家に供給。
子供の体験農園にも取り組んでいる。

→協定参加農家だけでなく、周辺農家や住民も一体となった活動となっており、様々な効果が期待される優良事例であると、県第三者委員会委員から意見が出された。

茨城県評価結果の概要

1. 実施状況の概要

交付市町村数 17

協 定 数 174

{うち集落協定数 172 個別協定数 2 }

協定締結面積 790.3ha

{対象農用地面積 994ha 協定締結率 80% }

{地目別面積内訳：田 650.7ha 畑 52.4ha 草地 -ha 採草放牧地 87.2ha }

交付金額 77,127千円

{内訳：共同取組活動分 38,062千円、個人配分分 39,065千円}

2. 交付金交付の効果（協定に基づく活動等による効果）

	検証項目	効果の内容
農取 業 生 組 む 活 動 等 と 項 し て	耕作放棄の防止、 水路・農道等の管理	○ 集落内の話し合いにより、利用権の設定や農作業受委託が進み、耕作放棄地の発生防止に効果が上がっている。 ○ 責任感や張り合いが生まれ、耕作意欲の向上にも効果を発揮している。 ・ 市町村の 88%、集落の 96%で効果が大きい、それなりに効果があると評価。 ・ 利用権の設定： 取組前 40 集落 32ha → 取組後 71 集落 48ha ・ 作業受委託： 取組前 45 集落 63ha → 取組後 52 集落 74ha
	多面的機能を増進 する活動	○ 集落内での話し合いにより、共同作業の回数も多くなり、多面的機能の増進に大きな効果が上がっている。 ○ 交付金が共同取組活動に使われ、水路や農道の管理が円滑に行われている。 ○ 共同取組活動に積極的に参加するようになるなど、関心や意欲が高まってきている。 ・ 市町村の 82%、集落の 91%が効果が大きい及びそれなりに効果があると評価 ・ 農地法面や水路・農道の管理： 取組前 59 集落 → 取組後 新規 99 集落 が活発になる ・ 集落全体の共同作業： 取組前 57 集落 → 取組後 新規 96 集落が活発に なる ・ 共同作業の回数：取組前 129 集落 1.7 回 / 年 → 取組後 168 集落 3.1 回 / 年
生定 産着 性・関 収する 益の目 標上 、担 い手 の	生産性・収益の向上 の取組活動	○ 集落による話し合いを基に、利用権の設定や作業受委託により、持続的生産活動に一定の効果が上がっている。機械・施設の共同利用や高付加価値型農業の取組などが徐々に活発化してきている。 ・ 市町村の 76%、集落の 92%が持続的農業生産活動に対する効果が大きい・それなりに効果があると評価。 ・ 機械・施設の共同利用：取組前 26 集落 → 取組後新規 34 集落が活発になる ・ 高付加価値型農業の取組：取組前 10 集落 → 取組後新規 33 集落が活発になる
	担い手の定着の取組 活動	○ 作業受委託が進み担い手との連携が活発になった集落もある、担い手がない集落においても営農のあり方を話し合うなど関心が高まっている。 ・ 農作業受委託・土地利用調整：取組前 12 集落 → 取組後 新規 49 集落が 活発になる ・ 担い手との連携： 取組前 10 集落 → 取組後 新規 24 集落が活発になる ・ 営農組織の育成： 取組前 7 集落 → 取組後 新規 3 集落
その他協定締結による 効果		○ 集落の活性化などの話し合いが活発になり、コミュニティーが図られる、リーダーができつつある、地域営農に対する関心が生まれてきたなど、集落や地域の活性化に対し一定の効果が上がっている。 ・ 市町村の 88%、集落の 93%で集落や地域の活性化に対し、効果が大きい及びそれなりに効果があると評価。 ・ 集落の活性化などの話し合い：取組前 32 集落 → 取組後 新規 116 集落が 活発になる ・ 話し合う回数：取組前 107 集落 2.1 回 / 年 → 取組後 168 集落 3.1 回 / 年

注：○以内は、平成15年9月に実施した直接支払制度の評価に関するアンケート調査結果より抜粋。（アンケート回収数：市町村数17、協定集落数170）

3. 実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
1. 耕作放棄地の増加を防止する効果	1. 耕作放棄地の増加を防止する効果が上がっている中で、交付金制度の継続が必要。
2. 持続的農業生産活動に対する効果	2. 多様な担い手の確保・育成が必要。
3. 多面的機能の増進に対する効果	3. 県民等に対する P R が必要。
4. 集落や地域の活性化の効果	4. 地域内の力を更に増幅させ地域全体の活性化が必要。

4. 評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
1. 耕作放棄地の増加を防止する効果	1. 耕作放棄地の増加を防止する効果は勿論、耕作放棄地の復旧も見られ事業の効果は高いと思われる。
2. 持続的農業生産活動に対する効果	2. 持続的農業生産活動に対しては、共同作業が見られ生産意欲が高まるなど、意識改善の効果はあるものの、人・組織づくりなど更なる支援が必要。
3. 多面的機能の増進に対する効果	3. 多面的機能を増進する効果はかなり大きく、関心が高くなるなどの意識向上も効果がある。
4. 集落や地域の活性化の効果	4. 地域コミュニティが図られるようになり、一定の効果は上がっているが、地域振興までは至っておらず、更なる支援が必要。

(特徴的な検証結果又は取組事例等)

高萩市秋山上・北方（あきやまかみ・きたかた）集落 地区内の水路・農道等を管理するための定期的な共同作業を実施するとともに、大雨の際に共同での巡視や水門の管理、湧水期の対応を行うとともに集団転作への取り組みも行っている。 また、学童農園を開設し、市内の小学生の家族を対象に里芋やサツマイモの作付けなどの農作業体験学習会を開催し、農地の大切さや農業への魅力や理解を深めてもらう活動を通じて農地の公益的機能についての理解の増進を図っている。 さらに、同活動により、一般市民に対する中山間地域等直接支払制度の周知が図られている。 美和村鷺子宿2（とりのこしゅく2）集落 農業者の高齢化を迎え、耕作放棄地の増加が懸念されることから集落協定を締結し、従前より行っていた年1回程度の水路管理等の他に、協定参加者の休耕田の管理も共同で行うこととし、現在では6月と9月の年2回草刈り等を行っている。 また、協定締結以前は休耕田であった農地に利用権を設定するなど、耕作放棄地の管理を行うことにより、稲作の病害虫の発生が少なくなり、効果を感じている。

栃木県評価結果の概要

1. 実施状況の概要

交付市町村数 14 市町村

協 定 数 240 協定

{うち集落協定数 236、個別協定数 4}

協定締結面積 1,924.7 ha

{対象農用地面積 2,638.4 ha 協定締結率 72.9%}

{地目別面積内訳：田 1,809ha 畑 2ha 草地 114ha}

交付金額 222,784 千円 {集落協定：215,938千円、個別協定：6,846千円}

{内訳：共同取組活動分 113,607千円、個人配分 102,331千円}

2. 交付金交付の効果（協定に基づく活動等による効果）

	検証項目	効 果 の 内 容
農取 業 生 組 産 む 活 べ 動 き 等 事 と 項 し て	耕作放棄の防止、 水路・農道等の管理	・農振農用地区域への編入を積極的に行い（454ha：協定面積の約1/4）、耕作放棄の発生を防止した。 ・耕作放棄の防止に関するアンケート調査結果では、制度実施市町村全て及び協定集落の95%から「効果あり」との評価を得た。 ・「水路・農道等の管理」に関するアンケート調査結果では、約6割の集落で活発化が見られる。
	多面的機能を増進 する活動	・「周辺林地の管理」について、半数以上の協定集落で協定締結を機に活発になった。 ・「自然生態系保全の取組」及び「景観形成作物作付け」については、約3割の集落で取組が活発化した。
生定 産着 性 に ・関 収 す 益 の 目 向 標 上 、 担 い 手 の	生産性・収益の向上 の取組活動	・「農業機械や施設の共同利用」については、約4割の協定集落で活発になり、「集落内での土地利用調整」についても、約3割の協定集落で活発化がみられた。 ・「高付加価値型農業の取組」及び「農作業受託等を行う担い手との連携」について、約2割が活発化した。
	担い手の定着の取組 活動	・認定農業者数についてはほとんど変化がみられないものの、12の協定集落で新規就農者21人が確保された。
その他協定締結による 効果		集落活性化のための基盤となるべき「集落内での話し合い」については、ほぼ全ての集落で協定締結を契機に活発化しており、着実に活性化へと歩んでいる。

3. 実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
・制度の継続について	・本制度については、集落内の話し合いを活発化させる等、地域を活性化する効果が認められるが、地域の取り組みは未だ定着途上であり、本制度を一層推進することにより、地域農林業の持続的発展や地域の内発的萌芽を育てていくことが重要である。

4. 評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
・中山間地域の活性化について	・本制度については、毎年集落協定を作成する。そのため、大半の協定集落において、協定締結を機に話し合いが増加している。そして、その中で、「集落のこれからをどうするか」等について話し合いがもたれている。 それまで、大半の集落では活発な話し合いはなされてなく、それ故に、将来についても明るい見通しが立たない状況であった集落に明るさが見えた点においては、中山間地域の活性化について、効果があったと思われる。 協定集落の中には、オーナー制度やボランティア活動により棚田を保全する地域も見られ、棚田を「地域資源」とした都市農村交流の新たな展開が始まっている。

（特徴的な検証結果又は取組事例等）

（茂木町入郷集落）

茂木町入郷集落では、県内外の棚田ボランティアによる耕作放棄地の復旧や棚田オーナー制度の推進等、都市農村交流による地域活性化に取り組んでいる。

また、この地区を中心に栽培された酒米を原料として、日本酒「棚田の雫」を製造販売し、好評を得ており、さらに15年度から「もてぎ棚田のお米」として、棚田米の販売も始められた。



（黒羽町滝沢集落）



黒羽町滝沢集落では、転作作物としてのミズバショウの作付けや周辺林地の下草刈り等により、集落内の景観形成を図っている。

以前よりミズバショウの群生地として多くの人が訪れていたが、周辺林地や畦畔、水路等の維持管理が徹底されるようになったことから、地域全体としても良好な景観が形成されるようになっており、地域ぐるみでの農地保全、景観形成の意識が芽生えている。

群馬県評価結果の概要

1. 実施状況の概要

交付市町村数 33市町村

協 定 数 289協定

{うち集落協定数281協定、個別協定数8協定}

協定締結面積 1,823ha

{対象農用地面積 4,292ha 協定締結率 42.5%}

{地目別面積内訳：田1,318ha 畑415ha 草地44ha 採草放牧地44ha 林地化2ha}

交付金額 220,603千円

{内訳：共同取組活動分107,116千円、個人配分分108,839千円 個別協定分4,648千円}

2. 交付金交付の効果（協定に基づく活動等による効果）

	検証項目	効果の内容
農 取 業 り 生 組 産 む 活 べ 動 き 等 事 と 項 し て	耕作放棄の防止、 水路・農道等の管理	各集落協定を対象に、当初当該市町村が想定していた取り組みを基準値として評価したところ、「当初の想定と同程度の効果」... 55.5%、「想定より若干高い効果が得られた」... 34.1%、「想定より高い効果が得られた」... 10.4%であり、得られた効果は想定より若干高かった。
	多面的機能を増進 する活動	各集落協定を対象に、当初当該市町村が想定していた取り組みを基準値として評価したところ、「当初の想定と同程度の効果」... 63.9%、「想定より若干高い効果が得られた」... 23.0%、「想定より高い効果が得られた」... 13.1%であり、得られた効果は想定より若干高かった。
生 定 産 着 性 に ・ 関 収 す 益 る の 目 向 標 上 、 担 い 手 の	生産性・収益の向上 の取組活動	各集落協定を対象に、当初当該市町村が想定していた取り組みを基準値として評価したところ、「当初の想定と同程度の効果」... 82.1%、「想定より若干高い効果が得られた」... 11.6%、「想定より高い効果が得られた」... 6.3%であり、得られた効果は想定とほぼ同程度であった。
	担い手の定着の取組 活動	各集落協定を対象に、当初当該市町村が想定していた取り組みを基準値として評価したところ、「当初の想定と同程度の効果」... 83.9%、「想定より若干高い効果が得られた」... 11.5%、「想定より高い効果が得られた」... 4.6%であり、得られた効果は想定とほぼ同程度であった。
その他協定締結による 効果		・話し合いの回数が増加する、共同作業への参加が積極的に行われる等、集落内の人間関係の潤滑化が図れたとの効果が最も顕著である。 ・地域の実情に即した共同取組活動として、有害鳥獣対策（電気牧柵の設置等）を行い、大きな効果が得られた。 ・農地の管理のみならず、周辺の管理も同時に行われ、地域全体の景観美化に役立っている。

３．実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
農業者の高齢化	協定参加者が高齢化し、協定参加者の減少が懸念される。それにより、活動の継続が危ぶまれる。また、高齢を理由に、本制度に参加しない事例もみられ、制度を推進するにあたり障壁となっている。
協定内の役員	なお、本制度の事務手続き等が複雑であることから、本制度を敬遠する高齢者も多く、高齢者にもわかりやすい制度運用が望まれる。協定内の活動等はリーダーに依るところが多く、リーダーの変更により、内部調整や市町村との連絡調整等がうまく機能しなかった事例がみられた。代表者、会計担当といった、特定の役員に負担が集中する傾向がある。
畑地における協定	畑では作業が大変な事に反して、交付単価が少額なため協定締結数が増えない。継続にも苦労する状況である。
転作との整合性	転作との整合性を求めたために、協定締結に支障を来した。
協定参加者以外の住民の参加	協定参加者以外の住民にも効果が波及することが期待されたが、波及しなかった。
集落の人間関係	集落締結にあたり、人間関係の調整が難しい。同じ地域内の農業者であっても、傾斜要件から非対象となる農業者が出てしまう。
本制度終了後の農地	本制度終了後、農地の管理に支障を来す恐れがある。

４．評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
農業生産活動等に関する取組	市町村の評価結果及び目標等の達成状況等により、「評価できる」と判断される。
多面的機能増進に関する取組	市町村の評価結果及び目標等の達成状況等により、「評価できる」と判断される。
生産性・収益の向上に関する取組	市町村の評価結果及び目標等の達成状況等により、「概ね評価できる」と判断される。
担い手の定着に関する取組	市町村の評価結果及び目標等の達成状況等により、「概ね評価できる」と判断される。
総合評価	当初各市町村が想定していた効果の程度は、それぞれ異なるが、当初の想定以上の効果がみられている事、また、その他調査結果や本制度実施にあたり農振農用地に編入された面積、対象農用地に対する実施率等を勘案し、集落の取組に対する総合的な評価としては「概ね評価できる」と判断される。

（特徴的な検証結果又は取組事例等）

【収益の向上を目指した有機無農薬栽培の展開】 - 群馬県群馬郡倉沢村鳴石 - 当集落では、協定を締結する以前に、無農薬・無化学肥料の野菜栽培に取り組む「くらぶち草の会」が既に結成されていたが、会員と非会員が一体となった営農活動や地域の活性化に向けた取り組み等は行われていなかった。 協定締結以降、「地域の環境は地域の者が協力して守る」という意識と一体性が芽生え、また、栽培技術等の研修、新品種の導入、市場調査等に取り組むことにより、集落全体での有機無農薬による野菜生産が促進された。更に、新規就農を目指す人への研修にも取り組んだ結果、協定締結時には１名だった認定農業者が、平成 13 年度までには新たに４名が認定され、５名と増加した。
--

埼玉県評価結果の概要（案）

１．実施状況の概要

交付市町村数 １６市町村

協 定 数 ６３協定

{うち集落協定数 ６１ 個別協定数 ２ }

協定締結面積 ２４７．６ ha

{対象農用地面積 ５５８．９ ha 協定締結率 ４４．３％}

{地目別面積内訳：田 ６１．２ ha 畑 １８６．５ ha 草地 ０ ha 採草放牧地 ０ ha }

交付金額 ２３，７６１千円

{内訳：共同取組活動分 １５，８６４千円、個人配分分 ７，８９７千円}

２．交付金交付の効果（協定に基づく活動等による効果）

	検証項目	効果の内容
農 取 業 り 生 組 産 む 活 べ 動 き 等 事 と 項 し て	耕作放棄の防止、 水路・農道等の管理	耕作放棄の防止、水路、農道等の管理については、県内すべての集落協定で実施されている。また、この取組みによって営農意欲の向上が見られる。
	多面的機能を増進 する活動	集落協定の代表者にアンケート調査した結果によると、第１位は「景観がよくなった」であり、４３人（８０％）が回答した。第２位は「話し合いが増え、まとまりがよくなった」であり共同作業により、多面的機能が増進されている。
生 定 産 着 性 に ・ 関 収 す 益 る の 目 向 標 上 、 担 い 手 の	生産性・収益の向上 の取組活動	機械等の共同利用等に関する活動や、農産物の計画的な生産が始められている。また、制度の導入をきっかけに耕作放棄地を解消し、新たにあんぼ柿や山菜などの生産が開始されている。
	担い手の定着の取組 活動	埼玉県の農業就業人口は直接支払交付金制度が導入された平成１２年から平成１５年にかけて６３６９人約５．６％減少している。一方、集落協定を締結した地区では、協定からの脱退者は見られず本制度により効果が現れている。
その他協定締結による 効果		集落の代表者からは、「集落が一つの目標に向け活動することで集落の団結と融和に非常に効果がある。」あるいは「世代間を超えた、共同活動により話も弾み一体感が生まれた。」などの声が集落の代表者から寄せられている。 市町村の自主評価をまとめると、「全般的に協定に基づき集落住民が共同して、多岐にわたり充実した活動を展開している。」という評価である。

3. 実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
都市住民に対する PR	都市住民に対しても本制度に対する理解を深めるために農林業のもつ多面的機能について更に PR する必要がある。

4. 評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
効果	制度導入した集落においては、それぞれの地域において、集落活動の回復や新たな作物の導入など力強い活動が芽生えつつある。また、市町村、協定代表者からの評価も高く、第三者委員会でも制度の意義を認め 17 年度以降も引き続き継続することを提言されている。埼玉県としても、中山間地域における直接支払交付金の意義を評価する。
次期対策に向けての課題	1 農業振興地域の要件が厳しいため、農用地以外の要件は満たしていながら制度の対象とならない地域がある。 2 規模要件が 1 ha 以上と大きすぎて山が急峻でまとまった団地が少ない埼玉県では対象地が限られる。 3 畑の交付単価が田の約 1/2 であるため、集落協定締結の障害となっている。

(特徴的な検証結果又は取組事例等)

1 越生町 龍ヶ谷集落

当地区は山の中腹にあり、ゆずの栽培を中心とした農業を営んでいるが、ゆずの価格が低迷し、農家の採算が合わなくなっていた。そこで、当制度を導入し新たな高付加価値型農業を目指すことになった。

ゆずの代わりに、付加価値の高いデコポン栽培に取り組むことを集落協定の方針とし、4 年間で 600 本を導入し、将来的にはデコポンの小さな産地にすることを目標としている。

また、地域内にあった 2、201 m²の耕作放棄地を復旧し、ワラビ栽培を始め、ワラビ狩りや販売など、都市住民との交流等にも大きく役立っている。

当地区では、共同取り組みを行っている時は、皆が同じ目標を持ち、同じ方向を向いて心が一つになることから、集落のまとまりも世代を超えて芽生えつつある。

2 東秩父村 上ノ貝戸集落

当地区は、5 ha の耕作放棄地の解消を図るため共同作業によって雑木・竹等を伐採・焼却し、そこに高齢者でも取り組みやすく以前から村の特産品である花卉、花桃等を植栽し、景観形成にも役立てている。

この花桃等は、京浜市場をはじめ全国各地に市場出荷することを考えており、地元の花卉研究会や技術者の協力を得て、生産・出荷に向けた地域体制の整備に努めている。

本制度に取り組むことで、世代間のコミュニケーションが図られるようになり、耕作放棄地の解消はもとより、特産品や伝統的な文化を守りながら、地域環境の保全・向上を目指す機運が高まってきている。さらに後継者の育成や都市住民との交流についても今まで以上に進めていこうという気運が高まっている。

千葉県評価結果の概要

1. 実施状況の概要

交付市町村数 16市町村
 協 定 数 164協定
 {うち集落協定数 160 個別協定数 4}
 協定締結面積 1,030 ha
 {対象農用地面積 1,989ha 協定締結率 52%}
 {地目別面積内訳：田910ha 畑111ha 草地1ha 採草放牧地8ha}
 交付金額 162,290千円
 {内訳：共同取組活動分 80,833千円、個人配分 81,457千円}

2. 交付金交付の効果（協定に基づく活動等による効果）

	検証項目	効果の内容
農 取 業 生 組 産 む 活 べ 動 き 等 事 と 項 し て	耕作放棄の防止、 水路・農道等の管理	平成12年度の制度創設以後、毎年実施市町村、協定数、交付金支払面積は増加傾向にある。 反面、平成15年度までに、耕作放棄、農地転用等、実施要領に定める協定義務違反に該当し、交付金返還にいたった例は皆無である。 協定の87.8%が、集落共同活動で、水路、道路の維持管理を実施している。年間の維持管理回数は、協定締結を契機に1.7回から3.4回へと増加し、集落の農業用施設に対する維持管理能力が向上している。
	多面的機能を増進 する活動	1. 景観形成について：集落協定の92.6%が実施し、道路脇や稲刈り後のほ場等へ、彼岸花、コスモス、ソバ等の景観形成作物を作付たり、中山間地域特有の長大な畦畔斜面に草文字を設置する等、地域特性を活かした取組が行われている。 2. 生態系保全については、ホタルの生態に配慮した水路管理の実施等が実施され、ゲンジボタル(県レッドデータブックでは「重要保護動物」)の生息が確認された。 3. 棚田オーナー制度、体験農園等を開設し、都市農村交流に積極的に取り組む集落も存在している。
生 定 産 着 性 に ・ 関 収 す 益 る の 目 向 標 上 、 担 い 手 の	生産性・収益の向上 の取組活動	草刈機等を共同購入した集落が見られる。集落によっては、他の農業機械に共同購入や農作業の共同化等に発展する萌芽が芽生えた。 まだ共同購入・共同利用に至った集落数は少ないが、話し合いは多くの集落で活発化しており、今後、共同化が進展することが大いに期待できる。 簡易な工事等を集落直営で実施した集落もあり、採択基準や費用対効果の点で平地農村地域に対し不利な中山間地域において、交付金が集落の自発性を向上し、不利性を補う役割を果たしているといえる。
	担い手の定着の取組 活動	5年間の農業生産継続が懸念される農地に対し、担い手農家を紹介・斡旋し、結果的に農地流動化が進展した例が見られる。 また、本制度の実施集落には、20歳代の女性を含む新規就農者が定着した地区も存在し、集落全体に活気をもたらしている。
その他協定締結による 効果		集落共同活動の一環で地域の小学校と連携したり、地域内でイベント等を実施した結果、世代間交流が生じ地域コミュニティが維持された。 集落協定の93.7%が、制度は地域の活性化に効果があると回答し、約7割の集落で、地域内の話し合いの活発化が報告され、年間平均話し合い回数は1.7回から4.1回へ増加した。

３．実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
実施市町村ごとの取組状況の格差	域内農地の約３割に交付金を支払っている市町村がある一方で、対象農地がありながら、未実施の市町村が存在する等、市町村の取組に大きな較差が生じている。
過度な罰則規定が、制度取組への阻害要因となる	５年以内の耕作放棄等、協定締結義務違反による交付金返還措置は、集落に耕作放棄発生を抑制する強い動機付けとなっているが、反面、たった１人の違反により協定参加者全員が初年度に遡り返還する現在の制度は、制度に取り組みようとする農家を萎縮させ、制度の普及を阻害する一因となっている。

４．評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
耕作放棄の防止	協定違反等による交付金返還はなく、適正に施行されている
持続的農業生産活動の展開	農業施設の管理頻度が向上するとともに、管理体制も強化され、制度への取組を通じ地元管理能力の強化が図られた。 農業施設の共同利用、共同購入の気運が高まり、担い手農家への利用集積促進、新規就農者の定着等、経営効率を向上し、持続的な農業生産活動の展開が見られる。
多面的機能増進活動の展開	地域の実態に合った様々な活動が展開した。
集落・地域活性化の推進	集落共同活動を実施する過程で、地域内交流が促進され、地域コミュニティの強化が図られたとともに、地域の自発性が促された。

（特徴的な検証結果又は取組事例等）

- ・協定締結に先立ち、地域内酪農家と連携し、耕作放棄地を飼料畑に復旧した。（三芳村西之谷）
- ・交付金対象農地を持たない農家も協定に参加し、地域一体となって集落共同活動を行い、地域の結束が強化された。（白浜町塩浦土地改良区）
- ・補助事業の適用が受けられない農道を、交付金を用い、集落直営で施行した。（白浜町大作場）
- ・交付金で草刈機を共同購入し、他の農業機械の共同購入や農作業共同化等も検討された。（千倉町大貫駒寄）
- ・「ふるさと観光農園」を組織し、食用菜花の摘み取りや地元農産物直売等を実施している。（鋸南町池田）
- ・水田法面に草文字で集落名を作り、冬季は夜間点灯し、地域の存在をPRした。（鴨川市山入）
- ・棚田オーナー制度に取り組み、近県から多くの都市住民がオーナーとして参加した。（鴨川市釜沼千枚田）
- ・地域の小学校と連携し、ホタルの生息に配慮した水路管理に地域ぐるみで取り組んでいる。（館山市加藤）



館山市加藤集落



鴨川市山入集落
写真は㈱千葉日報社提供



白浜町大作場集落

東京都評価結果の概要

1. 実施状況の概要

交付市町村数 2
 協 定 数 8
 {うち集落協定数 8 個別協定数 0 }
 協定締結面積 39 ha
 {対象農用地面積 167 ha 協定締結率 23% }
 {地目別面積内訳：田 0 ha 畑 167 ha 草地 0 ha 採草放牧地 0 ha }
 交付金額
 {内訳：共同取組活動分 1,306千円、個人配分分 1,306千円}

2. 交付金交付の効果（協定に基づく活動等による効果）

	検証項目	効果の内容
農取 業 生 組 産 む 活 べ 動 き 等 事 と 項 し て	耕作放棄の防止、 水路・農道等の管理	耕作放棄の防止、農地に通じる未舗装道路の定期的な補修、拡幅及び簡易舗装を実施し、地域の活性化に効果を発揮している。
	多面的機能を増進 する活動	本制度の導入により、持続的な農業生産活動が維持され国土保全（土壌の流出の防止等）や水源のかん養、良好な景観形成等の多面的な機能の発揮に効果的であった。
生定 産 着 性 に ・ 関 収 す 益 る の 目 向 標 上 、 担 い 手 の	生産性・収益の向上 の取組活動	共同作業による草刈や樹木の伐採等、農道周辺の管理を実施し、また、農地の管理が行いやすいように、農地に通じる未舗装道路の定期的な補修、拡幅及び簡易舗装を実施し、農作業が効率的になり生産性・収益の向上に大変役立っている。 八丈町等におけるアシタバの出荷量が増大し収益の向上に繋がっている。
	担い手の定着の取組 活動	認定農業者の経営研修、技術研修等の研修会への参加が促進され、担い手の育成・定着を通じて持続的な農業生産の確保が図られた。八丈町では、担い手への農地の利用集積が促進されている。
その他協定締結による 効果		協定締結により、集落内の話し合いが活発になり回数も増加し、コミュニティー活動が活性化した。

３．実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
実 施 状 況 対象農用地の緩和	交付金交付を受けているのは、西多摩地区のあきる野市と島しょ地区の八丈町の２地区である。 本都においては、交付金交付の効果が最も期待できる地域の一つに、自然的・経済的条件の不利な小規模離島がある。しかし、規模的条件等から農振地域の指定の難しい地域であることから、特認基準等の見直し等により対象地域に加えられるよう、制度の改善を検討していただきたい。

４．評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
集落等の取組状況	あきる野市では、獣害（猿、イノシシ）対策として電気柵の維持管理及び道路、通路の共同草刈等を実施し、集落内での話し合いが増加しコミュニケーションが活発化し、地域活動の向上につながっている。八丈町では、農地に通じる未舗装道路の定期的な補修、拡幅及び簡易舗装を実施し農作業が効率的になり生産性・収益の向上に役立っている。
制度の導入による効果	あきる野市では、国土保全（土壌の流出の防止）や水源のかん養、良好な景観形成等の多面的な機能の発揮に効果的であった。八丈町では、耕作放棄地が減少し、地域の農地保全を集落全体で行うなど多面的な機能の発揮に大変効果的であった。以上のとおり地域特性による違いはあるものの、本制度の導入を契機として集落内での話し合いも増加し、地域の活性化に生かされている。

（特徴的な検証結果又は取組事例等）

八丈町における取組事例(三根 A 集落)	
1 協定締結の経緯	当地区は、島内でも特に急峻な地形で、農道が未整備であることから、車での乗り入れができないため、農道の整備が切望されていた。そこで、本事業を活用して農道を整備することとし、農業委員を中心に対象地区の農業者に対して積極的に推進活動を行った。また、集落座談会の開催や広報等を通じて地域住民に対する普及活動を実施した。
2 協定の概要	地域指定：離島地域 協定参加者数：14人 協定面積：5.5ha 作目：フェニックス・ロベレニー 交付金額：64万円 共同取組活動分：50% 個人配分：50%
3 取り組みの内容	共同作業による草刈りや樹木の伐採等、地域の農地周辺の管理を実施している。また、農地の管理が行いやすいように、農地に通ずる未舗装道路の定期的な補修、拡幅及び舗装を実施している。 その他、台風や大雨による倒木や土砂の撤去作業、害虫の一斉防除、病気等で一時作業ができない協定参加農家に代わって農作業を行うなど、地域の農地保全を集落全体で行っている。
4 取り組みによる効果	道路を整備することにより車での乗り入れが可能となり、営農作業及び農地の管理が容易になるなど、農地の遊休化の防止に役立っている。また、本制度に取り組むことが、他の農業者に対する意識啓発にもなり、平成13年度には協定参加者3名、協定面積9,114㎡が協定に加わった。さらに、同地区内で新たな集落協定の締結も行われた。

神奈川県評価結果の概要

1. 実施状況の概要

交付市町村数 4

協 定 数 32

{うち集落協定数 32 個別協定数 0 }

協定締結面積 212.4 ha

{対象農用地面積 564.0 ha 協定締結率 37.7 %}

{地目別面積内訳：田16.1ha 畑196.3ha 草地0ha 採草放牧地0ha }

交付金額

{内訳：共同取組活動分 16,517千円、個人配分分 0千円}

2. 交付金交付の効果（協定に基づく活動等による効果）

	検証項目	効果の内容
農 取 業 り 生 産 組 む 活 べ 動 き 等 事 と 項 し て	耕作放棄の防止、 水路・農道等の管理	「耕作放棄の増加防止効果」については、アンケート調査の結果、集落においては91%、市町村においては100%が「効果がある」と回答した。 「水路・農道等の管理」については、56%の集落が協定締結を契機に活発に行われるようになったと回答しており、協定締結前から活発に行われている集落と合わせると90%になる。 「水路・農道の管理に係る共同作業の回数」については、協定締結前は、年間集落平均で1.6回だったが、現在は3.0回に増加した。
	多面的機能を増進 する活動	「多面的機能の発揮の役割を維持する効果」については、アンケート調査の結果、集落においては87%、市町村においては75%が「効果がある」と回答した。 「協定締結を契機とした取組の活発化の状況」については、「周辺林地の管理、土壌流出に配慮した営農の実施等、国土保全の取組」は41%、「景観作物の作付け、都市住民の交流活動等、保健休養機能を高める取組」は38%、「魚類・昆虫類の保護や鳥類の餌場の確保等、自然生態系の保全に資する取組」は16%の集落が、協定締結を契機に活発に行われるようになったと回答した。
生 産 手 性 の ・ 定 収 着 益 に の 関 向 す 上 る 、 目 標	生産性・収益の向上 の取組活動	アンケート調査の結果、「農業機械や施設の共同利用」は38%、「集落内での農作業の受委託や転作作物の団地化等の土地利用調整」は19%、「集落内での高付加価値型農業等の農業収益を上げるための取り組み」は23%の集落が、協定締結を契機に活発に行われるようになったと回答した。
	担い手の定着の取組 活動	アンケート調査の結果、「農作業受託等を行う担い手（認定農業者、農業生産法人、生産組織）との連携」は10%、「認定農業者、農業生産法人等、担い手の育成」は6%の集落が、協定締結を契機に活発に行われるようになったと回答した。 「集落営農組織の育成」については、協定締結を契機に1集落において組織化され、現在6集落において検討中。 「認定農業者数」は、協定締結前は32集落中8人だったが協定締結を契機に1人増加した。 「新規就農者」は、協定締結を契機に32集落で4人出ており、協定参加農業者全体の0.54%となっている。
その他協定締結による 効果		「持続的な農業生産活動を形成する効果」については、アンケート調査の結果、集落においては88%、市町村においては100%が「効果がある」と回答した。 「集落や地域の維持・活性化を促す効果」については、集落においては90%、市町村においては75%が「効果がある」と回答した。 「集落内での話し合いの活発化の状況」については、60%を超える集落で協定締結を契機に活発に行われるようになったと回答しており、協定締結前から活発に行われている集落と合わせると約80%になる。 「話し合い回数」については、協定締結前は、年間集落平均で2.0回だったが、現在は3.9回に増加した。

３．実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
制度の普及・定着の状況について	神奈川県は、交付率(市町数)協定締結率(面積)ともに全国平均に比べて低い。 本県及び全国の「交付率(市町村数)」「協定締結率(面積)」(平成14年度末現在) 本県：交付率 57%、協定締結率 38% 全国：交付率 92%、協定締結率 84% 取組が進んでいない主な理由は次のことが報告されている。 5年間の農業継続への不安感が強いこと。 交付金に比べ事業の魅力が少ないこと。 地域の意見をまとめるリーダーがいないこと。 畑地(樹園地)地帯で従来から共同作業の経験がないこと。 今後は次期対策に向け、特に協定を締結していない集落においては、制度の導入による効果等について説明するなど、更に積極的な推進活動が必要。

４．評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
○制度の導入による効果についての評価 ・集落内の話し合い ・農地や水路・農道等の管理 ・多面的機能の増進に関する活動 ・生産性・収益の向上に向けた取組 ・担い手の定着に向けた取組	多くの集落で協定締結を契機に活発化しており、話し合いの回数は協定締結前の約2倍と増えている。これにより、集落としての団結が強まり、集落全体の意識も高まり、集落活動の活性化につながっている。 多くの集落で協定締結を契機に活発化しており、管理に関する共同取組活動の回数は協定締結前の約2倍と増えている。これにより、農業生産活動が協定農用地において継続され、耕作放棄地の発生防止に効果が出ている。 協定締結を契機に景観作物栽培、周辺林地の下草刈、土壌流亡配慮営農等が多く集落で行われるようになり、農業・農村が有する多面的機能の維持・増進が図られている。 交付金により農業機械や施設を購入し共同利用を行うといった取組が、協定締結を契機に多くの集落で行われている。農作業の受委託等の土地利用調整の面では、結果として農作業の受委託契約の実績が上がるまでには至っていないものの、集落において検討されている。 担い手との連携・育成、集落営農組織の育成等の取組については、各集落において検討が始っており、例えば6集落において集落営農組織の育成の検討を行ったり、新たな担い手として女性を対象にした研修会を始めた集落もある。今後は、次期対策の中でこのような取組をさらに推進し、利用権設定等の実績を上げる必要がある。
○神奈川県独自の措置(交付金全額を共同取組活動費に充てる)に対する評価	神奈川県では平成12年度に初めてこの制度を実施するにあたり、集落あたり交付金、1人あたり交付金とともに全国に比べ少ない中、より多くの共同取組活動が図れると考え、交付金全額を共同取組活動費に充てる本県独自の措置をとり、より有効に集落営農の活性化を図っている。 本県及び全国の「集落あたり交付金」「1人あたり交付金」(平成14年度末現在) 本県：集落あたり交付金 517千円、1人あたり交付金 22千円 全国：集落あたり交付金 1,635千円、1人あたり交付金 83千円 しかし、今回の調査結果及び市町村評価において、制度改善を要望する意見も多く出されている。 集落調査結果 地域の判断に任せるべき：20集落(65%) 交付金の1/2以上を共同取組活動費に充てる国の基準でよい：5集落(16%) 市町村評価結果 制度の改善を要望した市町村：3町 今後はこれらの意見を踏まえて、交付金全額を共同取組活動費に充てる「本県独自の措置」の主旨が、市町村や集落に十分に理解されるよう引き続き努力するとともに、次期対策が実施される場合は、さらにより一層の事業の推進が図れるよう、今回の措置について検討する必要があると考える。

山梨県評価結果の概要

1. 実施状況の概要

交付市町村数 49市町村
 協 定 数 442協定
 {うち集落協定数 433協定 個別協定数 9協定}
 協定締結面積 4,445ha
 {対象農用地面積 6,169ha 協定締結率 72.1%}
 {地目別面積内訳: 田3,140ha 畑1,305ha 草地 0ha 採草放牧地0ha}
 交付金額 537,492千円
 {内訳: 共同取組活動分 255,144千円、個人配分 282,348千円}

2. 交付金交付の効果(協定に基づく活動等による効果)

	検証項目	効果の内容
農 取 業 り 生 組 産 む 活 べ 動 き 等 事 と 項 し て	耕作放棄の防止、	- 平成12年度から15年度までに、集落協定活動によって県全体で42haの耕作放棄地の発生を防ぐとともに、14.4haの耕作放棄地が耕地に復旧された。 - アンケート調査の結果によると、耕作放棄地の発生防止効果については、集落協定代表者の92%が「非常に効果がある」または「それなりの効果がある」としている。
	水路・農道等の管理	- 水路や農道等の維持管理活動については、全集落協定で実施しており、このうち52%の集落協定で、水路や農道等の管理作業を活発に行うようになったとしている。 - 年間管理活動回数は、協定締結前が1.6回であったのに対し、協定締結後には3.0回とほぼ倍増している。
	多面的機能を増進する活動	多面的機能を増進するため、周辺林地の下草刈りと景観作物の植え付け管理等を実施する集落協定が多く、85%が「非常に効果がある」または「それなりの効果がある」としている。
生 い 産 手 性 の ・ 定 収 着 益 に の 関 向 す 上 る 、 目 担 標	生産性・収益の向上の取組活動	- 労力不足を補完するための農作業受委託が、1集落協定当たり平均取組面積で協定締結前の22.5㎡に対し、協定締結後には39.6㎡に増えている。 - 持続的な農業生産活動を形成する効果については、89%の集落協定で「非常に効果がある」または「それなりの効果がある」としている。
	担い手の定着の取組活動	- 担い手を育成するための取り組みは、28%が「締結を契機に活発になった」としており、1集落協定あたりの認定農業者数をみると、協定締結前の0.5人に対し、協定締結後には0.7人に増えている。 - 担い手との連携活動についても、30%が「締結を契機に活発になった」としている。
その他協定締結による効果		- 集落の活性化や将来に向けた話し合いが、64%の集落協定で「締結を契機に活発に行われるようになった」としており、年間の話し合いの回数も、協定締結前の1.7回に対し、協定締結後は3.5回と倍増している。 - 女性や若者等について、36%の集落協定で、締結を契機に話し合いに参加するようになったとしている。

平成15年10月に全集落協定代表者及び市町村担当者を対象に実施した「中山間地域等直接支払制度の評価に係る調査」

３．実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
- 田畑別傾斜要件 - 市町村合併	- 田と畑の傾斜要件が異なるため、協定締結率が田の 76.5% に対し畑は 63.2% にとどまっている。 - 本県は、傾斜地の農地が多く、本制度の対象となる市町村の割合が多い（49 市町村 / 56 市町村中）。しかし畑は傾斜要件が田に比べて大幅に厳しいため、制度対象面積の比率が低い。 耕地面積に対する制度対象面積割合 - 田 45.1%（4,105ha） - 畑 12.1%（2,064ha） - 農業に対する姿勢が各市町村で温度差があり、合併後の市町村内の温度差の調整が必要。

４．評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
制度全般	- 平成 12 年度よりスタートした中山間地域等直接支払制度は、本県の中山間地域における農業生産の維持や耕作放棄地の増加の抑制に大きな効果を上げている。 - 集落での話し合いと合意形成の中で交付金が有効に活用されている。また集落協定の中には市町村等に頼らない自立した活動も芽生えている。

（特徴的な検証結果又は取組事例等）

特徴的な取組事例について

市町村名	中富町		
集落協定名	宮木集落協定		
地目別協定面積	田	緩 傾 斜	16,254㎡
		高 齢 化	82,080㎡
	畑	高 齢 化	449㎡
団地数	3（うち営農上の一体性適用団地数 3（耕作者重複・共同作業））		
参加者数	51人（うち農業者数 51人）		
交付金額	788,243円（うち共同取組活動費へ100%）		
協定締結の目的	- 生産者の高齢化等による遊休農地の拡大が地域の重要な課題であった。 - 平成 12 年度、直接支払制度導入を契機に、転作田や遊休農地を活用して中富町特産「あけぼの大豆」の生産に取り組むこととした。 - 交付金を利用して大豆の播種機・脱粒機等を購入し、集落が一体となり、遊休農地の活用と共同作業による農作業の省力化を目指している。		
締結前後の変化の概要	- 協定参加者は高齢であり、遊休農地の拡大を防止するには、機械化が不可欠であった。 2.8ha（協定面積の30%）の遊休農地が耕作され、あけぼの大豆の栽培が行われている。 - 地域の水田は、揚水ポンプを使って灌漑しており、その維持管理に対する費用負担も大きかったが、交付金の活用により、経済的軽減も図られた。 - 交付金という新たな財源を得られたことにより、農作業機械の導入を行うことができ、農業者の生産意欲が高まっている。		

新潟県評価結果の概要

1. 実施状況の概要

交付市町村数 72
 協 定 数 1,181
 {うち集落協定数 1,174 個別協定数 7}
 協定締結面積 16,918 ha
 {対象農用地面積 19,786ha 協定締結率 86%}
 {地目別面積内訳：田 16,828ha 畑 90ha 草地 0ha 採草放牧地 0ha}
 交付金額 3,165,740千円
 {内訳：共同取組活動分 1,514,856千円、個人配分分 1,642,519千円}

2. 交付金交付の効果（協定に基づく活動等による効果）

	検証項目	効 果 の 内 容
農 取 業 り 生 組 産 む 活 べ 動 き 等 事 と 項 し て	耕作放棄の防止、 水路・農道等の管理	- 協定農用地としての保全 協定農用地 16,918ha（該当農用地の86%に相当） - 協定農用地としての農振農用地編入 農振農用地編入面積 883ha（協定農用地の5%に相当） - 耕作放棄地の復旧・利活用 果樹・山菜等の植栽やビオトープ設置等 約20ha（協定外農用地） - 共同作業による水路・農道の適正管理 管理回数が増加した協定 612（全体の52%） 年平均管理回数 3.5回（+1.5回）
	多面的機能を増進 する活動	- 周辺林地の下草刈りを実施している協定 683（全体の58%） - 景観作物の作付けに取り組んでいる協定 429（全体の37%） - 鳥類の餌場確保に取り組んでいる協定 111（全体の10%） - ビオトープの確保に取り組んでいる協定 73（全体の6%） - 都市住民等との交流に取り組んでいる協定 71（全体の6%）
生 定 産 着 性 に ・ 関 収 す 益 る の 目 向 標 上 、 担 い 手 の	生産性・収益の向上 の取組活動	- 協定締結を契機とした新規生産組織の設立 54組織（全体の20%） - 機械共同利用や農作業受委託が進んだ協定 590（全体の50%） - 共同作業への参加者が増加した協定 148（全体の13%）
	担い手の定着の取組 活動	- 新規就農者の確保 20人 - 生産組織等のオペレーター確保 65人
その他協定締結による 効果		- 集落内の話し合いの活発化 話し合いが活発化した協定 76% 平均話し合い回数 4.6回（+2.7回） - 話し合いへの女性・若者の参画がある協定 45%（+37%）

３．実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
(1) 耕作放棄地の発生防止	○ 保全すべき農地のゾーニングと利活用計画の策定
(2) 農業生産活動の継続	○ 組織化による継続的営農体制の構築
(3) 多面的機能の増進	○ 都市との交流の取組等による交流人口の拡大
(4) 地域の活性化	○ 女性・若者の積極的な参画と役割発揮の推進 ○ 地域資源型ビジネスの推進による地域全体の所得確保・雇用機会の拡大
(5) 協定による集落活動の維持	○ 協定の広域化による再締結、担い手確保、共同取組活動の継続

４．評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
(1) 耕作放棄地の発生防止	○ 協定締結による耕作の継続、農振農用地への編入など、耕作放棄地の発生防止効果は高い。 ○ 交付金活用による水路・農道の改良等、耕作を継続するための条件整備が進んでいる。
(2) 農業生産活動の継続	○ 適正な農地保全活動は行われているが、継続的営農体制の確立まで至らない集落が多く、組織化等による担い手の育成・定着が必要である。
(3) 多面的機能の増進	○ 周辺林地の下草刈り等、国土保全の取組の実施割合は高いが、環境保全や景観向上、安らぎの場の提供などの取組については実施割合が低く、地域活性化と結びつけた積極的な取組を進めることが必要である。
(4) 地域の活性化	○ 地域資源を活用した特産品開発や農産加工、都市との交流の取組等が活発化しているが、まだ地域間格差が大きい。 ○ 女性・若者の積極的な参画による地域全体の所得確保・雇用機会の拡大に向けた取組の拡大を進めることが必要である。

（特徴的な検証結果又は取組事例等）

(1) 集落マスタープランの必要性 ○ 本県ではほとんどの集落協定で協定締結と併せて「集落活性化活性化プラン」を策定 ○ 特に、自主的なプランを有していた集落や普及センターの重点対象となってプランを策定した集落では、交付金が効果的に活用され、モデル事例へ発展 (2) 広域的な取組の必要性 ○ 複数集落による広域協定では、単独集落では困難だった協定締結が可能となり、農地の維持保全と交付金を活用した地域活性化の取組が展開 ○ 協定違反リスク回避等を考慮した集落内複数小規模協定では、担い手確保が困難、交付金が少額なため活用に苦慮
--

富山県評価結果の概要

1. 実施状況の概要

交付市町村数 26市町村
 協 定 数 355協定
 {うち集落協定数 355協定 個別協定数 0協定 }
 協定締結面積 4,464ha
 {対象農用地面積 5,027ha 協定締結率 88.8%}
 {地目別面積内訳：田4,433ha 畑31ha 草地0ha 採草放牧地0ha }
 交付金額 752,323千円
 {内訳：共同取組活動分503,156千円、個人配分分249,167千円}

2. 交付金交付の効果（協定に基づく活動等による効果） 実施率は協定数による割合

	検証項目	効果の内容
農 取 業 り 生 組 産 む 活 べ 動 き と 事 し 項 て	耕作放棄の防止、 水路・農道等の管理	協定締結集落における耕作放棄地の発生防止（耕作放棄面積0ha） 協定締結を契機とした農道・水路管理及び共同作業の実施（実施率100%）
	多面的機能を増進 する活動	周辺林地草刈りなど国土保全への取り組み実施 82% 景観作物などへの取り組み実施 53% 自然生態系保全に対する取り組み実施 33%
生 定 産 着 性 に ・ 関 収 す 益 る の 目 向 標 上 、 担 い 手 の	生産性・収益の向上 の取組活動	適正な農業生産活動の実施（実施率100%） 農地・法面の点検の実施（実施率86%） 集落による営農体制の確立 （農業機械の共同利用61%、農作業受託等54%、高付加価値型農業等の取り組み36%） 農用地・農作業の利用調整割合増加 （農作業受委託面積325ha）
	担い手の定着の取組 活動	集落による営農体制の確立 （農業機械の共同利用61%、農作業受託等54%、高付加価値型農業等の取り組み36%） 新規就農者・認定農業者の確保 （新規就農者32人、認定農業者90人） 担い手等への農地利用集積の拡大（利用権設定面積） （（締結前）168協定：392ha → （H15）191協定：475ha）
その他協定締結による 効果		集落内の世代間を超えた話し合いによる「ムラ機能」の醸成 集落営農など集落を単位とした生産目標の明確化及び農業生産意欲の向上 都市と農村交流の拡大（中山間地域における棚田等のオーナー制度） （米2地区、さつまいも1地区、そば1地区 他） 地域特産物への取り組み （そば、赤かぶ、銀杏、柿、梅など）

３．実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
「中山間地域直接支払制度の継続」	○ 中山間地域のさらなる活性化推進 ・ 直接支払制度を契機として、集落による世代間を超えた話し合いにより、農業生産活動、耕作放棄地発生防止、多面的機能の維持、都市と農村の交流による農村の活性化など、中山間地域の新たな活動が芽生え始めたところである。 - 中山間地域で芽生えた活動をさらに活性化、推進することが重要である。

４．評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
１．中山間地域の耕作放棄地の発生防止等	・ 富山県内の中山間地域直接支払制度対象農用地 5,027ha に対して、4,464ha（H15実績）が協定締結面積であり、実施率は 89％に達している。これら実施対象地域では耕作放棄地発生防止、農用地の維持管理に大きな効果をもたらしている。 - アンケート調査結果から以下の項目について効果があった。 ・ 耕作放棄地発生防止効果 97％ ・ 農業生産活動の持続効果 95％ ・ 多面的な機能維持保全効果 90％ ・ 集落活動の維持活性化効果 94％（集落代表者調査より）

（特徴的な検証結果又は取組事例等）

○ 項目毎に、目標もしくは協定締結前の状況と実績を比較した上で、A（良好）、B（概ね良好）、C（指導を要する）のランク付けにより評価。 ・ 集落協定数、協定締結面積・・・A ・ 対象農用地を持たない農家等の参加状況・・・A ・ 協定に基づいた活動が行われているか・・・A ・ 共同取組活動への交付金配分は適切か・・・A ・ 耕作放棄の防止・・・A ・ 農振農用地編入や耕作放棄地の復旧状況・・・A ・ 協定締結を契機とした集落内の話し合いの活発化の状況・・・B ・ 協定締結前後における話し合いの回数の変化・・・A ・ 協定締結を契機とした水路・農道等の共同管理作業の活発化の状況・・・A ・ 協定締結前後における水路・農道等の共同管理作業の回数の変化・・・A ・ 協定締結を契機とした生産性・収益の向上に向けた取り組みの活発化の状況・・・B ・ 協定締結前後における農作業受委託面積の変化・・・B ・ 協定締結を契機とした担い手との連携、担い手育成についての活発化の状況・・・C ・ 協定締結前後における認定農業者数の変化・・・B ・ 新規就農者の参入状況・・・B ・ 協定締結前後における利用権設定の状況・・・B ・ 集落営農組織等の設立状況・・・C ・ 協定締結を契機とした多面的機能を増進する取り組みの活発化の状況・・・取り組みの種類によりB～C

石川県評価結果の概要

1. 実施状況の概要

交付市町村数 28

協 定 数 491

{うち集落協定数 487協定、個別協定数 4協定 }

協定締結面積 3,680ha

{対象農用地面積 5,198ha 協定締結率 71% }

{地目別面積内訳：田3,599ha、畑76ha、草地5ha、採草放牧地0ha }

交付金額 606,274千円

{内訳：共同取組活動分359,274千円、個人配分分245,879千円 }

2. 交付金交付の効果（協定に基づく活動等による効果）

	検証項目	効果の内容
農 取 業 り 生 組 産 む 活 べ 動 き 等 事 と 項 し て	耕作放棄の防止、 水路・農道等の管理	本制度に取り組んでいる集落等では、制度の導入を契機として、「新たな耕作放棄地を出さない。既耕作放棄地に対しても最低限の管理をして行こう」との意識が強まった。 このことにより、中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる農用地では、新たな耕作放棄の発生が抑止されている。
	多面的機能を増進 する活動	本制度による「虫等の生息できる環境づくり」や「彼岸花等の景観作物の作付け」などを通して、都市・農村の交流に寄与するなど、中山間の活性化が図られた。
生 定 産 着 性 に ・ 関 関 連 す る 目 的 ・ 担 い 手 の	生産性・収益の向上 の取組活動	本制度を契機として、農業機械の共同利用を始める等、生産性の向上に一定の効果があつた。
	担い手の定着の取組 活動	本制度を契機として、新たな機械利用組合や後継者が誕生したり、既存の機械利用組合や個人の担い手が規模拡大を行うなど、一定の成果があつた。
その他協定締結による 効果		本制度の導入による効果についての県の調査で、制度に取り組んでいる集落等のうち約8割の集落等から「営農を続けていこうという意識がわいた」、「集落内での連携が一層高まった」との回答を得た。 これは、本制度が「集落内での話し合い及び共同活動」に根差しているため、本制度が定着するに従い、高齢化等により営農意欲が減退していた農業者に、「共同活動の下、もう一度頑張ろう」とのやる気を起こさせたためと思われる。

3．実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
中山間地域等直接支払制度の継続について	本制度に取り組んでいる農業者の中には、「集落のみんなに迷惑をかけないように」との思いから、営農を継続している者が多数いる。 また、本制度を契機とし、多くの集落で、話し合いの機会が増えるとともに共同での農道の草刈りや水路の清掃が復活している。 中山間地域における過疎化・高齢化が進んでいる状況下、耕作放棄の発生を抑止し続けるためにも、制度の継続が望まれる。

4．評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
中山間地域等直接支払制度の効果について	中山間地域等直接支払制度は、洪水防止や水源かん養等の多面的機能の確保のみならず、 耕作放棄の発生抑止 農業生産意欲の維持 集落内での連携強化 などの中山間地域の活性化にも役立っていると考える。 なお、県で設置する第三者委員会においても、本制度は中山間地域の活性化に役立っている、との評価を得ている。

（特徴的な検証結果又は取組事例等）



カブトムシ養殖場の設置及び都市住民との交流



あぜへの彼岸花の作付け



イノシシ害防止の電気柵の設置



活気ある日曜朝市の開催



蛭等の生息できる環境づくり



小学生の稲刈り体験の実施

福井県評価結果の概要

1. 実施状況の概要

交付市町村数 31
 協 定 数 332
 {うち集落協定数 331 個別協定数 1}
 協定締結面積 2,260 ha
 {対象農用地面積 2,658 ha 協定締結率 85%}
 {地目別面積内訳: 田 2,180 ha 畑 80 ha 草地 0 ha 採草放牧地 0 ha}
 交付金額 403,626千円
 {内訳: 共同取組活動分 235,963千円、個人配分 167,296千円}

2. 交付金交付の効果（協定に基づく活動等による効果）

	検証項目	効果の内容
農 取 業 り 生 組 産 む 活 べ 動 き 等 事 と 項 し て	耕作放棄の防止、 水路・農道等の管理	耕作放棄地の増加防止効果は、市町村も集落協定代表者も高い効果を認めている。もし本制度に取り組んでいなかった場合、約9割の集落で協定農用地において耕作放棄が発生していたとしている。 平地を含めた県内の全農業集落による農道等の管理状況は、水路については9割が集落で管理しているものの、農道については7割に満たない。しかし、本制度に取り組んでいる集落では、ほぼ全ての協定で「水路・農道等の管理」が行われており、制度の効果は大きい。
	多面的機能を増進 する活動	「周辺林地の下草刈り」などの取り組みが約8割の集落で行われ、最も多い活動となっている。また、「都市農村交流」、「景観作物の作付け」や「ビオトープ」といった保健休養機能・自然生態系の保全に関する取り組みも、年々増えてきている。 特に、「棚田オーナー制度」、「観光農園」、「伝統行事を通じた交流」などは、集落や地域の活動の活性化を促す効果が高いだけでなく、都市と農村の交流による中山間地域の果たす役割のPRにも効果的である。
生 定 産 着 性 に ・ 関 収 す 益 る の 目 向 標 上 、 担 い 手 の	生産性・収益の向上 の取組活動	制度により生産性・収益の向上に向けた取り組みが活発になったという集落は、全体の2割程度にとどまっている。しかし、協定締結前から活動の活発な集落も含めて、約3割の集落では活発な取り組みがなされている。 高付加価値農業の取り組みについては、「ソバ」や「マナ（ナタネ類の一種）」、「水仙」など地域の特産を中心に集落活動が活発になり、中には特産商品の開発のため、県外視察に行く集落も見られるなど「地域力」が醸成されている。
	担い手の定着の取組 活動	担い手・後継者の確保のための「農地の面的集積」は、約半分の集落で目標が達成されているものの、「新規就農者の参入」、「認定農業者の育成」は3割程度の集落しか達成されていない。 そのためか、担い手の定着に向けた取り組みが、活発になったとする集落は全体の2割程度にとどまっている。 しかしながら、認定農業者や新規就農者が新たに加わった集落もあり、現在も半数近くの集落が営農組織の育成を検討中である。
その他協定締結による 効果		集落内の話し合いや共同作業の活発化がなされ、持続的な農業生産活動に向けた体制作りが着実に進められている。 集落全体を見直す契機となり、農地の保全や後継者の育成など、地域の農業は、自分たちの集落で守るという意識の向上が図られ、地域の活力が向上しつつある。

３．実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
・制度効果の PR	耕作放棄地の防止、景観・環境の保全など「守り」の農業には一役買っているものの、「都市農村交流」、「グリーン・ツーリズム」など積極的な「攻め」の活動がまだ少ない。 多面的機能の発揮に関わる取り組みや都市農村交流など PR 効果も高い活動を行うことが、農村社会の活性化だけでなく都市生活者等の理解・関心を得るためにも必要である。

４．評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
・制度による継続的な支援の必要性	集落の多様な取り組みは、まだ芽生えの段階にあるものと考えられ、今後も制度を継続することにより、引き続きこうした集落の取り組みを支援していく必要があると考えられる。 先進集落の取り組みが牽引力となり、今後よい影響を与えることが期待される。

（特徴的な検証結果又は取組事例等）

- ・市町村によっては、平成 13 年度以降も毎年新たな集落協定が締結されている。
- ・市が環境に配慮した営農を推進している場合、集落の多くが環境に資する活動に取り組んでいる。この場合、対象農用地を持っていない農業者も協定に参加し、集落全体で取り組みを行っている。また、市でメダカを窓口にまちづくりをブランしている場合は、一部集落で魚類・昆虫類の保護に取り組んでいる。このように、当然ではあるが、市町村の施策が集落の取り組みに反映されている。
- ・交付金を活用し、イベント、伝統的行事、オーナー制度などを通じた都市農村交流にまで取り組んでいる集落がある一方、農地の保全など最低限の取り組みにとどまる集落がみられる。

岐阜県評価結果の概要

1. 実施状況の概要

交付市町村数 52
 協 定 数 1,076
 {うち集落協定数 1,063 個別協定数 13}
 協定締結面積 7,954 ha
 {対象農用地面積 8,399 ha 協定締結率 94.7%}
 {地目別面積内訳: 田 7,600ha 畑 280ha 草地 8ha 採草放牧地 65ha}
 交付金額 1,108,619,591円
 {内訳: 共同取組活動分 678,122千円、個人配分分 430,497千円}

2. 交付金交付の効果（協定に基づく活動等による効果）

	検証項目	効果の内容
農取 業 生 組 産 む 活 べ 動 き 等 事 と 項 し て	耕作放棄の防止、 水路・農道等の管理	協定締結を契機に「農地法面の点検や農道・水路の管理」及び「集落全体での農道・水路の管理に係る共同作業」が活発に行われるようになった集落が5割以上あり、協定締結以前から行われている集落を含めると、全体の9割以上となる。 農道・水路の管理回数が延べ1,455回から約2倍の2,873回に増加した。 また、農道管理の総延長は、1,081km、水路管理の総延長は、1,500kmとなり、年3回程の草刈や泥よけ、道路の補修等の管理活動が実施された。
	多面的機能を増進 する活動	協定締結を契機に活発に行われるようになった活動は「周辺林地の管理等」が全体の37%（389協定）、「景観作物の作付け、都市住民との交流」が22%（232協定）、「魚類・昆虫類の保護等」が11%（121協定）となっており、周辺林地の下草刈面積は延べ1,085.7ha、景観作物（あじさい、彼岸花、コスモス等）の植栽は延べ117.7ha実施された。
生定 産 着 性 に ・ 関 収 す 益 る の 目 向 標 上 、 担 い 手 の	生産性・収益の向上 の取組活動	協定締結を契機に「農業機械や施設の共同利用」及び「作業受委託や転作等の団地化等の土地利用の調整」が活発に行われるようになった集落が全体の27%（282協定）であった。 また、集落自らが自主性を持って話し合いを重ねた結果、191協定で共同で農業機械等を購入し、また、129協定で共同利用する施設の整備を行うなど、農業生産や生活環境の向上が図られた。
	担い手の定着の取組 活動	協定締結を契機に「農作業受委託をする担い手との連携」が活発に行われるようになった集落が全体の26%（275協定）、「認定農業者や農業生産法人等、担い手の育成」が活発に行われるようになった集落が全体の12%（132協定）であり、その結果、認定農業者が60名、新規就農者が70名増加した。 また、集落営農組織の育成については、「協定締結を契機に育成された組織」が40協定あり、「現在育成について検討中」と回答した345協定については、今後組織育成の支援が必要となる。
その他協定締結による 効果		本県では「花の都ぎふ運動」を実践しており、各集落活動もこれに連動して「景観作物の作付け」が積極的に実施されている。また、併せて「周辺林地の草刈」を実施し、集落の環境整備に関わる活動が増えた。 ホタルを題材とした観察会の開催（谷汲村、川辺町他）やオーナー農園の実施（上石津町）体験農園を通した都市との交流（郡上市和良町）等、地域の活性化を図る活動を実施する積極的な集落も見受けられた。 また、近年増加している鳥獣被害を防ぐため、321協定で獣害防止柵485.6kmの設置などが実施され、効果があったとの回答を得ている。

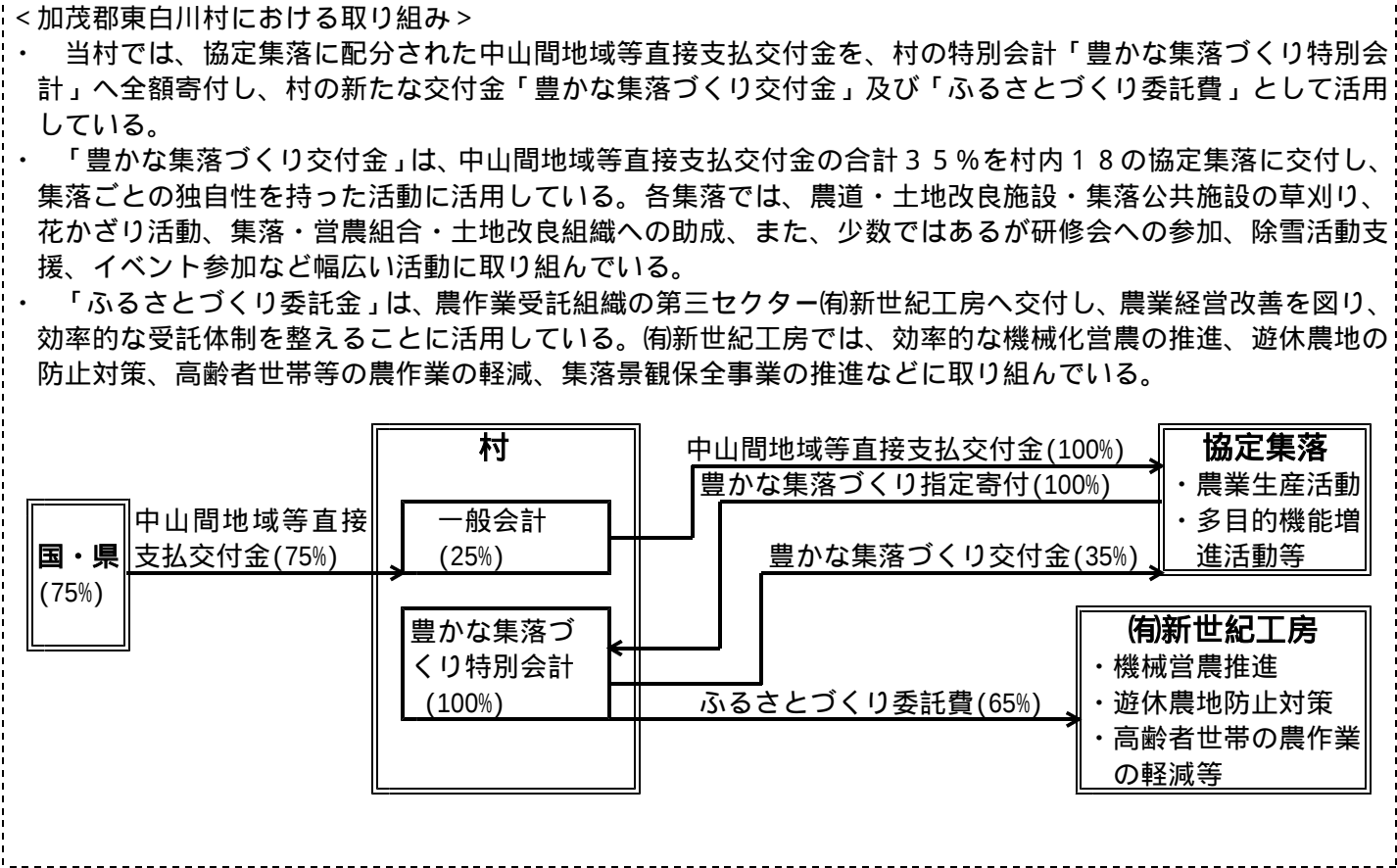
3 . 実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
・ 1 haの面積要件の撤廃 ・ 交付金の返還要件の緩和	・ 農地が1 ha未満の集落や小規模で点在しているため1 ha以上の団地が形成できない集落は、この面積要件の為、本制度への参加ができない。1 haの枠がなければ、多くの農家が制度に参加ができ、さらに耕作放棄地の防止、多面的機能増進が図られると考える。 ・ 協定に参加した農家が1人でも協定を違反すれば、協定参加者全員の交付金を、認定年度に遡って返還しなければならない。協定期間中（5年間）に、個人の生活状況や社会情勢が刻々と変化していく中、もし協定違反が出るような事があれば、その違反者の交付金の返還は当然しかるべきとしても、農業を熱心に行っている農家まで連帯責任を取ることはせず、協定違反の交付金の返還は個人にとどめるのが妥当であると考えている。

4 . 評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
・ 交付金の使途 ・ 集落の意識の向上 ・ 次期対策の継続要望	・ 本県では4年間で約42億円の交付金が集落協定に交付され、集落の共同取組活動に1/2以上が使われるように指導した結果、約2/3の交付金が水路・農道の管理、耕作放棄防止の活動、獣害防止柵の設置をはじめ、農業機械の共同購入、集落の共同利用施設の整備等に有効活用されている。 ・ 中山間地域の農業・農村の持つ多面的機能の価値に対し、交付金を交付するという農政史上初の試みである本制度は、農家・集落の単位で「自らの農地、地域を守る」意識を大きく向上させ、地域の活性を図った制度である。 ・ 多くの協定集落や、全ての実施市町村が本制度を5年間で終了するのではなく、次期対策を継続し、さらなる集落の活性化に努めたいとの意見である。本県としても、集落に定着しはじめたこの取り組みをより発展させ、中山間地域を活性化するため、次期対策を継続させる必要があると考えている。

(特徴的な検証結果又は取組事例等)



愛知県評価結果の概要

１．実施状況の概要

交付市町村数 20市町村

協 定 数 302協定

{うち集落協定数 298 個別協定数 4 }

協定締結面積 1,570 ha

{対象農用地面積 2,691ha 協定締結率 58.3 %}

{地目別面積内訳：田1,504ha 畑 66ha 草地 0ha 採草放牧地 0ha }

交付金額 202,512千円

{内訳：共同取組活動分117,695千円、個人配分分 84,817千円}

２．交付金交付の効果（協定に基づく活動等による効果）

	検証項目	効果の内容
農 取 業 り 生 組 産 む 活 べ 動 き 等 事 と 項 し て	耕作放棄の防止、 水路・農道等の管理	耕作放棄の防止等に対する有効性については、アンケートの結果、回答をした集落の9割以上が概ね有効であるとしており、制度活用に対する効果が出ている。 また、水路・農道等の管理として、草刈りなどの通常管理はもちろん、災害時における復旧作業に迅速な対応ができたなど有効に活用されている。
	多面的機能を増進 する活動	多面的機能を増進する活動としては、周辺林地の下草刈りが最も多く、73%の集落で取り組まれており、次いで景観作物の植栽が36%となっている。 周辺林地の管理として、下草刈りのほか地元特産のささゆりを移植するなど地域性を活かした取り組みも見られる。 また、景観作物として、河川堤防、道路法面及び民家周辺にグランドカバープランツを植栽し、景観保全を推進している集落も見られる。 その他、営農組合が転作田を活用した「イモ掘り取り農園」を実施し、都市住民との交流に取り組むなど地域の実情に応じた取り組みが行われている。
生 定 産 着 性 に ・ 関 収 す 益 る の 目 向 標 上 、 担 い 手 の	生産性・収益の向上 の取組活動	生産性・収益の向上については、農作業の受委託推進が最も多く全体の54%の集落で行われ、その他、高付加価値型農業の推進、農作業の共同化、農用地の連担化、機械施設の共同利用等が行われている。 その結果、農作業受委託等の利用集積が進んだり、機械の共同利用が進んだ集落も見られる。
	担い手の定着の取組 活動	担い手の定着化については、オペレーターの育成（研修参加）を行う集落が最も多く全体の52%の集落で取り組み、他には、新規就農の推進（受入のための条件整備）、農地の面的集積、認定農業者の育成等が行われている。 この結果、「担い手の育成・確保ができた」集落も見られる。
その他協定締結による 効果		直接支払制度への取り組みを通じ、8割の集落で「集落営農について話し合いの機会が増えた。」と答えており、集落内の連帯感が強まっていることがうかがえる。

3. 実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
・ 集落協定の締結率 ・ 小規模な農業生産活動等への対応 ・ 担い手の育成・確保	・ 団地化等の要件や農業生産活動等を5年間以上継続すること及び高齢化した地域の中でリーダー的な存在がいらない等の理由により、対象となる農用地の6割しか協定締結に至っておらず、本県の中山間地域等の現状と制度の仕組みとが必ずしもフィットしていない面がある。 ・ 本制度に取り組む集落の6割で、協定対象者数が15戸未満であり、1人あたりの対象面積が0.3ha未満となっている。今後、高齢化や過疎化がいつそう進行することを考え合わせると、規模の小さな取組みの今後のあり方が中山間地域等全体として重要な課題である。 ・ 約6割の協定集落で担い手の確保・育成が困難となっており、現在の担い手が引退した後の農業生産活動等の縮小が危惧される。集落内で解決することが困難な集落に対しては、市町村や農協等と連携した支援策を講ずる必要がある。

4. 評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
	制度への取り組みを通じて、今後の集落のあり方や将来像について多くの話し合いが行われ、その結果、まだ部分的ではあるが「担い手の育成・確保ができた」、「機械の共同利用が進んだ」、「農作業受委託等の利用集積が進んだ」、「非農家との連携が進んだ」などの成果や、交付金が交付されることで、集落の中には、各自の責任感や集落内の連帯感の向上が見られるようになった。 中山間地域等の不利な自然的・経済的・社会的条件の中では、1人で専門的な担い手農家というよりも、集落としていかに担い手機能を確保していくか、あるいはその意識を高めていくかが重要で、中山間地域等直接支払制度は有効な制度として機能していると思われる。

(特徴的な検証結果又は取組事例等)

< 東加茂郡足助町下国谷・白倉集落の取り組み >

1. 協定締結の経緯

当地域では、「営農組合」が昭和60年に組織化されており、計画的な作業の共同化・効率化を図っている。

また、転作田を利用した「イモ掘り取り農園」を中心とした体験農園を実施しており、年に1度「収穫祭」を開催し、都市住民との交流を深めている。

このような中で、直接支払制度が発足し、制度の目的である「多面的機能を増進する活動」と合致することから、本制度を導入することとなった。

2. 取り組みの内容

従来の転作田は、大豆・牧草が中心であったが、嫁いできた若妻たちのグループ「野菜クラブ」(9名)の発想の中から、少しでも収益がありそうなさつまいもの栽培を考えた。営農組合のバックアップにより、現在では年に1度「収穫祭」として定着している。

作業計画に基づく組合員の共同作業により、毎年4月～11月まで転作田を活用し、さつまいも(べにあづま)を植え、「掘り取り農園」(体験農園)として多くの方に利用されている。11月開催の「収穫祭」においては、町内外を問わず多くの方々が訪れ地域住民と都市住民の交流活動を展開している。

また秋には、香嵐渓園地内において農園で採れた「さつまいも」を商品として販売し、消費拡大に努めている。

3. 取り組みによる効果

「掘り取り農園」を実施することにより、都市住民との交流活動・労力の支援等が活発となり、ネットワークの拡大やさつまいもをベースとした商品流通により消費の拡大が図られた。また、集落に新しい風を吹き込むことで、より一層集落にまとまりができていく。



転作田を活用した「イモ掘り取り農園」

三重県評価結果の概要

1. 実施状況の概要

交付市町村数 34

協 定 数 222

{うち集落協定数 222、個別協定数 0 }

協定締結面積 1,269.8ha

{対象農用地面積 1,953.8ha、協定締結率 65.0% }

{地目別面積内訳：田 1,127.1ha、畑 142.7ha、
草地 0ha、採草放牧地 0ha }

交付金額 229,595千円

{内訳：共同取組活動分 139,539千円、個人配分 90,056千円}

2. 交付金交付の効果（協定に基づく活動等による効果）

	検証項目	効果の内容
農 取 業 り 生 組 産 む 活 べ 動 き と 項 し て	耕作放棄の防止、 水路・農道等の管理	「道路及び水路管理」、「耕作放棄された農用地について、賃借権の設定や作業の委託を行う」にはほぼ全集落で、その他「農地法面の点検・保護」「鳥獣害防止」で約半数の協定で取り組むこととなっており、ほぼ全集落で行われ定着している。
	多面的機能を増進 する活動	「周辺林地の下草刈り」が109集落（達成率100%）、「景観作物の作付け」107集落（達成率95%）でこの2つの項目を行う協定が全体のなかで約半分の集落で取り組み、ほぼ達成がなされている。
生 定 産 着 性 に ・ 関 収 す 益 る の 目 向 標 上 、 担 い 手 の	生産性・収益の向上 の取組活動	「農作業の受委託の推進」への取組みが123集落と最も高く、「機械施設の共同購入・利用」が次いで84集落、「農作業の共同化」が59集落となっており、「農作業の受委託の推進」が51集落（達成率41%）、「機械施設の共同購入・利用」が52集落（達成率62%）、「農作業の共同化」は30集落（達成率51%）高付加価値型農業推進は12集落（63%）で設定集落のなかの約半数で達成されている。
	担い手の定着の取組 活動	「オペレーターの育成・確保」への取組みが97集落、次いで「農地の面的集積」が73集落、「認定農業者の育成」は65集落、「新規就農者の育成」は23集落において取り組まれており、「オペレーターの育成・確保」では43集落（達成率44%）、「農地の面的集積」では39集落（53%）認定農業者の育成では39集落（60%）が実際に達成がなされている。
その他協定締結による 効果		共同取組へ約7割の交付金が充当されており、地域の段階で農地を守るため多くの集落において共同性を高める使い方へ交付金が配分されている。

３．実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
・生産性・収益の向上の取組活動	農作業の受委託の推進」や「機械施設の共同購入」に取り組み、達成している集落は全体の約２～１割程度にとどまっている。
・担い手の定着の取組活動	「オペレーターの育成・確保」や「農地の面的集積」、「認定農業者の育成」、さらに「生産組織」や「集落組織育成」についても達成集落の実数は低く、中山間地域において中長期的に農地を守るための「人づくり」と「組織育成」にはこれまでの取組では大きな成果を上げていない実態が浮かび上がってきている。
・集落全体としての目標	「集落組織の完成」では２３集落（達成率２４％）、「集落複合経営を実現」では２５集落（達成率３０％）、「生産組織を完成」は７集落（達成率３０％）と全体で約３割程度の達成にとどまり、集落全体での営農体制の確立が課題となっている。
・直接支払い交付金の使途	共同取組分の交付金の内訳をみると、将来の使用目的のために約４割の交付金が集落段階で積立繰越されており、取組年度における道水路管理や共同利用機械の購入、多面的機能増進活動への効果的な活用に課題が残る。

４．評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
・担い手の定着の取組活動及び集落全体としての目標	特に課題となっている中山間地域での「人づくり」と「組織育成」について効果的な活用が図られるよう取り組んでいく必要がある。

（特徴的な検証結果又は取組事例等）

亀山市坂本集落の取り組み １．協定締結の経緯 当地区では、耕作放棄地の解消は、各農家が個々に取り組んできたが、個々の対応では厳しくなったため、本制度に取り組むこととした。 協定締結に当たっては、棚田百選の認定を受けた直後であったこともあり、地元において棚田保全に関する意識が強まり、地区農家全員の参加を得て組織を結成し、役所とともに地域の合意形成を図った。 集落全体で、耕作放棄地の解消と発生防止、将来にわたり継続的に農業生産活動が行えるよう共同作業の推進を行うこととした。 ２．取り組みの内容 集落全体で、草刈りを行い、耕作放棄地の復旧を図った。また、地域の活性化のために紙すきを行い、その材料のケナフを水田に植栽し、農地の保全活動を行っている。紙すきに関しては、地区内外の各種イベントにて活動を行い、集落内外の住民との交流の推進を図っている。 ３．取り組みによる効果 本制度に取り組むことにより、世代間のコミュニケーションが図られるようになり、耕作放棄地の解消のみならず、地区民主体の地域の活性化を図りながら、地球環境の保全・向上をめざす気運が高まってきている。 更に、後継者の育成や都市住民との交流についても、今まで以上に推進して行こうという意識が非常に強くなってきている。

滋賀県評価結果の概要

1. 実施状況の概要

交付市町村数 17

協 定 数 96

{うち集落協定数 96 個別協定数 0 }

協定締結面積 1,208 ha

{対象農用地面積 1,581 ha 協定締結率 76%}

{地目別面積内訳：田 1,172 ha 畑 36 ha }

交付金額 210,843千円

{内訳：共同取組活動分 140,089千円、個人配分分 70,754千円}

2. 交付金交付の効果（集落協定代表者等に対するアンケート調査結果等による。）

	検証項目	効果の内容
農 取 業 り 生 組 産 む 活 べ 動 き 等 事 と 項 し て	耕作放棄の防止、 水路・農道等の管理	・耕作放棄地の増加防止については、99%の集落が効果があると考えている。 非常に大きな効果がある 70%、それなりの効果がある 29% ・水路・農道等の生産基盤施設の適正な管理について、半数の集落が協定締結を契機に活発化している。 管理の共同作業が 協定締結前から活発46% 協定締結を契機に活発化50%
	多面的機能を増進 する活動	・周辺林地の管理、土壌流亡に配慮した営農について、協定締結を契機に管理が活発になり、1/2以上の集落で国土保全の取組が進んだ。 協定締結を契機に活発化 56% ・景観作物の作付け、都市住民との交流活動、魚類・昆虫類の保護などについて、1/3の集落で保健休養機能の向上、自然生態系の保全の取組が進んだ。 協定締結を契機に活発化 43%
生 定 産 着 性 に ・ 関 収 す 益 る の 目 向 標 上 、 担 い 手 の	生産性・収益の向上 の取組活動	・生産性・収益性の向上について、農業機械の共同利用、農作業の受委託や転作作物の団地化、集落内での高付加価値型農業への取組など、1/3の集落で農業収益を上げるための取組が活発になった。
	担い手の定着の取組 活動	・農作業受託を行う担い手との連携、認定農業者等の育成など、1/3の集落で取組が活発になった。 農作業受託を行う担い手との連携 協定締結を契機に活発化 33% 認定農業者等の育成 協定締結を契機に活発化 24% ・集落営農組織の育成については、1/3の集落で取組を検討している。 現在育成を検討中 34%
その他協定締結による 効果		

３．実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
・ 緩傾斜地への普及	・ 緩傾斜地への普及については、対象地域が相当広範囲に拡大することになるため、傾斜基準の境界に位置する農用地の取り扱いに関する合意形成のあり方や、市町村の財政負担についての検討を要する。
・ 他の施策と連携した取組の推進	・ 中山間地域等が抱える条件の不利性を交付金制度により補正したとしても、別途担い手育成の施策や集落を越えた広範囲での取組の推進が必要である。

４．評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
総合評価	中山間地域等が平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な状況にあることから、耕作放棄地の増加防止と担い手育成等による農業生産性の向上を通じて多面的機能を確保するため、本県においても「中山間地域等直接支払交付金制度」を活用してきたが、本制度導入後４年が経過した中で、上記の共同活動の効果検証等を通して相応の実績が認められることから、本制度については、平成１７年度以降も担い手組織が育成・定着するまで当面継続することが必要であると判断する。

（数値は平成１５年度末現在のもの）

京 都 府 評 価 結 果 の 概 要

1. 実施状況の概要

交付市町村数 32

協 定 数 474

{うち集落協定数 471 個別協定数 3 }

協定締結面積 4,261ha

{対象農用地面積 5,279ha 協定締結率 81%}

{地目別面積内訳：田 4,188ha 畑 73ha }

交付金額 617、962千円

{内訳：共同取組活動分437,027千円、個人配分分180,935千円}

2. 交付金交付の効果（府内の全集落協定代表者471人に実施したアンケート調査結果による）

	検証項目	効果の内容
農 取 業 生 組 産 む 活 べ 動 き 等 事 と 項 し て	耕作放棄の 防止、 水路・農道 等の管理	制度の着実な効果及び質的・量的に施設管理機能が回復・強化 「耕作放棄地増加を防止する効果」→ 約9割の集落が「多面的機能発揮の役割を維持増進する効果」効果があると回答 「水路・農道等の共同管理作業回数」...「協定締結前より増加」(6割) 「集落全体での水路・農道等の管理に係る共同作業」...「協定締結を契機に活発化」(4割)
	多面的機能を 増進する	集落の内外にアピールする取組など集落に変化の兆し 「周辺林地の管理等国土保全の取組」...「活発化」(6割) 「景観作物作付け、都市交流等、保健休養機能を高める取組」...「協定締結を契機に活発化」(3割)
生 の 産 育 性 成 ・ に 収 関 益 す る 向 目 上 標 、 担 い 手	生産性・収益の向上の 取組活動	集落営農組織の活性化・育成への足掛かり 「農業機械や施設の共同利用」...「協定締結を契機に活発化」(2割) 「集落営農組織の育成」...「協定締結を契機に育成又は検討中」(5割)
	担い手の定着の取組活動	組織営農の仕組みづくりに向けた話し合いが活発化 「集落内の話し合い回数」...「協定締結前より増加」(7割) 「共同作業、機械等の共同利用等農業に関わる取り決め事項」...「協定締結を契機に活発化」(4割) 「集落の活性化や将来の話し合い」...「活発化」(8割)
その他協定締結による効果		地域づくり、都市住民との連携 多面的機能を維持増進活動を契機に多方面への取組の広がり 地域に新たな活力を生み出す特徴的事例 地域資源の再発見...「名水の発見、水車の復活」 都市住民との連携...「耕作放棄地の解消作業」 「都市住民や社会福祉施設との連携・協働」

３．実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
・対象農用地の基準について	現行制度の対象農用地基準についての評価は、「妥当」が３５％に止まり、「集落内の農用地ができるだけ幅広く対象となるべき」と約６０％の集落が回答している。これは、集落内に対象農用地と非対象農用地があると、農家間に不公平感が生まれ、できるだけ集落全体が対象となることを望む集落が多いためである。集落の機能を維持・強化するためには、改善の余地を残している。
・協定期間（５年）について	協定期間の５年について、アンケート調査では「５年間は妥当」が約４割、さらに「５年より長期間でもよい」が３割であり、現在の協定期間は一定評価されるとともに、制度の長期化を望む集落が多い。一方、「５年間は長い」が約３割あるが、高齢化による営農継続不安や役員の負担感等によるものと思われる、これを払拭する仕組みや体制の確立が必要である。なお、適当な期間を聞いたところ、「３年間」が最も多く約８割で、協定期間の選択制も制度の見直しに当たって検討すべき事項と考えられる。

４．評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
・制度導入による効果	平成１４年度までに協定を締結した４７４協定、４，２６１ｈａ（個別協定を含む）において、耕作放棄地が発生していないことに加えて、アンケート調査により「耕作放棄地の増加防止効果」「持続的な農業生産活動の形成効果」「多面的機能の発揮の役割を維持保全する効果」についていずれも約９割の集落が「効果がある」と回答しており、本制度の目的である「農業生産活動の維持を通じて、（耕作放棄地の発生を防止すること等により）多面的機能を確保する」が着実に実践され効果を上げている。 また、アンケート調査で「集落や地域の活動の維持・活性化を促す効果がある」と約９割の集落が回答。集落協定という仕組みが、集落での話し合いや農家の合意形成活動を通じて、集落機能の維持・強化、再構築に大きな役割を果たしたと考えられる。

（特徴的な検証結果又は取組事例等）

市民との連携による耕作放棄地の有効活用

〔舞鶴市杉山〕



集落住民総出で耕作放棄地を復旧し、その一部を市民ボランティア農園として開設し、市民の手を借りて有効利用するとともに、市民との交流を地域づくりに発展させている。

「循環型農業」を集落ぐるみで実践

〔加悦町与謝〕



本制度を契機として町の特産物である大豆を活用した高付加価値農業（水稻・施設園芸）を通じて集落営農の方向性を見いだす取組みに発展。

大阪府評価結果の概要

1. 実施状況の概要

交付市町村数 3

協 定 数 11

{うち集落協定数 11 個別協定数 0 }

協定締結面積 69 ha

{対象農用地面積 470 ha 協定締結率 14.6%}

{地目別面積内訳：田 67 ha 畑 2 ha }

交付金額 14,213 千円

{内訳：共同取組活動分 6,530 千円、個人配分分 7,683 千円}

2. 交付金交付の効果（協定に基づく活動等による効果）

	検証項目	効果の内容
農 取 業 り 生 組 産 む 活 べ 動 き 等 事 と 項 し て	耕作放棄の防止、 水路・農道等の管理	耕作放棄地の発生防止や、農地の法面管理・水路農道管理など、日常の営農活動に対する参加者の取組意欲が向上し、制度の効果が現れている。 協定締結を契機に共同作業回数が増加しており、集落機能の強化が図られた。 協定締結前後における水路・農道の管理に係る共同作業の回数の変化（年間の平均値） 協定締結前 1.4回 → 協定締結後 3.4回
	多面的機能を増進 する活動	集落の実情に応じた取組がなされている。 棚田オーナー制度や体験農園の実施により、地域の住民や都市住民との交流を積極的に進めている集落もある。 棚田オ - ナ - 制度 1 協定 体験農園 2 協定
生 定 産 着 性 に ・ 関 収 す 益 る の 目 向 標 上 、 担 い 手 の	生産性・収益の向上 の取組活動	主に農作業の共同化、機械の共同利用等による生産性の向上が図られている。 機械・施設の共同購入・共同利用 6 協定 農作業の共同化 3 協定
	担い手の定着の取組 活動	現在の営農活動の維持が主目的であり、担い手の育成につながる効果は表れていない。
その他協定締結による 効果		協定締結を契機として、集会等の話し合いが増加し、集落の活性化等、将来についての話し合いが進められるようになった。 協定締結前後における話し合いの回数の変化（年間の平均値） 協定締結前 0.8回 → 協定締結後 3.6回

３．実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
・ 取組内容が多岐	現行制度では、集落協定の活動目的として、耕作放棄の防止以外にも多面的機能の発揮などの目的も併せて掲げられており、積極的な取組を進める集落ではその点についても効果が上がっている。しかし、取り組み内容が多岐にわたるため、多くの協定では参加者の負担が増加している傾向にある。
・ リ - ダ - の不在	集落協定を推進するリーダー的存在が少ないこともあり、取組の煩わしさと相まって集落のまとまりを得にくい状況にある。
・ 一部地域での実施	協定締結進捗が地域の一部の集落に留まっていることから、地域全体でのメリットが少ない市町村も見受けられ、単に現行制度を継続するだけでは事業効果に疑問が残ると考えられる。
・ 容易な取組条件の設定	多面的機能の発揮を含む多彩な取組を行う協定はもとより、耕作放棄の防止のみを目的とする協定まで、幅広く交付金が交付されるよう制度改善を行えば、より多くの集落で取組が容易な制度となり、地域全体で営農活動の継続強化・参加者の意識向上が図られることで、新たな担い手定着の土台としての役割につながる可能性があると考えられる。

４．評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
総合評価	集落協定の取組により、共同作業回数・集会等の増加により、集落機能が強化され、耕作放棄の防止につながっている。また、一部の集落では体験農園の実施等、多面的機能の発揮も目立っており、集落の活性化が図られている。このような活動のなかで、今後も農用地を適正に維持管理しなければならないという意識が高まっている。

兵庫県評価結果の概要

1. 実施状況の概要

交付市町村数 50
 協 定 数 607
 {うち集落協定数 606 個別協定数 1 }
 協定締結面積 4,447ha
 {対象農用地面積 6,608ha 協定締結率 67.3%}
 {地目別面積内訳：田 4,286ha 畑 108ha 採草放牧地 52ha }
 交付金額 871,198 千円
 {内訳：共同取組活動分 489,862千円、個人配分分 381,336千円}

2. 交付金交付の効果（集落協定代表者に対するアンケート調査等による。）

	検証項目	効 果 の 内 容
農業生産活動として取り組むべき事項	耕作放棄の防止、水路・農道等の管理	本来の目的である耕作放棄防止の効果について、「効果がある」と考えている人は95%を超えている。中でも本県では「非常に効果がある」という回答が54%と近畿の数値よりやや高くなっている。 耕作放棄の防止は営農者の意欲が大きな要素となっていることから本制度は非常に高い効果をもたらしていると考えられる。
	多面的機能を増進する活動	本県、近畿において「効果がある」という回答が85%を超えている。このことから多面的機能維持の面から農地の保全する意識を高める大きな要素となっていることがわかる。また、本県における以下の3項目の取組について協定締結前後の変化は次のとおりである A：周辺林地の管理、土壌流亡に配慮した営農の実施等、国土保全の取組について B：景観作物の作付け、都市住民との交流活動等、保健休養機能を高める取組について C：魚類・昆虫類の保護や鳥類の餌場の確保等、自然生態系の保全に資する取組について 活発に活動しているのはAについては60%強、Bについては40%強、Cについては20%弱と活動は少ない状況である。しかしながら、農家にとって農業と関係が無く関心の少なかったこれらの項目について3～5倍活動が増えたのは非常に効果があったと考えられる
生産性・収益性の向上に関する目標	生産性・収益性の向上の取組活動	共同作業、機械や施設の共同利用により、生産コストを下げる取組が多い。反面、高付加価値農業に取り組む協定は全国、近畿の平均に比べるとやや、少なくなっている。これは気候条件の悪い但馬地方で本制度実施していることから、生育に適した作物が少ないことが原因と考えられる。成功例もあることから事例紹介等により、今後、増加することが考えられる。
	担い手の定着の取組活動	兵庫県では主業農家が多いことから認定農業者育成への取組は少ないが、集落営農に力を入れている集落が多い。全国や近畿と比べてオペレーターの募集やオペレーターの研修に取り組む協定が多い。農作業の受委託推進に取り組む協定は60%以上ある（近畿平均は50%以下）
その他協定締結による効果		集落や地域の活動の維持活性化に関する効果についても「効果がある」という回答が兵庫県、近畿で90%程度あり、高齢化の進んだ中山間地域において個人ではカバーしきれない活動に集落が取り組む体制作りに効果があると考えられる

３．実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた評価と課題

項 目	現 状	方 針	手 法
取組内容の充実	協定内容の達成度が低い取組がある。 高付加価値型農業への取組が少ない 農業の担い手の育成への取組が少ない	ハード、ソフトの各種施策の総合的な活用。 集落に対する積極的な働きかけ。	・ 各種の施策実施機関に協定の取組内容を周知して、集落と関係機関の協議を進める。 ・ 活動のヒントとなる事例集の作成や、他都道府県の事例を掲載したＨＰを紹介する。
共同取組活動の趣旨の徹底	個人活動が中心で各種の共同取組活動に消極的な協定がある。	共同取組活動の比率を高める。	
幅広い層の意見集約	集落内の話し合いに世帯主以外の意見が取り入れられにくい。	女性会や青年部等の積極的な参加。	
未実施集落に対する啓発	本制度の趣旨を理解し、有効であると考えても、要件等に躊躇し取組まない集落がある。	取組協定数や実施面積の増加を狙う。	・ 本制度をＰＲする ・ 関係機関・地域アドバイザーからの指導、助言。 ・ ワークショップ開催。 ・ 地域フォーラムの開催。（ひょうご美しいむらづくりへの展開）
リーダーの育成・確保	各種取組に対し協定参加者の同意を得るにはリーダーに大きな負担がかかり、なり手がいない。	リーダーを育成しつつ、協定参加者の積極的な取組を啓発する。	

（特徴的な検証結果又は取組事例等）

1 多面的機能を増進する活動に特徴のある事例 ＜牛の放牧等雑草対策による耕作放棄地の解消＞			日高町 八代
協定の概要	協定面積：田24ha		協定参加者：40人
取組内容	和牛の放牧による耕作放棄地の解消、棚田保全ボランティア「棚田交流人」活動による耕作放棄地の解消・都市住民との交流など多様な取組が行なわれている。		
具体的効果	○ 耕作放棄地の解消：5.8haのうち5.0haを復旧済み（59％） ○ 担い手3人への農地集積：2.8ha（集落の農地面積25.8haの11％） ○ 棚田交流人による棚田保全活動・都市農村交流：年40回、延べ200人・日 ○ 空家の解消：1戸／3戸（棚田交流人の休憩・宿泊所として活用） ○ 生産調整水田の活用：大豆14a、牧草2.3ha		



日高町八代集落における耕作放棄地での牛の放牧の様子。ボランティア「棚田交流人」が牛の世話をしている。

奈良県評価結果の概要

1. 実施状況の概要

交付市町村数 21

協 定 数 444

{うち集落協定数 440 個別協定数 4 }

協定締結面積 3,294ha

{対象農用地面積 5,008ha 協定締結率 65.8%}

{地目別面積内訳：田 1,462ha 畑 1,832ha }

交付金額 448,243千円

{内訳：共同取組活動分 146,584千円、個人配分分 301,659千円}

2. 交付金交付の効果（協定に基づく活動等による効果：集落に対するアンケート結果等による）

	検証項目	効果の内容
農 取 業 生 組 産 む 活 べ 動 き 等 事 と 項 し て	耕作放棄の防止、 水路・農道等の管理	「耕作放棄地の増加を防止する効果」について、「非常に大きな効果がある」、「それなりの効果がある」の2段階の回答の合計が全回答数の概ね9割を占める結果となり、集落の制度導入の効果に対しての一定の評価が得られていると考えられる。 「農地の法面や水路・農道等の管理」、「集落全体での水路・農道等の管理に係る共同作業」について、9割を超える集落において活動が活発に行われている。また、概ね5割の集落で協定締結を契機に活動が活発化している。
	多面的機能を増進 する活動	「周辺林地の管理、土壌流亡に配慮した営農の実施等の国土保全の取組」については、6割5分の集落が実施しており、そのうち約4割の集落は、集落協定締結を契機に取組が活発化している。 しかし、「景観作物の作付け、都市住民との交流活動等の保健休養機能を高める取組」は約3割、「自然生態系の保全に資する取組」は約2割の集落でそれぞれ取り組まれているに過ぎない。
生 定 産 着 性 に ・ 関 収 す 益 の 目 向 標 上 、 担 い 手 の	生産性・収益の向上 の取組活動	「農業機械や施設の共同利用」、「集落内での農作業受委託や転作作物の団地化等の土地利用調整」、「集落内での高付加価値型農業等の農業収益をあげるための取組」の3項目について、取組が活発に行われている集落は約4割であった。また、協定締結を契機に取組が活発化し集落は3割未満にとどまっている。
	担い手の定着の取組 活動	「農作業の受委託を行う担い手との連携」及び「認定農業者、農業生産法人等の担い手の育成」の2項目について、約2割5分の集落で取組が行われている。また、協定締結を契機として取組が活発になった集落は約2割にとどまっている。
その他協定締結による 効果		「集落の活性化や将来の話し合い」、「共同作業、機械等の共同利用、作業の受委託等の農業に関わる取り決め事項の話し合い」、「集落内の話し合いにおいて、世帯主以外の者の参加」の3項目について、半数を超える集落において話し合いが活発に行われている。また、概ね5割の集落では、協定締結を契機として話し合いが活発化している。 しかし、世帯主以外の者の話し合いへの参加は全体の約4割であり、協定締結を契機として話し合いが活発化した集落も約3割にとどまっている。

３．実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題

４．評価結果

市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
本県における市町村の制度実施状況は、基本方針の策定や交付金交付の実施率が都府県平均を上回っており、良好であると思われる。 また、協定締結率は都府県平均を 10 %程度下回っているが、地目構成において畑の割合が高いブロック（沖縄、近畿、関東）は協定締結率が低いという全国的な傾向が見受けられるなかで、近畿ブロック平均を上回っていることから、概ね良好であると思われる。 一方、各集落における活動内容は、農地の保全管理が中心となっており、生産性の向上や付加価値の向上等による農業収益の向上等の取組には消極的な傾向が見受けられる。 従って、本県の状況は、耕作放棄地の発生を抑止するという制度の一義的な目的に対しては成果をあげていると評価できるが、制度の趣旨である多面的機能の確保が各協定集落において自律的かつ継続的に実現できる状態には到達していないと言わざるを得ない。 この点に関しては、例えば、交付単価を加算制にして、農地保全という基礎的な活動に他の取組を積み上げる等、より効果的な制度構築のための検討を国に要望するとともに、県においても関係市町村等との連携を図りながら、制度の推進体制の再整備等について検討していく必要があると思われる。 本制度は、我が国農政史上初めての手法として平成 12 年度に導入され、その後、着実に実績を積み重ねてきたところであるが、現行対策の実施期間である平成 16 年度までの 5 カ年間では、その成果は十分に発揮されたとは言えない。 今後とも、実施状況の点検、施策の効果の評価等を行い、基準等について不断の見直しを行いつつ、当分の間、制度を継続していくことが必要であると思われる。

和歌山県評価結果の概要

1. 実施状況の概要

交付市町村数 41

協 定 数 975

{うち集落協定数 971 個別協定数 4 }

協定締結面積 12,190ha

{対象農用地面積 22,022ha 協定締結率 55.4%}

{地目別面積内訳：田 1,246ha 畑 10,944ha }

交付金額 1,497,068千円

{内訳：共同取組活動分 690,029千円、個人配分分807,039千円}

2. 交付金交付の効果（協定に基づく活動等による効果：アンケート調査等による）

	検証項目	効 果 の 内 容
農 取 業 り 生 組 産 む 活 べ 動 き 等 事 と 項 し て	耕作放棄の防止、 水路・農道等の管理	・耕作放棄の未然防止や保全管理意識の向上 32% ・周辺林地等の下草刈りによる農道や水路の維持管理意識の向上 64% ・農地の法面点検意識の向上 71%
	多面的機能を増進 する活動	・土壌流亡防止に配慮した営農意識の向上 22% ・景観作物等の植栽による自然保護・景観維持意識の向上 15%
生 定 産 着 性 に ・ 関 関 連 す る の 目 的 を 達 す る た り 、 担 い 手 の	生産性・収益の向上 の取組活動	・生産活動の活発化 59%
	担い手の定着の取組 活動	・認定農業者の育成 38% ・新規就農者の受入体制の整備 17%
その他協定締結による 効果		・集落内の人間関係の進展効果 68% ・集落内の寄合（話し合い）が活発化 60%

３．実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題

４．評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
(1)農村地域の振興	・農業従事者の高齢化等により失われつつあった地域の連携、集落機能が復活している。 ・農道や水路の維持管理や集落道の整備、鳥獣害対策施設等の設置に要する経費については、従来の補助事業等に比べ、極めて迅速かつ低コストで実施されており、交付金や補助金の費用対効果の面でも大きな効果が発揮されている。 ・「地域住民」の「発想・創意工夫」による「活性化」を実現している集落が多く、集落協定に参加した人々の満足度も高い。 ・国と地方の役割分担を明確にしつつ、「地域主導による中山間地域対策」の展開が、今後とも必要と考えられる。
(2)都市住民等の農業外関係者への効果	国土保全（防災）効果 本県では、特に下流域への土砂災害等の影響を与える可能性が高い急傾斜地が、協定締結面積の９８％を占めており農地の法面点検(686協定)や土壌流亡(218協定)に配慮した営農の実践等により国土の保全を通じ防災効果を高めている。 自然生態系の維持と保健休養機能の増進効果 県内では、景観作物を植栽している協定が約15％(142協定)ある他、ビオトープ等の魚類・昆虫類の保護に取り組んでいる協定も約5％(44協定)あるなど、自然保護や環境保全、ふるさとの景観維持等の積極的に取り組んでおり、地域の休養施設等との連携により都市住民の方々の保健休養機能を増進する活動としても大きく貢献している。

（特徴的な検証結果又は取組事例等）

伝統文化の継承（下津町市坪地区）
 都市と農村の交流活動（橋本市杉尾地区）
 観光農園を活かしたグリーンツーリズムの実践（桃山町雨山地区）
 ホタルと桜のある山村づくり（広川町滝原・岩淵地区）
 耕作放棄地を復旧し担い手への流動化を実践（日置川町日置川地区）
 草生栽培による果樹園の保管理（古座町重畳山果樹園地区）

鳥取県評価結果の概要

1. 実施状況の概要（平成15年度）

交付市町村数 35市町村

協 定 数 763協定

{うち集落協定数752、個別協定数11}

協定締結面積 7,325 ha

{対象農用地面積 9,529ha、協定締結率 76.9%}

{地目別面積内訳：田 6,978ha、畑 339ha、採草放牧地 8ha}

交付金額 1,149,339千円

{内訳：共同取組活動分 558,573千円、個人配分分 590,766千円}

2. 交付金交付の効果（協定に基づく活動等による効果）

主として、集落協定代表者を対象にしたアンケート調査の結果をもとに検証を行っている。

	検証項目	効果の内容
農 取 業 り 生 組 産 む 活 べ 動 き 等 事 と 項 し て	耕作放棄の防止、 水路・農道等の管理	・農業振興地域内農地における耕作放棄地は、平成11年を基準にして考えると、中山間地域においては減少傾向にあるが、都市・平地地域においては増加傾向にある。これは平成12年度から本制度を実施したことによる効果に起因していると考えられる。 ・集落全体での水路・農道等の管理に係る共同作業について、「協定締結を契機に活発に行われるようになった」と答えた集落協定代表者は50%あり、また、共同作業の回数も1.9回から3回に増加しており、耕作放棄地の防止につながる集落全体での共同活動が活発化している。
	多面的機能を増進 する活動	・「協定締結を契機に活発に行われるようになった」と答えた集落協定代表者は、「国土の保全」については39%、「保健休養を機能を高める取り組み」については26%となっており、効果があったものと考えられる。
生 定 産 着 性 に ・ 関 収 す 益 る の 目 向 標 上 、 担 い 手 の	生産性・収益の向上 の取組活動	・「協定締結を契機に活発に行われるようになった」と答えた集落協定代表者は、「農業機械や施設の共同利用」については24%、「農作業の受委託や転作作物の団地化等の土地利用調整」については21%となっており、協定締結を契機に生産性・収益性の向上に向けた取組が活発化していることが伺える。 ・「協定締結前から活発に行われている」を含めると、概ね3～4割の集落で活発な取組が行われている。 ・農作業の受委託面積は162ha増加し、1協定当たりの受委託面積も1haから1.3haと1.3倍に増えており、集落協定による取組が着実に進んでいる。
	担い手の定着の取組 活動	・農作業受委託等を行う担い手との連携について、「協定締結を契機に活発に行われるようになった」と答えた集落協定代表は24%となっており、「協定締結前から活発に行われている」を含めると概ね3割の集落で活発な取組が行われている。 ・認定農業者数で16人の増加、64人の新規就農者の参入があった。
その他協定締結による 効果		（集落内の話し合いを活発化する効果） ・「協定締結を契機に活発に行われるようになった」と答えた集落協定代表者は、集落の活性化や将来の話し合いについては約49%、世帯主以外の人の参加は約29%となっている。 ・話し合いの回数についてみると、協定締結前は2.8回だったものが協定締結後は4.6回と回数が増加しており、本制度の実施により話し合いが活発に行われるようになったと判断される。

３．実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
協定締結率の向上 集落への支援	・ 協定未締結集落への P R 等による取組の推進 ・ 集落のステップアップへ向けた取組支援

４．評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
耕作放棄の防止	・ 全ての市町村及び 9 割以上の集落において「効果がある」と評価しており、本制度の実施によりその目的は十分に達成できていると考えられる。
集落活動の活発度	・ 約 5 割の集落が「協定を契機に活発に行われるようになった」と評価しており、地域コミュニティの醸成に効果があったものと判断される。 ・ 約 3 割の集落において、協定締結を契機に話し合いの場に女性や若者の参加が増えている状況から、将来の地域の担い手である若者の地域づくりに対する意識の醸成や女性の視点による村づくりの推進などに効果があったものと考えられる。
集落の農業生産活動	・ 本制度の実施を契機に水路・農道の管理や農業機械の共同利用など何らかの取組が活発に行われるようになった集落は約 9 割に達しており、着実に持続的な農業生産活動の整備が図られていると考えられる。
制度の継続	・ ほぼ全ての市町村が、約 9 割の集落が制度の継続を望んでいる。 ・ 制度の拡充については、「集落共同取組活動分の非課税」や「1 h a の団地要件の緩和」を望む市町村が多い。
まとめ	・ 今後中山間地域の農業を取り巻く状況は一段と厳しくなることが予想されるが、豊かな自然環境を通じた休養機会の提供など、中山間地域の農業が農業生産活動を維持することによって果たすべき役割は大きく、本制度の継続が強く求められている。 ・ 集落や市町村の意向を踏まえ、より多くの集落が参加でき、取り組みやすくする制度の改善を行いながら制度を継続する必要がある。

（取組事例）

- 鹿野町鬼入道（協定面積：8.5ha、交付額：179 万円（うち 52%共同分） 参加者数：38 人）
 - ・ 水路約 1km の草刈り（年 2 回）を実施し、出役に応じた報酬を配分
 - ・ 体験農園 0.2ha、農家民泊による都市との交流・グリーンツーリズムの推進
- 船岡町大江本谷（協定面積：4.8ha、交付額：77 万円（うち 79%共同分） 参加者数：23 人）
 - ・ 鳥獣被害防止のため電気柵を設置
 - ・ 協定参加者と集落内の小学生で耕作放棄地 0.3ha を復旧
 - ・ 復旧した農地を子供達の体験農園として活用
- 三朝町久原（協定面積：21ha、交付額：169 万円（うち 50%共同分） 参加者数：33 人）
 - ・ イノシシ防護柵 3km 設置、野ネズミ駆除
 - ・ ラジコンヘリによるカメムシの共同防除（16.9ha）
 - ・ 景観作物としてそば、レンゲ、ひまわりを作 付け
 - ・ 太陽牧場と連携し、堆きゅう肥を施肥（1.5ha）
 - ・ 農作業の受委託（田植え 5ha、稲刈り 7ha）

島根県評価結果の概要

1. 実施状況の概要（平成15年度）

交付市町村数 54市町村

協定数 1,653

{うち集落協定数 1,602 個別協定数 51}

協定締結面積 14,097ha

{対象農用地面積 14,487ha 協定締結率 97.3%}

{地目別面積内訳：田 13,331ha 畑 347ha 草地 3ha 採草放牧地 417ha}

交付金額 2,082,283千円

{内訳：共同取組活動分 1,147,376千円、個人配分分 934,907千円}

2. 交付金交付の効果（協定に基づく活動等による効果）

	検証項目	効果の内容
農 取 業 生 組 産 む 活 べ 動 き 等 事 と 項 し て	耕作放棄の防止、 水路・農道等の管理	耕作放棄地の発生防止 1,653協定、14,097ヘクタールの農用地について協定が締結され、これらの農用地については、少なくとも5年間は耕作放棄のおそれがない。 農用地区域への編入 集落協定等の締結を通じて、集落内で土地利用のあり方について積極的な見直しが行われ、平成14年度までに162ヘクタールが農振農用地区域へ編入された。 水路・農道等の管理の活発化 評価調査結果（平成15年に全市町村、全協定代表者に実施した調査。以下、同じ。）によれば、「集落全体での水路・農道等の管理に係る共同作業」について、「協定締結を契機に活発に行われるようになった」が59%となっており、また、「水路・農道等の管理に係る共同作業の回数」も1.5回から3.1回と2倍に増えており、耕作放棄の発生防止に向けた集落全体での共同作業が活発化している。
	多面的機能を増進 する活動	多面的機能を増進する活動として様々な取組が行われており、「周辺林地の下草刈」が65%と最も高く、次いで「景観作物の作付け」が42%、「堆きゅう肥の施肥」が18%等、良好な景観の形成、環境保全型農業が推進されている。 また、棚田オーナー制度の導入等による都市住民との交流が活発化し、地域外の住民の農業や中山間地域に対する理解の促進や地域の活性化に貢献している。
生 い 産 手 性 の ・ 定 収 着 益 に の 関 向 す 上 る 、 目 担 標	生産性・収益の向上 の取組活動	評価調査結果によれば、「協定締結を契機に活発に行われるようになった」が「農業機械や施設の共同利用」については36%、「農作業の受委託や転作作物の団地化等の土地利用調整」については34%となっており、協定締結を契機に生産性・収益性の向上に向けた取組が活発化している。 また、「高付加価値型農業、農業収益を上げるための取組」については「協定締結前から活発に行われている」を含めて25%と、集落で活発な取組が行われている。
	担い手の定着の取組 活動	評価調査結果によれば、「協定締結を契機に活発に行われるようになった」が「農作業受委託等を行う担い手との連携」については27%、「認定農業者、農業生産法人等、担い手の育成」については19%となっている。
その他協定締結による 効果		集落内の話し合いの活発化 評価調査結果によれば、「協定締結を契機に活発に行われるようになった」が「集落の活性化や将来の話し合い」については67%、「農業に関わる取り決め事項の話し合い」については55%となっており、また、「協定集落内での話し合い回数」も2.1回から5.0回と大幅に増えており、集落内の話し合いが活発化している。 さらに、世帯主以外の者（女性や若者等）が、集落内の話し合いに「協定締結を契機に活発に参加するようになった」が37%となっている。 集落営農組織の育成

	評価調査結果によれば、３２０の集落営農組織（特定農業法人を含む。）が育成され、そのうち協定に基づく活動によって育成された集落営農組織は１２６である。 また、約７００の協定集落において、その育成に向けての検討がなされる等、制度の導入を契機とした地域の取組が活発化している。
--	---

３．実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
活動の課題	評価調査結果によれば、すべての項目において、市町村、集落協定代表者とも「非常に大きな効果がある」、「それなりの効果がある」が概ね９割以上となっているが、項目別に見ると、「耕作放棄の防止」及び「集落や地域の活動の維持・活性化」については、「非常に大きな効果がある」の割合が高いが、「持続的な農業生産活動を形成」及び「多面的機能の維持保全」については、その割合が３割程度となっている。 また、県民の多面的機能に対する理解を促進していくためのＰＲ活動や、県民の満足度調査等による評価等、長期的な視点での活動が必要である。
制度の課題	地縁的集落を対象とした集落協定の締結 現行制度では、要件にかなった一団（１戸以上）の農用地を基本に集落協定を締結することとされているが、実際の集落活動は、地縁的な繋がりのある集落を基本として実施されており、集落内で要件を満たす農用地と満たさない農用地が混在（集落協定の対象とならない農地や農家が存在）することになり、集落で行うべき共同取組活動に支障が生じている。 このため、集落の一体的な活動を推進し、地域の活性化を図る観点から、集落協定の締結範囲を地縁的な集落とし、大半（８割以上）の農用地が要件を満たしていることを条件に、交付要件を満たさない農用地も含めて集落協定が締結できるような運用が必要である。 交付金返還の要件緩和 現行制度では、公共事業の収用のために生じた代替地を集落協定内の農用地に求めた場合には、協定締結時に遡って、協定農地全体について交付金の返還が必要であるが、理由が公共事業の実施に伴い生じた代替地取得、集落協定に参加すると見込まれるＵ・Ｉターン者用住宅地の確保等、やむ得ないと認められる場合には、域地の活性化や定住の促進の観点から、公共事業の収用に準じた取り扱いが必要である。

４．評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
制度継続の必要性	本制度の実施を契機として、持続的な農業生産活動を通じた耕作放棄地の発生防止や多面的機能の維持が図られるとともに、生産性・収益性の向上、担い手の定着、集落営農組織の育成等、中山間地域農業の振興、中山間地域の活性化に大きく寄与している。 現在、集落内の話し合いを通じて、活動が軌道に乗ったところであり、制度を廃止すれば、耕作放棄地の増大、集落のまとまった活動の衰退が懸念される。 農業者や農業団体、市町村等からも高い評価を受けており、本制度の趣旨を生かした取り組みが継続して行われることが必要である。

（特徴的な検証結果又は取組事例等）

< 多面的機能の増進活動に特徴のある事例 > 柿木村 大井谷集落 通常の水稲栽培に併せ、棚田オーナー制度や「大井谷棚田まつり」による都市住民との交流を行ったり、棚田で栽培された米を「大井谷棚田米」として販売している。 特に、棚田オーナー制度や「大井谷棚田まつり」は、協定参加者全員が運営等に携わり、集落が一体となって、「大井谷たなだより」を発行するなど、大井谷の棚田を通して農業に対する理解を深めてもらい、棚田保全や農業、森や川などの環境について一緒に考え、ともに力を合わせていく活動を行っている。 この取組により、棚田が保全され、一時６ｈａ程度まで落ち込んだ水田面積が７ｈａに回復した。オーナー制度の実施により定期的に集落を訪れる都市住民があり、交流人口の創出と地域の活性化につながっている。特に、地域住民にとっては、農産物生産と地域の財産（棚田）を守る意識の向上、都市住民にとっては農業などに対する理解・意識の改革や豊かさの実現が図られた。
--

岡山県評価結果の概要

1. 実施状況の概要

交付市町村数 60市町村

協 定 数 1,672協定

{うち集落協定数: 1,658協定 個別協定数: 14協定}

協定締結面積 11,202ha

{対象農用地面積 17,738ha 協定締結率 63.2%}

{地目別面積内訳: 田 10,635ha 畑 548ha 草地 14ha 採草放牧地 4ha}

交付金額 1,832,379千円

{内訳: 共同取組活動分 848,222千円、個人配分 984,157千円}

2. 交付金交付の効果(協定に基づく活動等による効果)

	検証項目	効果の内容
農 取 業 り 生 組 産 む 活 べ 動 き 等 事 と 項 し て	耕作放棄の防止、 水路・農道等の管理	○耕作放棄の発生が防止されてる。 協定が締結された農用地では耕作放棄が防止され、また、既耕作放棄地の復旧をはじめ、不在地主や高齢等で耕作できない農用地の共同管理などの取組が生まれている。 ○農地、農道・水路等の維持管理が良好になっている。 共同活動により、農地や農道・水路の管理が良好に保たれるとともに、周辺林地等の草刈りなどを通じて、農業生産活動が持続され、集落の景観が保全されている。
	多面的機能を増進 する活動	○多面的機能の増進活動は、全ての集落協定で実施されている。 全ての集落協定では、周辺林地の下草刈りや景観作物の作付けなど、何らかの多面的機能を増進する活動が実施されている。
生 の 産 定 性 着 ・ に 収 関 益 す の 向 目 上 標 、 担 い 手	生産性・収益の向上 の取組活動	○地域ぐるみの営農につながっている。 生産性・収益性の向上に関する目標として、農機具の共同購入・共同利用、農作業の共同化の達成率は高く、地域ぐるみの営農に向けた活動が促進されている。
	担い手の定着の取組 活動	○担い手の定着等への取組が活発化している地域が見られる。 オペレーターの確保、担い手への利用権設定の増加、担い手の育成・確保や集落営農の検討が活発化するなどの効果が見られる地域もある。
その他協定締結による 効果		○集落に何らかの変化が生まれている。 協定締結により、集落の話し合いや共同取組活動が増加するとともに協定活動が組織化されたことにより、農地や農道・水路の良好な管理や地域ぐるみの営農はもとより、伝統文化等の地域活動が活発になるなど、多くの集落で変化が生じている。

3. 実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
(1)協定活動を実施する上での課題	・ 5年間の営農継続期間が長く、高齢者には重荷になっている。 ・ 多面的機能を増進する活動は、さらなる活動内容の充実が必要である。 ・ 生産性や収益性の向上、担い手の定着に向けた活動はさらなる促進が必要である。
(2)制度の要件に関する課題	・ 集落内に対象とならない農地が混在する場合、共同活動や集落活動を分断することがある。 ・ 対象農用地の基準が厳しく、協定締結を阻害している。 ・ 交付金単価の格差が協定締結を阻害している。 ・ 交付金の返還基準が厳しく、協定締結を阻害している。 ・ 米の生産調整の整合要件が協定締結を阻害している。
(3)その他の課題	・ 共同活動に充てる交付金への課税に対する不満が多い。

4. 評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
(1)制度取組の効果	集落の話し合いや水路・農道等の管理などの共同活動の増加、農機具の共同購入・共同利用、農作業の共同化など地域ぐるみの取組を通じて、「持続的な農業生産活動による耕作放棄の発生防止」や「集落の共同活動による営農活動や地域活動の促進」など、多様な効果が見られる。
(2)制度の継続とさらなる推進	制度への取組の成果を持続的なものとするため、制度の継続が必要である。また、生産性や収益の向上に向けた活動や担い手の育成・確保に向けた活動は、さらなる取組を促進する必要がある。
(3)制度の基本的枠組みの見直し(充実強化)	現行制度では、対象が傾斜農用地に限定され、集落内に対象とならない農用地が混在する場合、地域全体の農用地を対象にして取組む集落営農への発展を阻害する要因となっている。このため、地域全体の農用地を制度の対象とすることにより、地域ぐるみの取組を集落営農組織へと発展させ、地域農業の担い手として育成することが必要である。
(4)制度の個別課題の改善	厳しい交付金返還基準、米の生産調整との整合要件、共同活動に充てる交付金への課税などが協定締結や活動実施の障害となっており、制度の改善が必要である。

(次期制度への提案)

- 1 中山間地域等直接支払制度を継続すること。
- 2 地域(集落)全体を対象とした持続的な農業生産活動を促す仕組みとすること。
 - (1) 傾斜農用地が相当部分を占め、かつ、当該農用地との連担または営農の一体性が認められ流場合は、地域全体の農用地を制度の対象とすること。
 - (2) 持続的な農業生産活動を促すための加算金を新たに設けること。
 - ・ 安定した英の体制の整備のための「集落営農加算金」
 - ・ ほ場や農道など営農基盤の整備のための「基盤づくり加算金」
- 3 農業生産活動を持続するため、制度要件の改善措置を講ずること。
 - (1) 交付金の返還基準を緩和すること。

後継者のための新規住宅用地を確保する場合、公共事業により収用された土地の代替地を確保する場合、集会所や共同利用施設の建設等公益に資する用地を確保する場合を交付金返還免責事由に追加すること。また、多面的機能の活動の協定違反は、次年度以降の交付金停止に緩和すること。
 - (2) 農地・水や環境を保全する観点から、米の生産調整との整合要件を廃止すること。
 - (3) 多面的機能を増進する活動を促進する観点から、共同取組活動分の交付金を非課税扱いとすること。

広島県評価結果の概要

1 実施状況の概要

交付市町村数 : 57

協定数 : 1,508

{ うち集落協定数 1,452 (複数市町村にまたがる協定 5 重複) }
 { 個別協定数 56 (複数市町村にまたがる協定 1 重複) }

協定締結面積 : 1,757.9ha

{ 県が目標とする面積: 21,800ha 協定締結率: 80.6% }
 { (市町村が考える対象農用地面積: 27,333ha 協定締結率: 64.3%) }

地目別面積内訳 : 田 16,696ha , 畑 861ha , 草地 17ha , 採草放牧地 5ha

交付金額 : 269,365 万円

{ 内訳: 共同取組活動分 153,434 万円 (58%) , 個人配分分 112,270 万円 (42%) }

2 交付金交付の効果(協定に基づく活動等による効果)

検証項目		効果の内容
農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止, 水路・農道等の管理	集落協定等の確実な実施により, 耕作が維持されており, 併せて既耕作放棄地について, 復旧すると目標している協定が 18 集落協定 13.5ha, そのうち 10.3ha が既に復旧された。また保全管理している協定が 65 集落協定 9.6ha ある。 農地の法面や水路・農道等の管理はほとんどの集落で共同取組活動として取り組まれ, 54% の集落ではこの制度がきっかけで活発に行われるようになった。
	多面的機能を増進する活動	○ 水の流れに与えた効果(洪水防止, 地下水涵養) 数は少ないものの, 水路の清掃等と併せ河川清掃やヤマメ・ホタルの保護を行う例もあり, 景観保全やビオトープの機能も発揮している。 事例: 布野村大原宮集落 ○ 国土保全に与えた効果(土壌浸食防止, 土砂崩壊防止) 「周辺林地の下草刈」が, 国土保全だけでなく鳥獣被害防止にも効果があることから最も多くの集落で取り組まれている。目標に挙げた 907 集落のうち 97% が実施できたと自己評価した。 ○ 自然生態系に与えた効果(有機性廃棄物処理, 気候緩和) 堆きゅう肥の施肥を目標に挙げた 392 集落のうち 94% が実施できたと自己評価した。 ○ 人の心に与えた効果(保健休養) 景観作物の作付けを目標に挙げた 690 集落のうち 90% が実施できたと自己評価した。また, その景色を楽しんでもらおうと, ひまわりまつりやチューリップまつりなど, 交流イベントを開催する例もあった。 事例: 君田村石原集落, 安芸津町立花・中之村集落 地域内行事等の活動の活性化では伝統芸能や地域の農業に関わる文化財(= 跳ね天秤)の復元など, 地域住民の世代を超えた活動の例がある。 事例: 竹原市郷集落
生産性・収益の向上 の定着に関する目標 担い手	生産性・収益の向上の取組活動	「機械等の共同購入・利用」を目標として挙げた集落が最も多く, 785 集落のうち 64% が実施できたと自己評価した。また, 「農作業受委託推進」を目標に挙げた 758 集落のうち 58% が実施できたと自己評価した。作業委託面積は 450ha 増加し, 計 1,050ha で実施されている。ほかに「農作業の共同化」を目標に挙げた 484 集落のうち 58% が実施できたと自己評価した。
	担い手の定着の取組活動	「オペレーターの育成・確保」を目標として挙げた集落が最も多く, 848 集落のうち 43% が実施できたと自己評価した。また, 「農地の面的集積」を目標に挙げた 495 集落のうち 48% が実施できたと自己評価した。利用権設定面積は 183ha 増加し, 計 430ha で実施されている。ほかに「新規就農者の参入」を目標に挙げた 232 集落のうち 10% が実施できたと自己評価した。 これらの結果から, 既存の担い手や法人に託す面的集積, 集団化や法人化による作業受委託などのきっかけとなっていることが伺える。
その他協定締結による効果		全集落の 75% で集落の活性化や将来の話し合いが活発に行われており, うち 55% が協定がきっかけであると回答している。また, 農業に関わる取り決めについても 63% の集落で話し合われている。このことで, 集落機能が維持されるという効果もある。

3 実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事項	課題
沿岸島しょ部での制度活用について	制度は内陸部の中山間地域の集落に使いやすい仕組みとなっており、県沿岸島しょ部の柑橘地域での活用が難しい。集落協定の平均規模と比較すると次のとおりである。実施するためには大きな範囲で共通の目的（＝鳥獣被害対策など）を持つ、共同防除組織を復活させるなど、地域の工夫が必要である。事例：蒲刈町宮盛集落、豊町（集落協定の平均規模・実施率） ・内陸部（44市町村）：参加者 20 人、金額 182 万円、面積 11.8ha（9割以上田）、実施率 73% ・沿岸部（7市町村）：参加者 29 人、金額 190 万円、面積 11.2ha（8割以上田）、実施率 46% ・島しょ部（11市町村）：参加者 35 人、金額 218 万円、面積 18.8ha（9割以上畑）、実施率 17%
制度の目的と手法	制度目的は多面的機能維持であるのに対し、求める活動内容や交付金の算定基礎が農業に傾倒していることから、自由な発想での集落活動が行われにくいことが考えられる。また、交付金に係る課税に関して、農業生産活動として使用された場合にしか経費として算入できないなどという問題もある。

4 評価結果

事項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
耕作放棄の増加を防止する効果	集落協定等の確実な実施により、耕作が維持される仕組みから大きな効果を果たしている。『耕地及び作付面積統計』（農林水産省）によると、耕地面積の減少傾向にやや歯止めがかかっていることが見られ、また耕地利用率については回復の兆しが見られることから、農地の有効活用が図られてきていることが考えられる。 また、実施集落においても、この制度の取り組みを通じ、農地保全の意識の高まりが見られる。ほかにも耕作放棄の原因の一つとなっている鳥獣被害防止対策に多くの集落が取り組んだ。事例：湯来町小多田集落、安芸高田市於手保集落
持続的な農業生産活動を形成する効果	県が推進する集落農場型農業生産法人の検討が、集落協定等の範囲で行われるようになり、また営農集団活動が復活するなどの効果を果たしている。8法人（H11）→59法人（H15） ただし、一方で生産性・収益の状況や担い手の定着に関しては、農作業の受委託促進や機械の共同購入・利用、オペレーターの育成確保などで効果があるものの、充分でない。
多面的機能の発揮の役割を維持保全する効果	農用地の維持によって果たされる洪水防止や土砂崩壊防止などの機能については維持されていると考えられるが、都市農村交流や地域文化の維持といった役割に関しては未だ低調である。制度の意義・必要性については、対象地域だけでなく、広く県民に周知するよう、県のホームページ、広報誌やテレビ番組での紹介、イベントでパネル展示などの広報活動を行っているが、十分な理解には偏りが見られ、今後とも積極的な政策的 PR 活動が必要である。
集落や地域の活動の維持・活性化を促す効果	集落協定という手法から話し合い活動が必要となり、活性化に大きな効果を果たしている。交付金をいかに有効活用するかという話し合いが持たれることにより、より現実的で実現可能な集落の将来図が話し合われ、また、交付金という財源が活動の後押しをすることで、集落や地域の維持・活性化に繋がっている。

（取組事例等）

布野村大原宮集落 小川の管理に併せ、ヤマメの稚魚の放流やカワニナの保護などを行っている。

君田村石原集落 転作田 120a に 16 万本のひまわりを植え、アスパラやコーンのもぎ取りなどイベントも合わせてひまわりまつりを実施。

安芸津町立花・中之村集落 耕作放棄地 30a にチューリップや菜の花を植え、チューリップまつりを開催。

竹原市郷集落 従来地域で使われていた跳ね天秤（かんがい用井戸から水をくみ上げる装置）を復元して設置。

蒲刈町宮盛集落 従来からあった経営改善組合での共同防除活動を基礎に、鳥獣被害防止対策に集落ごと取り組むよう協定締結。

豊町 町内を3つに大きくまとめ、協定締結。大長みかんの産地維持という参加者の強い気持ちも締結の要因。

湯来町小多田集落 手がつけられなかった遊休農地を和牛放牧により回復。新しい農地管理の方法として注目されている。

安芸高田市於手保集落 鳥獣被害防止柵で集落を囲んだことにより被害が激減。遊休農地で大麦、ソバ作付け、加工品として麦茶を販売、集落農場型農業生産法人の設立までこぎつけた。

山口県評価結果の概要

1. 実施状況の概要

交付市町村数 46 (平成16年3月現在市町村数。)
 協定数 1,103
 {うち集落協定数 1,087 個別協定数 16}
 協定締結面積 13,095 ha
 {対象農用地面積 18,876 ha 協定締結率 69.4%}
 {地目別面積内訳: 田 12,504 ha 畑 583 ha 草地 8ha 採草放牧地 0ha}
 交付金額
 {内訳: 共同取組活動分 868,505 千円、個人配分 827,412 千円}

2. 交付金交付の効果(協定に基づく活動等による効果)

	検証項目	効果の内容
農取 業 生 組 産 む 活 べ 動 き 等 事 と 項 し て	耕作放棄の防 止、水路・農道 等の管理	○ 交付金を活用した既耕作放棄地の復旧や保全は74協定が実施し、既耕作放棄地の林地化は11協定、賃借権の設定や農作業の委託は864協定が、実施している。 ○ 協定によって、全体の88%(957協定)が、農地管理が以前より良くなっているとしている。 ○ 福栄村第11-2農区(栗原)協定のように、協定が主体となって耕作放棄地の管理を共同取組活動として実施する事例も多くある。
	多面的機能を増 進する活動	○ 多面的機能増進活動の取組を、国土保全、保健休養機能の向上、自然生態系の保全の項目毎に見ると、国土保全、保健休養機能の向上の取組が多かった。 ○ 本県の取組は、「農業生産活動」(農地や水路等の農地保全活動)はもとより「多面的機能増進活動」も向上させていると考えられる。
生定 産 着 性 に ・ 関 収 す 益 る の 目 向 標 上 、 担 い 手 の	生産性・収益の 向上の取組活動	○ 生産性・収益の向上の取組活動について「十分実施できた」、または「まあまあ実施できた」としたのは、595協定で全体の56%となっている。 ○ 381協定は、共同活動(機械・作業)が復活・増加している。また、116協定では、高付加価値型農業(有機栽培、新作物、加工、直売等)に取組、99協定で野菜・花きの作付けに、79協定は、増加、麦・大豆の集団作付けに取組を開始している。
	担い手の定着の 取組活動	○ 協定の認定農業者数は協定締結前に362名であったが、平成15年度には13%増の410名となった。 ○ 協定書に「認定農業者の育成」を目標として掲げた68協定の64%(37協定)で認定農業者が確保され、12協定では認定農業者が増加した。 ○ 認定農業者等への農地集積と農作業集積は、集落協定を端緒に進んでいる。 ○ 集落営農組織は、協定前の143組織から平成15年度には201組織へと40%増になった。また、協定締結後に、「阿武町の福田中(ふくだなか)協定」のように集落営農組織が法人化された事例は、16集落で6法人となっている。 ○ 制度の導入と同時に県の推進する「やまぐち型担い手組織」の認定は、中山間地域でも増加している。 ○ 協定の推進が組織の強化・発展に結びついていると考えられる。
その他協定締結による 効果		○ 4年間を通じた継続的な推進により、各協定では「農地や水路等の農地保全活動」はもとより、「話し合い活動の活発化」を通じた「組織的な農業生産活動」や「地域づくり活動」など地域活性化に向けた取組に成果が得られている。

集落を基本単位に、農地・農作業の出し手の組織化と農地・農作業の受け手がそれぞれ役割分担をしながら連携し、効率的な営農を進める組織としての育成を行っている(平成15年度101組織)

3. 実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
(1) 協定、集落の課題	○ 集落の農地全体を対象した協定の取組や広域での取組。 ○ 農業・農村の多面的機能増進活動を通じた農業・農村への県民理解促進。
(2) 県、市町村、農業関係団体の課題	○ 複数集落による協定に見られるような広域的な取組の推進。 ○ 集落間の連携のための集落相互の理解促進、関係機関の指導体制の充実。 ○ 協定を契機とした担い手の育成と支援体制。 ○ 農業・農村の多面的機能増進活動を通じた農業・農村への県民理解促進。
(3) 制度上の課題	○ 地域（集落）全体の農用地を対象とした取組を誘導する制度の改善。 ○ 畑地特樹園地等の特色を活かした協定の締結が可能な制度の改善。 ○ 集落の維持・発展の視点。

4. 評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
(1) 総 括	○ 本制度の導入に当たっては、農政史上初めての制度であったことへの戸惑いや共同取組活動への支出、税金問題などの様々な課題があった。県、市町村の4年間を通じた継続的な推進により、各協定では「農地や水路等の農地保全活動」はもとより、「話し合い活動の活発化」を通じた「組織的な農業生産活動」や「地域づくり活動」など地域活性化に向けた取組に成果が得られている。
(2) 市町村への制度浸透	○ 制度には、対象の48市町村中46市町村（H15.4.1現在市町村数）が参加、1,103の協定の締結がされている。「市町村に対する制度の浸透」とともに、集落では制度を契機とした話し合い活動が進められている。 協定は、個別協定や一団の農用地だけ協定することも可能であった。しかし、県内の協定は、本県が推進した集落協定が主体となって締結されていることに加え、複数の集落による協定も130あり「集落間相互の連携」についても推進されている。
(3) 担い手の育成	○ 「担い手の育成」については、協定内の認定農業者の確保や認定農業者への農地・農作業の集積も見られるなど、協定を端緒とした取組が進んでいる。
(4) 共同取組活動の浸透	○ 「共同取組活動の浸透」については、協定内に農地を持たない農家や非農家が参加している協定の登場や都市農村交流などの取組が活発化している。
(5) 継 続	○ 本制度の取組は、多くの集落を目覚めさせており成果を上げている。しかし、集落の担い手の育成、本格的な農業生産活動などはようやく動き出したところであり、多くの課題も残している。 制度の評価、制度の問題点の整理、必要な改善を行った上で、本制度を継続して行くことが強く要望される。

（特徴的な検証結果又は取組事例等）

【集落の連携】

- 本県は集落協定の推進に当たって、集落間の連携による複数集落協定も推進した。高齢化が進展する中山間地域において、農業の担い手の確保は重要な課題となっている。複数集落協定は、集落協定を単一の集落の範囲での協定にとどめず、地域の営農の一体性や営農の発展、広域での担い手の確保に結びつくと考えられる。
- 複数集落協定の締結には、「阿東町の徳佐上中(とくさかみなか)協定」の16集落が連携したものや「新南陽市和田の馬神(うまがみ)協定」の10集落が連携したものが登場している。
- 福栄村のように村内の農地を「農区」に分け、農区単位に複数の集落が協定したものもある。
- 本県の複数集落協定は、130協定と全体の12%となり関係集落も352集落となっている。

農地の一連のつながりによって区分した営農の単位で、福栄村では16農区に区分。

表 複数集落での協定締結の状況（平成15年度）

集 落 協定数	うち複数の集落にまたがる集落協定数								関 係 集落数 (のべ)
	2集落	3集落	4集落	5集落	6集落	10集落	16集落		
1,087 (100%)	130 (12%)	79	35	9	3	2	1	352	

徳島県評価結果の概要

1. 実施状況の概要

交付市町村数 37市町村

協 定 数

{うち集落協定数 687 個別協定数 12 }

協定締結面積 4,637 ha

{対象農用地面積 6,178 ha 協定締結率 75.1 % }

{地目別面積内訳：田1,329 ha 畑3,291ha 草地 0ha 採草放牧地17.2ha }

交付金額（H15収支報告書より）

{内訳：共同取組活動分 310,989千円、 個人配分分 340,280千円 }

2. 交付金交付の効果（協定に基づく活動等による効果）

	検証項目	効果の内容
農 取 業 り 生 組 産 む 活 べ 動 き 等 事 と 項 し て	耕作放棄の防止、 水路・農道等の管理	県独自の耕作放棄地に関するアンケートによると、制度導入集落と未導入の集落では僅かではあるが、導入集落の方が未導入集落に比べ制度導入以後の耕作放棄地発生面積が少なく効果がある。 耕作放棄地や水路・農道に関する農家の意識や集落間で連帯感が醸成されるようになり、共同取組を活用した、水路・農道等の整備がなされた。 集落協定に規定された農用地は少なくとも5年間は耕作放棄のおそれはない。
	多面的機能を増進 する活動	周辺林地の下草刈りや堆きゅう肥の施用などが中心に行われているが、景観作物の作付けやビオトープの設置も行われた。 集落内の景観や自然保護に関心をよせる集落ができるなど、集落の意識変化がみられる。
生 定 産 着 性 に ・ 関 収 す 益 る の 目 向 標 上 、 担 い 手 の	生産性・収益の向上 の取組活動	交付金を利用し共同利用機械や共同利用施設の導入が図られた。 農作業の受委託や利用権設定の面積を見ると、若干の増加が見られる。 また、本県は協定農用地のうち7割以上が畑地であり、機械の共同化や農作業受委託が困難であるという実態を考慮すると、農業機械・施設の共同利用、農作業の受委託・土地利用の調整や高付加価値農業等への取組が、当制度を契機として2割程の集落で行われたことは大きな成果である。
	担い手の定着の取組 活動	当制度の対象地域は、過疎地域や振興山村地域等であり、高齢化及び人口の減少が著しい地域ということから、担い手の育成が困難な地域であると言える。 しかし、厳しい状況の中、僅かとはいえ認定農業者や集落営農組織が育成されたことは一定の成果である。
その他協定締結による 効果		集落内の話し合いの回数は、制度導入を契機に2倍（協定締結前1458回、協定協定締結後2833回）に増加し、集落の活性化が図られた。 鳥獣被害を軽減する取り組みとして、ハコワナの購入や電気柵の設置など、今までできなかったことを共同取組として実施するようになった。 地域の活性化に向けた取り組みとして、新たにホテル祭りを開催するなど、地域に活力と連帯感が醸成された。

3. 実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

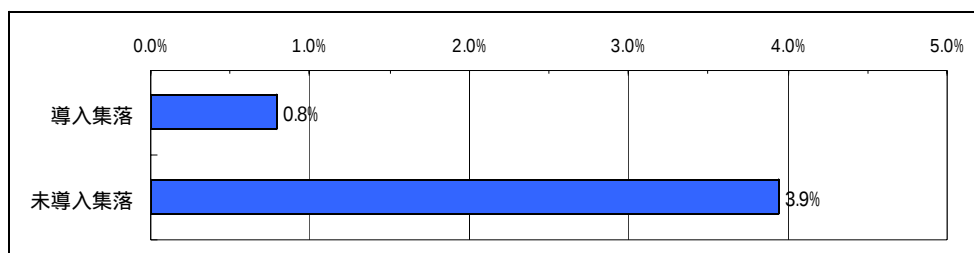
事 項	課 題
1 制度上の課題	当制度をより推進するためには、次の点の改善をが必要である。 実施期間の短縮、 制度の手続き等の簡素化、 共同取組活動に係る交付金に対する非課税措置、 対象農地の拡大、 米の生産調整との整合性の廃止
2 地方財政措置の充実	厳しい財政状況から、当制度に消極的な市町村が認められる。 また、当制度は機械等の導入のため直接補助するのではなく、農家の自主性に任されている。現在、様々な活動を行い効果をあげているのは、市町村が熱心に指導・推進している地域である。 しかし、近年、推進事務費が削減されるなど市町村への財政的支援が削減されると、市町村の意欲が低下し集落の共同取組も衰退することが予想される。

4. 評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
1 耕作放棄地の発生防止、 多面的機能の維持活動 水路・農道の管理など	共同取組の実績も着実に増加しており、各項目に対してもいずれも効果がある。 また、間接的な効果ではあるが、集落内での話し合いや共同活動を通じて住民相互のコミュニケーションが図られるとともに、地域の将来展望を描いたり、地域が持つ多面的機能を自覚するきっかけとなっている。
2 持続的な農業生産活動 のための体制整備	しかし、担い手の育成や農作業の受委託など、当制度の効果を継続的に持続するための体制の確立については、未だしの観がある。
3 今後の取り組みについ て	このため、現時点で制度を廃止することは、耕作放棄地の発生や集落の活性化に向けた取り組みが再び停滞を招くことが危惧される。 今後も中山間地域対策の中核として、当制度は継続すべきであり、今後、推進すべきことは、新たに担い手や集落の営農組織を育成し中長期的に耕作放棄地を発生させないようにしていく必要がある。

(特徴的な検証結果又は取組事例等)

1 制度以降の耕作放棄地発生状況】(H12以降の耕作放棄地面積/全耕地面積)



< 調査方法 >

県下で制度を実施している36市町村のうちから、集落協定締結集落19、同未締結集落17集落を選定し、耕作放棄地の発生状況を市町村を通じ調査
実施時期：平成15年7～8月

回答農家数：35集落、600戸(協定加入農家289戸、未加入農家289戸、不明22戸)、
調査事項：経営耕地面積、耕作放棄地の面積及びその発生年次

2 集落の自主的な取組



水タル祭り



ハコワナの設置

制度上は義務づけられていない、集落独自の取組が見られるようになった。これらは、集落の活性化や農業生産活動の継続に大いに役立っており、制度発足時想定した効果をしのぐものとなっている。

香川県評価結果の概要

1. 実施状況の概要

交付市町村数 22市町(H15実績、以下同)

協 定 数

{うち集落協定数 517 個別協定数 2 }

協定締結面積 3,184 ha

{対象農用地面積 4,683 ha 協定締結率 68 %}

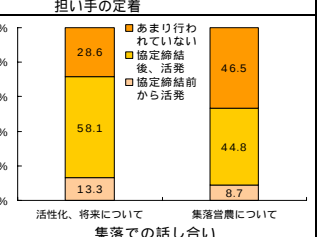
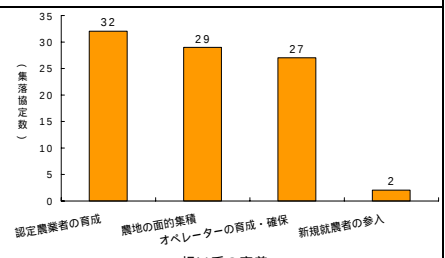
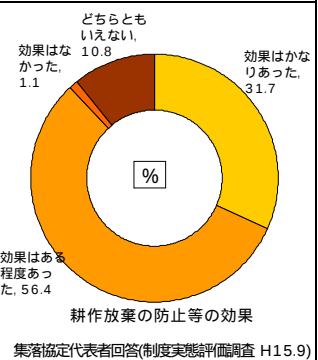
{地目別面積内訳: 田 2,273 ha 畑 911 ha 草地 ha 採草放牧地 ha}

交付金額

{内訳: 共同取組活動分 208,181千円、個人配分分 303,198千円}

2. 交付金交付の効果(協定に基づく活動等による効果)

	検証項目	効果の内容
農 取 業 り 生 組 む 活 べ 動 き 等 事 と 項 し て	耕作放棄の防止、 水路・農道等の管理	○本制度により、3,184haの農用地において協定が締結され、持続的な農業生産活動や水路・農道の適正な管理等により、耕作放棄地の発生が未然に防止されている。 ・農振農用地の編入:129ha (H12～14の県下全域の編入面積186ha) ・既耕作放棄地の復旧面積: 2 ha ・水路・農道の共同作業の回数: 締結前 1.2→H14 2.7 ・鳥獣被害防止対策:188協定(H14実績) ○本制度に取り組む農業者の「耕作放棄の防止」等に対する効果は高い。
	多面的機能を増進 する活動	○周辺林地の管理や景観作物の植栽等の多面的機能を増進する活動により、集落環境の整備・美化が進み、国土保全や保健休養機能の充実が図られている。なお、一部ではあるが、ビオトープなどの自然生態系の保全に向けた取り組みも行われている。 ・周辺林地の管理:352協定(H14実績) ・景観作物の植栽:152協定(同上)
生 産 着 性 に ・ 関 与 す る の 目 的 ・ 担 い 手 の	生産性・収益の向上 の取組活動	○協定の締結を契機として、高品質化、安全性に配慮した高付加価値型農業への取り組みや農業生産活動の効率化を図るための、農作業の受委託・共同化や機械施設の共同利用などの取り組みが行われている。 ・高付加価値型農業の実施:98協定(H14実績) ・農作業の受委託・共同化:100協定、30ha(同上) ・機械施設の共同利用:34協定(同上)
	担い手の定着の取組 活動	○担い手不足が深刻化する中山間地域等において、本制度により、認定農業者や農作業のオペレーターの育成が進み、農業生産活動等の継続のための人的資源の確保が図られている。 ・認定農業者の育成:36名(H14実績) ・オペレーターの育成:75名(H14実績) ・農地の面的集積:10ha(H14実績)
その他協定締結による 効果		○集落全体の合意を基礎とした協定により、多様な共同取組活動を通じた集落コミュニティの強化・活性化が図られ、集落営農に向けた機運が醸成されている。 ・集落組織等の完成:17協定(H14実績) ・多様な集落営農への取り組み:143協定(H14実績)

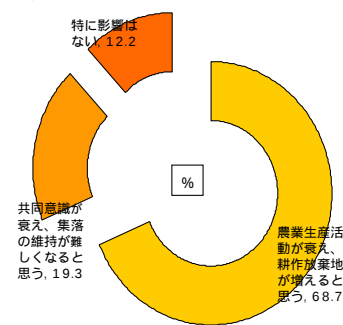


3．実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
○ 集落協定活動のステップアップによる集落営農の確立	・ 協定の締結を契機として、担い手の育成・確保や集落営農への取組機運が醸成されつつあるが、まだ芽生えの段階であることから、地域農業の振興を図る上で、協定活動の質的向上(ステップアップ)による集落営農の確立が必要である。 さらに、集落協定間の合併や連携(協働)活動の推進などにより、地域の一層の活性化を図ることが重要である。

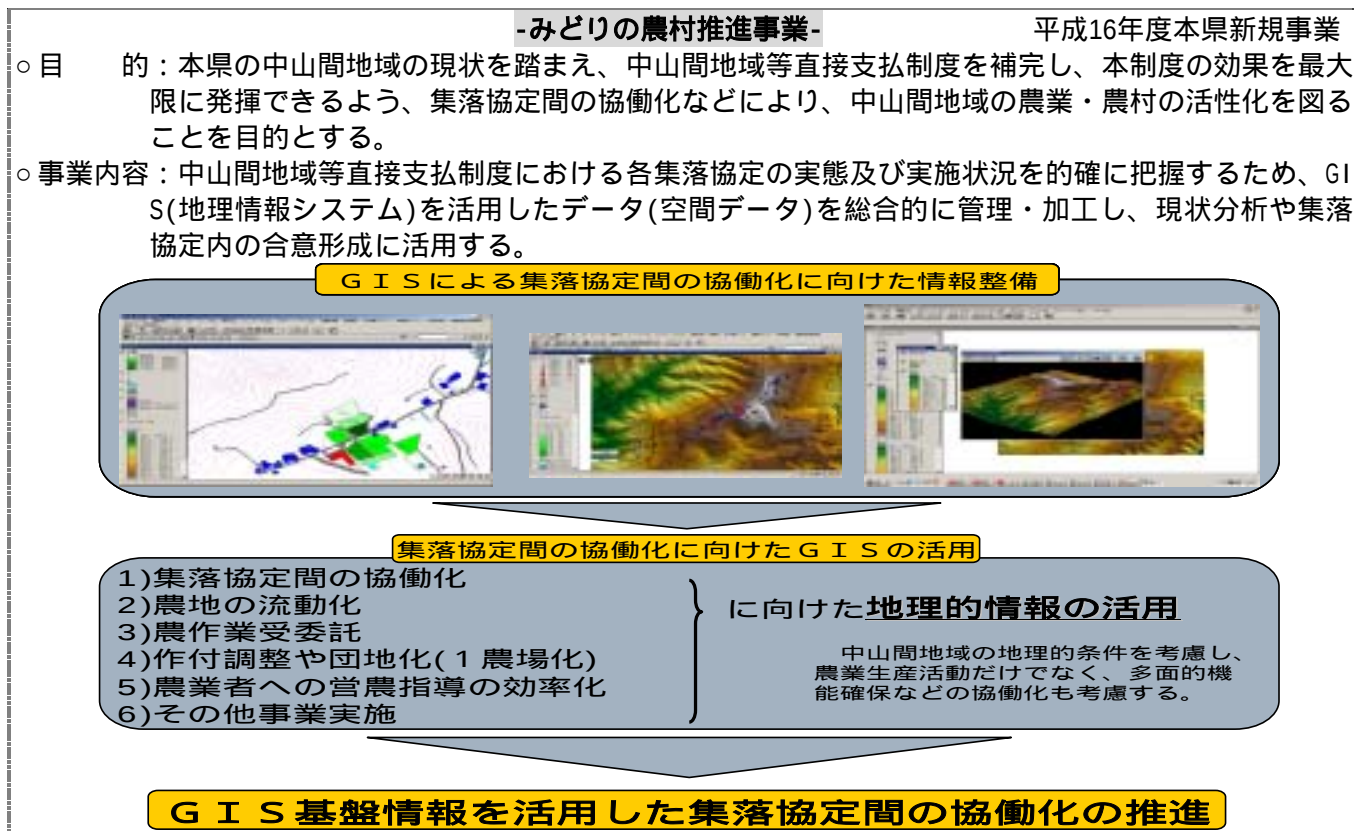
4．評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
○ 制度の実施	・ 中山間地域等において、農業生産活動の維持により耕作放棄地の発生を未然に防止し、農業・農村が有する多面的機能を確保するという、本制度の主たる目的は達成できていると評価する。 ・ さらに、集落協定に基づく共同取組活動等により、農地の保全にとどまらず農村社会の形成に必要なコミュニティの再構築や豊かな農村環境の整備・保全にも、一定の成果をあげている。
○ 制度の継続	・ 本制度により、集落営農への取組機運が醸成され、担い手の確保や地域リーダーの育成などの効果も顕れている。今後、本制度の目的を持続的なものとするため、制度の継続が望まれる。



制度終了による集落への影響
集落協定代表者回答(制度実態評価調査 H15.9)

(特徴的な検証結果又は取組事例等)



愛媛県評価結果の概要

1. 実施状況の概要

交付市町村数：59

協 定 数：1,364

{うち集落協定数：1,350 個別協定数：14}

協定締結面積：17,601ha

{対象農用地面積：21,628ha 協定締結率：81.4%}

{地目別面積内訳：田 3,407ha、畑 14,084ha、草地 0ha、
採草放牧地 110ha }

交付金額：2,238,892千円

{内訳：共同取組活動分 1,081,385千円、個人配分分 1,157,507千円}

2. 交付金交付の効果（協定に基づく活動等による効果）

	検証項目	効果の内容
農取 業 生 組 産 む 活 べ 動 き 等 事 と 項 し て	耕作放棄の防止、 水路・農道等の管理	本県中山間地域の耕作放棄地の発生状況は、制度実施3年間（H12～14）が1,142haであり、制度実施前3年間（H9～11）の1,926haに比べ59%に減少している。 また、耕作放棄地の発生を最低5年間、抑制する協定農用地面積（14年度：17,601ha）は、基本方針策定市町村における農振農用地面積の33%を占めており、そのうち、本制度の導入を契機に農振農用地へ編入された面積は750haであり、県の編入面積（778ha）の96%となっている。 集落全体での水路・農道の管理に係る共同作業が「協定締結を契機に活発に行われるようになった」と評価した集落が53%を占め、作業回数も協定締結前の1.7回から締結後は3.0回と2倍近く増加している。
	多面的機能を増進 する活動	毎年の必須項目であることから着実に実施されており、「協定締結を契機に活発に行われるようになった」と評価した集落が、776集落（57%）あり、その内訳は「国土保全の取組」が45%、「保健休養機能を高める取組」が31%、「自然生態系の保全に資する取組」が14%となっている。 しかしながら、現在も活発な活動が行われていない集落が396（29%）あることから、単なる項目消化に止まっている集落が未だ多いことが伺える。
生担 産 目 性 手 標 ・ の 収 定 益 着 の に 向 関 上 す	生産性・収益の向上 の取組活動	協定締結を契機に「農業機械や施設の共同利用」「高付加価値型農業の展開」などの取組が活発に行われるようになったと評価する集落が30%程度を占め、数値自体は低いが着実な進展が見られる。 また、協定締結後における農用地の利用権設定面積は478ha（60%）、同じく、農作業受委託面積は144ha（47%）それぞれ増加している。
	担い手の定着の取組 活動	「協定締結を契機に活発に行われるようになった」集落は20%程度であり、「協定締結前から活発に取り組まれている」を含めても32%に止まっている。 ただし、協定締結後に認定農業者数は656人（39%）増加している。
その他協定締結による 効果		本制度の効果測定指標である、「耕作放棄地の増加防止」、「持続的な農業生産活動の形成」、「多面的機能（国土保全や保健休養機能等）の発揮の役割の維持保全」、「集落や地域の活動の維持・活性化」については、協定活動の実施により全ての項目について80%以上が「効果がある」と評価している。 また、「協定締結を契機に話し合いが活発になった」と評価した集落が50%～60%あり、話し合いの回数も協定締結前の1.6回から締結後は3.8回と2倍以上増加している。

３．実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
・ 担い手の育成について	新規就農者についても着実な増加は見られているものの、柑橘優良産地等一部の集落において顕著な状況にあるのみであり、全協定集落への波及は未だ至っていない。また、樹園地主体の本県においては、営農形態の違い等の理由により、集落営農の取り組みが遅れているため、生産組織等や他協定集落などの農作業受託等を行う担い手との連携については、７割が活発でないと評価しており、現状では活発な活動がみられない。
・ 農業生産活動等について	「水路・農道の管理」は必須項目として受動的に取り組んでいる側面があるため、今後は、農業機械の共同利用や鳥獣害対策などその他の活動を含め、集落の自主的な取り組みへの高まりが期待されているところである。
・ 多面的機能増進活動について	「周辺林地の下草刈り」「堆きゅう肥の施肥」など集落で多く取り組まれている活動は、従来から集落で取り組まれてきた活動の継続に止まっており、「保健休養を高める取組」「自然生態系の保全に資する取組」などの、新たな取り組みの活性化が今後の課題といえる。単なる消化活動（義務的）から集落を良くする活動（自発的）への転換を進めるとともに、多面的機能増進活動の都市住民など集落外に向けたＰＲ活動を促進し、県民の一層の理解醸成に努める必要がある。

４．評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
・ 市町村評価に対する総合評価	協定活動については８割以上の集落、市町村が「効果がある」と評価しており、本制度は地域（集落）に十分受け入れられており、次期対策の継続に向けた意向が強い。特に、耕作放棄地の発生防止については１００％近くが「効果がある」と評価しており、本制度の主たる目的は十分達成できているものと考えられる。しかしながら、共同取組活動については従来からの活動を踏襲したものも多く、新たな取り組みに繋がっている事例は少ない。また、担い手の育成については具体的な進展が見られていない事例が多く、高齢化の進展も相まって、本制度だけでは抜本的な解決に繋がることは難しい。 高齢化やリーダー不在等の理由により、傾斜要件等を満たしながら協定締結を見送った農用地や、営農上の一体性の適用要件等の理由により、条件不利性は変わらないものの対象農用地と対象外農用地が地域内に存在し、地域一体となった農地保全に繋がらない。 畑交付単価が平地との生産コスト差を的確に反映していない。 交付金が全額農業所得として課税され、個人への帰属意識が強くなることから、共同取組活動への支出を促進させることが必要である。
・ 15年度までの４年間の評価の総括	本制度の実施効果は芽生えつつある段階にあると考えられる。 今後、高齢化の進展（協定参加者の平均年齢：60.9歳）など中山間農業を取り巻く環境が益々厳しさを増すことから、本制度の継続実施は絶対に必要である。また、継続実施に当たっては集落や市町村要望等を踏まえ、より多くの協定集落（面積）が実施できる制度設計を国へ求めるとともに、関係機関（市町村、普及センター等）と連携した協定活動の質的向上支援策を講じる必要がある。 現時点では取組状況が低調であると評価した活動（担い手の育成、生産性・収益の向上の一部）については、本制度は有効な施策のひとつであるが、本制度のみでこれらの課題を解決できるわけではなく、他の中山間地域・担い手等対策と密接に連携して実施することが不可欠である。

（特徴的な検証結果又は取組事例等） なし

高知県評価結果の概要

1. 実施状況の概要（平成14年度）

交付市町村数 47

協定数 767

{うち集落協定数 760 個別協定数 7}

協定締結面積 5,379ha

{対象農用地面積 9,507ha 協定締結率 56.6%}

{地目別面積内訳：田 3,635ha 畑 1,604ha 草地 9ha 採草放牧地 131ha}

交付金額 816,472千円

{内訳：共同取組活動分 267,791千円、個人配分分 548,681千円}

2. 交付金交付の効果（協定に基づく活動等による効果）

	検証項目	効果の内容
農 取 業 生 組 産 む 活 べ 動 き 等 事 と 項 し て	耕作放棄の防止、 水路・農道等の管理	本制度の実施により協定が締結された農用地5,379haについては、適切な農業生産活動の継続により、確実に耕作放棄地の発生が防止されている。 また、平成12年度以降、本県の農振農用地区域内農地の耕作放棄地率は、伸びが抑えられている。 水路・農道等の管理については、ほとんどの協定が実施しており、制度実施前と比べて、より計画的に水路・農道等の管理状況のチェックや整備等が行われるようになっている。 1協定あたりの共同作業の年間回数も、1.7回から2.8回へと増加している。
	多面的機能を増進 する活動	多面的機能を増進する活動については、「周辺林地の下草刈」に取り組む協定が多く（423協定、全体の55.7%）、農地周辺における病害虫の発生防止等の効果があがっている。 また、「景観作物（レンゲ、コスモス、菜の花等）の作付け」に取り組む協定も多く（305協定、全体の40.1%）、集落の景観向上の効果とともに、作付けの共同作業を通して地域の連帯感を向上させる効果があがっている。 「堆きゅう肥の施肥」の取組では、化学肥料の使用料を減らすことにより、周辺環境の保全につながっている。
生 定 産 着 性 に ・ 関 収 す 益 る の 目 向 標 上 、 担 い 手 の	生産性・収益の向上 の取組活動	生産性・収益の向上に向けた取組としては、「農作業の受委託推進」が最も多く（329協定、全体の43.3%）、次いで「農作業の共同化」、「機械・施設の共同購入・利用」と続く。 共同利用機械の導入により、農作業の省力化・効率化が図られ、それが農作業の受委託や共同化にもつながる等、生産性向上に向けての相乗効果が現れている。 有機・無農薬・減農薬栽培といった「高付加価値型農業」の取組は、収益向上につながるとともに、周辺環境の保全に効果がある。
	担い手の定着の取組 活動	担い手の定着を目標とした取組としては、全体の30%弱の協定で「農地の面的集積」、「認定農業者の育成」、「オペレーターの研修等への参加」といった活動が行われており、本制度の導入をきっかけとして農地の貸し手と認定農業者等の借り手間の話し合いが進み、利用権の設定が増加する等の効果があがっている。 また、高齢者が多い地区で、若手農家を担い手と位置づけて、高齢者農家の農地を若手農業者グループが作業受委託するシステムが確立されつつある。
その他協定締結による 効果		協定の締結によって、集落内の話し合いが活発になり、協定の取組内容等について話し合う回数が増えたはもとより、お互いの生産活動や後継者づくり等についての意見交換も活発になってきている。 1協定あたりの話し合いの年間回数も、1.5回から3.4回へと増加している。

３．実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
多面的機能の増進に関する活動について	多面的機能の増進に関する活動については、周辺林地の管理等の「国土保全の取組」を中心に実施されているが、その取組の多くが従前から行われてきた活動の維持・継続にとどまっている。 今後は、取組比率の低い、都市住民との交流活動（「棚田オーナー制度」、「市民農園の開設・運営」等）や自然環境の保護活動（「魚類・昆虫類の保護」、「鳥類の餌場の確保」）等の新たな取組を活性化し、多面的機能の増進をより積極的に図っていくことが重要となってくる。
高齢化の進展に伴う担い手不足解消等について	「生産性・収益の向上に向けた取組」、「担い手の定着等に向けた取組」及び「賃借権の設定・農作業の委託」といった取組比率が高いとは言えない取組については、高齢化の進展に伴う担い手不足の解消、農作業の受委託の推進のために、さらなる取組が望まれる。
交付金の配分割合について	交付金については、共同取組活動分に占める「積立・繰越」の割合がかなり高くなっている。 制度の継続が不透明なことや、高齢者が多いことなど将来への不安もあって、特定の目的を持たない「積立・繰越」が多くなっているものと思われるが、制度の趣旨を活かすために、積極的な活用策を検討する必要がある。
協定締結率の向上に向けて	本県は、対象要件を満たしながら協定締結に至っていない集落が多く、平成１５年度の対象要件適合自治集落全体に対する協定締結自治集落比率は５３．８％にとどまっている（平成１５年度集落調査）。 協定未締結の理由としては、「住民の関心が薄く、集落からの協定締結に向けての反応がない」、「集落全体の高齢化の進展」、「リーダーの不在」といった集落協定参加者側の理由が挙げられる一方で、「米の生産調整との整合性関係」や「面積要件（１ha以上の一団の農用地が必要）」等、制度内容に協定未締結の原因が起因する場合も多い。 今後、協定締結率の向上を図っていくためには、早期に制度の継続と本県の実情を踏まえた制度改正の方向付けがなされることが必要であるとともに、県・市町村においても、方向付けがなされた場合に、速やかに、住民に対して取組促進の働きかけができるように準備を進めることが大切である。

４．評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
評価の総括	本制度によって協定が締結された農用地（平成１４年度５，３７９ha：平成１４年度農振農用地区域内農用地３２，６６８haの１６．５％）では、確実に農用地維持活動が継続されており、本制度の対象可能農地である農振農用地における耕作放棄地率も低く抑えられるなど、「耕作放棄地の発生防止」に効果があがっている。 また、集落の評価調査や市町村評価報告書においても、ほとんどの市町村が「耕作放棄地の発生防止効果」や「集落内の話し合いの活発化」等を中心に十分な成果があったと評価している。 各協定においては、農地や農道・水路等の管理はもとより、話し合い活動の活発化等を通じた組織的な農業生産活動や地域づくり活動など、本制度の導入を契機に、地域活性化に向けた取組が積極的に行われている。 特に、「農用地の連担化・交換分合」の取組や「新規就農者の受け入れ先の確保」「新規就農者の住宅の確保」等の新規就農者対策については、全国よりも取組比率がかなり高くなっている。 以上から、本制度は、本県の中山間地域等の耕作放棄地の発生を防止し、農業・農村の持つ多面的機能を維持・確保するうえで重要な役割を担っており、地域社会の維持・発展のために欠くことのできない制度となっていることから、その継続が必要であると考え。

（特徴的な検証結果又は取組事例等） 特になし

福岡県評価結果の概要

1. 実施状況の概要

交付市町村数 53市町村

協 定 数 891協定

{うち集落協定数 877 個別協定数 14}

協定締結面積 6,904ha

{対象農用地面積 7,791ha 協定締結率 89%}

{地目別面積内訳：田 3,226ha 畑 3,673ha 草地 0ha 林地 2ha }

交付金額 974,612千円

{内訳：共同取組活動分 480,280千円、個人配分分 2,265千円}

2. 交付金交付の効果（協定に基づく活動等による効果）

	検証項目	効果の内容
農 取 業 り 生 組 産 む 活 べ 動 き 等 事 と 項 し て	耕作放棄の防止、 水路・農道等の管理	6,904ha（対象農用地の89%）の農用地において協定が締結され、耕作 放棄地の抑制が図られている。 また、制度導入を契機に、水路・道路の共同管理作業や機械の共同利用などに 関する話し合いが活発に行われ、地域の活性化につながった。（話し合いの回数が2 ・5倍（H15/H12）に増加）
	多面的機能を増進 する活動	周辺林地の下草刈り（59%）、景観作物作付（48%）、土壌の流亡に配慮し た営農（11%）、推きゅう肥の施用（7%）、魚類・昆虫類の保護（4%）など、 多彩な取り組みが行われることで、中山間地域の多面的機能の増進及び保護につな がった。
生 定 産 着 性 に ・ 関 関 収 す 益 る の 目 向 標 上 、 担 い 手 の	生産性・収益の向上 の取組活動	農作業の共同化（30%）、機械・施設の共同購入・共同利用（27%）、作業 の受委託促進（24%）、高付加価値型農業の推進（18%）などが実施されるな ど、生産及び収益性の向上がみられた。条件不利な中で、農作業の受委託面積は1 ・7倍（H15/H12）に増加するなどの効果がでている。
	担い手の定着の取組 活動	認定農業者の育成（44%）、担い手への利用権設定による農地の面的集積（2 7%）、オペレーターの研修参加（19%）、オペレーターの募集（11%）などの 活動が行われた。特に認定農業者数においては、1・3倍増加（H15/H12） する効果がみられた。
その他協定締結による 効果		本制度を契機に、地域での話し合いが活発し、地域によってはグリーンツーリズム（農家民泊など）や農業体験交流、地域イベントを通じて都市住民との交流が高 まり、地域づくりの意識が高まった。

３．実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
(１) 集落内の地域指定	同じ集落でも該当要件に達せず、外れた地域があり、集落住民に一部心理的不公平感がある。
(２) 多面的機能保護	多面的機能を積極的に保護する観点からすると、中山間地域だけに限ったことではないため、地域指定を取り払った環境支払ということも必要ではないか。
(３) 本制度の P R	制度や集落における取り組みをもっと積極的に P R すべきである。
(４) 独自の集落ビジョン作りの推進	今後各集落で、１０年後の独自の集落ビジョンを作るなど、集落全体で共同化を図っていくことが地域につながるのではないか。
(５) 評価方法	耕作放棄地や認定農業者の変化など国民にわかりやすい評価指標を用いることが必要である。

４．評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
耕作放棄地防止	本制度によって耕作放棄地増加防止に大きな効果が現れており、近年加速している耕作放棄地の発生防止の有効な策といえる。
集落の生きがい創設	本制度導入を契機に、各集落、地域での話し合いが活発化し、地域のイベント参加や都市住民との交流が盛んになり、地域の活性化につながっている。 また、併せて水路・道路の除草などの共同作業を行うことで、良好な地域景観を活用したイベントを行う活動も生まれ、高齢化対策などにも役立っている。
多面的機能の確保	耕作放棄地防止効果及び水路・道路の除草などによる景観維持などが、傾斜地の多い中山間地域特有の洪水防止、土壌浸食防止、水源のかん養機能確保、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。
農業生産の効果	交付金を機械の共同購入や積立、農作業の共同化や受委託などに活用したり、水路・道路の維持管理等のインフラ(基盤)整備の共同利用活動に活用されることにより、収益性の向上効果が現れている。

(特徴的な検証結果又は取組事例等)

- 浮羽町葛籠(つづら)集落
水路・道路の除草などの共同作業や棚田オーナー制度、彼岸花まつり等を通じて都市住民との交流が盛んになり、地域づくりへの意識が高まった。
- 黒木町東向(ひがしむかい)個別
本制度を契機に、地域での話し合いが活発化し、グリーンツーリズム(農家民泊など)や農業体験交流が活発化した。
- 行橋市入覚(にゅうかく)集落
営農組合による米・麦・大豆コンバイン等の共同利用農機具の購入を契機に農作業受託活動が活発化した。
- 大平村下唐原(したとうばる)集落
本制度を契機に、耕作放棄地の解消に向けた集落での話し合いが活発になり、平成１５年度にその目標を達成した。(耕作放棄地の解消目標 ２．９ｈａ → ０ｈａ)
- 築城町寒田(さむだ)集落
全域にイノシシ・鹿等の防護策を設置したことで、農作物の被害軽減と共に農家の生産意欲が向上した。

佐賀県評価結果の概要（案）

1. 実施状況の概要

交付市町村数 35

協 定 数

{うち集落協定数 639 個別協定数 2 }

協定締結面積 8,499 ha

{対象農用地面積 11,614 ha 協定締結率 73%}

{地目別面積内訳：田5,823 ha、畑(林地化面積を含む)2,675 ha、草地 -、採草放牧地 - }

交付金額 1,344,172千円(平成15年度交付額)

{内訳：共同取組活動分644,904千円、個人配分分699,268千円}

2. 交付金交付の効果(協定に基づく活動等による効果)

	検証項目	効果の内容
農 取 業 り 生 組 産 む 活 べ 動 き 等 事 と 頂 し て	耕作放棄の防止、	○ 本制度の実施により、約8,500 haの農用地において協定が締結され、適切な農業生産活動により、耕作放棄地の発生が防止されている。 ○ 集落協定代表者を対象とした本制度の評価調査(平成15年10月実施。以下「評価調査」という)によると、98%の集落が協定締結が耕作放棄地の発生防止に効果があると回答している。
	水路・農道等の管理	○ 「水路・農道等の管理に係る共同作業の回数」は、平均で2.3回から3.5回に増加し、耕作放棄の防止に向けた共同活動が活発化している。
	多面的機能を増進する活動	○ 評価調査によると、国土保全(土壌の流出防止、周辺林地の管理等)や保健休養機能(景観作物の作付け、都市住民との交流活動等)を高める取組みについて、多くの集落で、協定締結を契機に活発に取り組まれるようになった。 ・国土保全.....47%(以前から活発に実施されているを含めると77%) ・保健休養機能...53%(" 56%) ○ また、84%の集落が、本制度が多面的機能の発揮を維持保全する効果があると回答している。
生 定 産 着 性 に ・ 関 収 す 益 る の 目 向 標 上 、 担 い 手 の	生産性・収益の向上の取組活動	○ 生産性・収益の向上を目標とした主な取組活動としては、「農作業の受委託の推進」(45%)や、「農作業の共同化」(38%)などが実施されている。 ○ 協定締結を契機に、「施設や機械の共同利用」及び「集落内での土地利用調整」が活発に行われるようになっている。 ○ 「農作業の受委託面積」については、協定締結前の152haから259haへと107ha増加している。
	担い手の定着の取組活動	○ 担い手の定着を目標とした主な取組活動としては、「オペレータの育成・確保」(39%)や、「認定農業者の育成」(38%)などが実施されている。 ○ 「認定農業者」については、協定締結前の999人から1,071人へと72人増加している。 ○ 「農用地の利用権設定面積」については、協定締結前の344haから404haへと60ha増加している。
その他協定締結による効果		○ 評価調査によると、協定締結を契機に69%の集落において、「集落の活性化や将来についての話し合い」が、また、45%の集落において、「機械の共同利用等農業に関わる取り決め事項の話し合い」が活発に行われるようになっている。 ○ さらに、「話し合い回数」は平均で3.4回から5.9回に増加しており、集落内の話し合いが活発化している状況にある。

3．実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
持続的な農業生産活動を実現するための担い手の育成	将来にわたり、中山間地域の農地が持つ多面的機能が維持されるためには、地域全体で農地を適切に利用・管理していく必要があり、その中核となる農業者・生産組織等の育成が必要である。
中山間地域に対する県民の理解の促進	中山間地域の農用地は、県土や環境の保全、水源のかん養、景観の形成などの多面的機能を発揮しており、このことについて、県民へ紹介するなどして、県民の中山間地域への理解を深める事が必要である。

4．評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
耕作放棄地の増加防止	本制度を実施している全ての市町村（35市町村）において、本制度が、耕作放棄地の増加を防止する効果があると評価している。 県としては、本制度では、協定締結により、将来に亘って守るべき農用地を明らかにし、その農用地を農業生産活動を通じて保全することとしており、耕作放棄地を防止する効果が極めて高いと認識している。
集落や地域の活動の維持・活性化	本制度を実施している市町村のうち34市町村が、本制度が、集落や地域の活動の維持・活性化する効果があると評価している。 県としては、協定締結を契機に、集落での話し合いの増加や、認定農業者等担い手の増加、さらには、多面的機能を確保するための多様な農業生産活動が実施されるなど、集落や地域の活動を維持・活性化する効果が極めて高いと認識している。

（特徴的な検証結果又は取組事例等）

～子供から大人まで集落全員で取り組む村づくり～

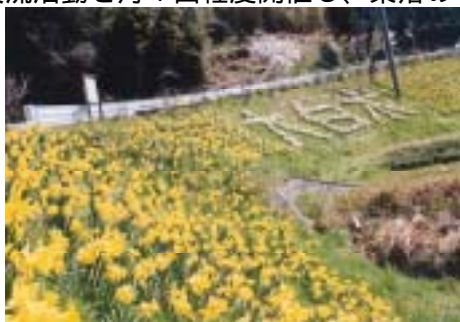
七山村^{せつかみ}大白木集落では、「中山間地域等直接支払制度」の交付金を活用し、次世代を担う地域の子供たちが住みたくなるような快適で個性ある地域づくりに取り組んでいます。

具体的には、美しい農村環境の保全や活力ある地域づくりのため、

- ・年2回の水路・道路の管理作業
- ・景観作物として植栽した彼岸花・水仙の管理
- ・昆虫の保護を目的とした「ミヤマクワガタの森」の管理

などを、子供から高齢者までの集落全員で行っています。

さらに、福岡市民等と結成した「十坊山ファンクラブ（とんぼやま）」では、わさび狩り交流会、水仙鑑賞会などの交流活動を月1回程度開催し、集落のPRを行っています。



咲き誇る植栽した水仙



福岡市民との「わさび狩り交流会」

長崎県評価結果の概要

1. 実施状況の概要（平成15年度）

交付市町村数 56（62）市町村 （ ）は市町村合併前

協 定 数 1,021協定

{うち 集落協定数1,008協定、個別協定数13協定}

協定締結面積 6,802ha

{対象農用地面積8,288ha 協定締結率82%}

{地目別面積内訳：田5,594ha 畑1,142ha 草地0ha 採草放牧地66ha}

交付金額 1,278,456千円（個別協定3,308千円を含む）

{内訳：共同取組活動 663,840千円、個人配分 611,308千円}

2. 交付金交付の効果（協定に基づく活動等による効果）

	検証項目	効果の内容
農 取 業 り 生 組 産 む 活 べ 動 き 等 事 と 項 し て	耕作放棄の防止、 水路・農道等の管理	「水路や農道の管理」が96%、「賃借権設定・農作業の委託」が64%、「農用地の法面点検」が60%と多くの集落で実施されている。 アンケートでは97%で事業の効果があったと答え、集落協定締結を契機に全体の7割弱で、これらの取り組みが活発に行われるようになっており、共同作業回数も締結前の2.3倍となるなどの効果が出ている。
	多面的機能を増進 する活動	主な活動として「景観作物の作付け」「堆きゅう肥の施用」「周辺林地の下草刈り」などが行われており、アンケートでは92%で事業の効果があったと答え、集落や地域の活動の維持・活性化に繋がっている。 約5割の協定集落で、景観作物の作付け・都市住民との交流など保健休養機能を高める取り組みが、約7割の協定集落で周辺林地の管理や土壌流失に配慮した営農の展開などの効果が出ている。
生 定 産 着 性 に ・ 関 収 す 益 る の 目 向 標 上 、 担 い 手 の	生産性・収益の向上 の取組活動	「農作業の受委託」「機械・施設の共同購入・利用」「農作業の共同化」が行われており、アンケートでは半数近くの集落で協定締結を契機に活動が活発に行われるようになっている。 また、高付加価値型農業として、アスパラガス、いちご、メロンの施設園芸への取り組み等が、約4割の集落で行われるようになった。
	担い手の定着の取組 活動	担い手の定着を目標に、「認定農業者の育成」が58%の集落において取り組まれている。その他、取り組みの主なものとして、「オペレータの育成・確保」「農地の面的集積」等が上げられる。 「農作業の受託等を行う担い手との連携」や「認定農業者等の担い手の育成」が4割程度で活発に取り組まれており、集落協定締結後3年間で約200名の新規就農者（中高年を含む）が育成されるなどの効果が出ている。
その他協定締結による 効果		共同集落活動を通じ、集落の活性化や世代間の繋がりができ、コミュニケーションが活発となった。 耕作放棄地が減少し、農家の土地に対する意識向上が図られた。 共同機械の導入により、コストや投資効果への意識の向上に繋がった。 女性グループの活動支援、地域特産物への取り組み意識の向上が図られた。 市民農園、棚田オーナー制度、棚田火祭り等に取り組む集落があり、市町村を越えた他集落への波及が見られた。

３．実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
制度の継続	・ 中山間地を守るために、安定的な補助が必要である。 ・ 生産性とか経済性のみで中山間地域を見るべきではない。 ・ 就労者としての高齢者活用の仕組みを構築する必要がある。 ・ 多面的機能の確保と担い手（認定農業者）の確保・定着が必要である。 ・ 小規模集落での活動経費が少ないために、共同作業への取り組みを限定している。 ・ 畑の交付金単価が低いために、制度への取り組み意欲を阻害している。 ・ 現制度の趣旨が県内を始め、国民に広く理解されていない。
活動経費	
制度趣旨の周知	

４．評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
制度の継続	・ 市町村及び協定代表者等に対する調査において、多種多様な効果が認められており、大いに評価できると考える。 - また、市町村等からも事業の継続が要望されており、中山間地域の持つ多面的機能の存続を考える上で、今後も必要な制度であり、大いに活用されるべきである。 ・ 農民自ら自発的に制度を活用し、共同体意識を名実ともに充実させる必要がある。 ・ 高齢者や女性グループ等を取り込んだ仕組みづくりが必要である。

（特徴的な検証結果又は取組事例等）

・ 本制度の活発な取組事例

福島県土谷（どや）棚田地区における「火祭り」への取り組み。

多面的機能を確保するため、本制度を活用し、棚田における幻想的な「火祭り」を集落の祭りとして位置づけた。この取り組みは、広く県内外の観光客集めており、集落や自治体の枠を越えた活動に発展している。

また、他にも県内においては、５カ所の協定集落（日本の棚田１００選の地）において、同様に棚田祭りが開催されており、人を惹きつける資源を発掘した地区では特に活動が活発である。

松浦市田代１及び２地区のグリーンツーリズムへの取り組み。

２協定集落では連携して、共同取組活動費を積立て、営農研修センターを建設した。ここを核として、田代地区グリーンツーリズム研究会を発足させ、松浦体験型旅行協議会と連携しながら農業体験、郷土料理体験、農家宿泊体験等に取り組んでいる。



（写真）土谷棚田地区「火祭り」風景

玄海の海に沈む夕日と土谷の棚田の火祭り

熊本県評価結果の概要

１．実施状況の概要

交付市町村数 ６３

協 定 数

{うち集落協定数 1676 個別協定数 27}

協定締結面積 31,696ha

{対象農用地面積 36,425ha 協定締結率 87 %}

{地目別面積内訳：田 12,754ha、畑4,111ha、草地2,246ha、採草放牧地12,585ha}

交付金額

{内訳：共同取組活動分 1,402,140千円、個人配分分 993,140 千円}

２．交付金交付の効果（協定に基づく活動等による効果）

	検証項目	効果の内容
農 取 業 り 生 組 産 む 活 べ 動 き 等 事 と 項 し て	耕作放棄の防止、水路・農道等の管理	協定が締結された農地 31,696ha において、耕作放棄が防止された。また、30.1ha の耕作放棄地が復旧され、38.4ha の耕作放棄地で保全管理が行われている。 参加者アンケート調査によると回答者の 89 %が「本制度が、耕作放棄地の発生防止に効果があった」と回答しており、さらに、「草刈が行われ、病害虫が減少した」(59%)、「農道・水路が補修され、農作業が楽になった」(46%)、「鳥獣害が減少した」(12%)等の意見もある。
	多面的機能を増進する活動	取組みの内容は、「景観作物の作付け」が最も多く、次いで「周辺林地の下草刈り」、「堆きゅう肥の施肥」となっている。 参加者アンケート調査によると、回答者の 42 %が「集落が美しくなった」と回答しており、また、「耕作放棄地に作物が栽培され景観が良くなった」、「堆きゅう肥による土づくりができた」等の意見もある。
生 定 産 着 性 に ・ 関 収 す 益 の 目 向 標 上 、 担 い 手 の	生産性・収益の向上の取組活動	交付金を活用して、共同利用機械の導入（あぜ塗り機 98 台、田植機 98 台など）や共同利用施設の整備（機械倉庫 31 棟、乾燥調整施設 5 棟）が行われた。また、農道（16,685m）や水路（26,485m）の整備、果樹園の灌漑施設整備（203ha）など生産基盤の整備も進んだ。
	担い手の定着の取組活動	協定締結前と締結後と比較すると、農業機械共同利用組織が 35 団体、農作業受託組織が 20 団体増加した。
その他協定締結による効果		上記のほか、生活環境の整備（集会所の改築等 58 協定）、都市と農村の交流（26 協定）、コミュニティ・ビジネスへの取組み（38 協定）、農産物の生産振興（新規作物導入など）など地域の実情に応じた取組みが始まった。 また、アンケート調査によると「地域で生活する張り合いが出てきた」(42%)、「話し合いの機会が増え集落のまとまりが良くなった」(41%)、「集落が活性化してきた」(33%)などの意見があり、本制度が集落の活性化へ向けた関係者の動機付けの役割を果たしている。

３．実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
1 協定締結の推進 2 農地を維持していくシステムの構築 3 共同取り組み活動の質の向上 4 都市住民の理解促進	協定締結に至らない集落における推進 営農組織の育成等農地を維持していくシステムの構築 自主的かつ具体的な活動目標(集落ビジョン)の策定 多面的機能増進活動の内容及び都市住民に向けた PR 方法の検討

４．評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
1 農地の保全	本県においては、平成１５年度までに１，７０３の協定が締結され、31,696ha の農地が守るべき農地として中期的に固定された。また、市町村による評価、「参加者アンケート調査においても、「耕作放棄地の発生防止に効果があった」との意見が多く、農地の保全については大きな効果があったと思われる。
2 集落の活性化	交付金の使途から見ると、農地の保全のための経費のほかに、一部では、共同利用農機具の購入や集落センター、直売所、加工所の建設といった投資的な経費としても活用されており、また、本制度を契機に集落営農組織が設立されるなど集落の活性化に向けた取り組みが始まっている。市町村の評価、参加者アンケート調査から見ても、「集落のまとまりが良くなった」「集落が活性化してきた」との意見が多く出されており、本制度は農地の保全に加え、集落活動の活性化にも寄与していると思われる。

(特徴的な検証結果又は取組事例等)

< 取り組み事例 > 1 集落営農への取り組み (1) 営農組合を設立し転作作物の農作業を受託(本渡市宮地岳) 2 農地の保全、耕作放棄地の復旧 (1) ボランティアの協力で採草放牧地の野焼きを復活(南小国扇牧野) (2) 集落全員で１２haの耕作放棄地を復旧(甲佐町西寒野) 3 農業生産基盤整備への取り組み (1) みかん園の灌漑施設を整備(熊本市東門寺) (2) 水田の排水対策を実施(阿蘇町黒川) (4) 農道・水路の改修(砥用町境) 4 環境に配慮した農業の推進 (1) 交付金の全額を堆肥の投入に活用(東陽村新里) 5 都市と農村の交流 (1) ヒメボタル鑑賞のための遊歩道を整備(旭志村湯舟) (2) 「昆虫の森」の整備(山江村神園) 6 伝統芸能の継承 (1) 神楽の衣装を新調(三加和町坂本) 7 生活環境の整備 (1) 合併浄化槽、街路灯の設置(矢部町長田・山中・市原) (2) 集会所の改築、憩いの森の整備(矢部町犬飼) 8 コミュニティ・ビジネスの展開 (1) 農産物直売所の設置(鹿北町小川内) (2) 農産物加工所の設置(田浦町田浦B)	
---	--

大分県評価結果の概要

1. 実施状況の概要

交付市町村数 52市町村
 協 定 数 1, 219協定
 {うち集落協定数1, 192 個別協定数25}
 協定締結面積 13, 807ha
 {対象農用地面積18, 461ha 協定締結率74.8%}
 {地目別面積内訳: 田12, 519ha 畑783ha 草地78ha 採草放牧地427ha}
 交付金額 2, 356, 240千円
 {内訳: 共同取組活動分1, 248, 807千円、個人配分分1, 107, 433千円}

2. 交付金交付の効果(協定に基づく活動等による効果)

	検証項目	効 果 の 内 容
農取 業 生 組 産 む 活 べ 動 き 等 事 と 項 し て	耕作放棄の防止、 水路・農道等の管理	農地法面の崩壊を未然に防ぎ、定期的な点検を実施し耕作放棄の防止が図れた。 耕作放棄地を協定に含む場合には、その復旧を図ったり、林地化を図れた。 耕作放棄地を協定に含めない場合には、その保全管理を図れた。 協定参加者に対するアンケートでは全体の91%が耕作放棄地の防止に効果があったと回答している。 農道、水路、畦畔の草刈りが行われて病虫害が減少した。 (アンケート全体の59%が回答) 作業道の設置や排水改良等の簡易な基盤整備が実施でき作業が楽になった。 (アンケート全体の51%が回答)
	多面的機能を増進 する活動	農地と一体となった周辺林地の下草刈りの実施 (協定締結集落全体の60%で実施) 景観作物の作付けの実施 (協定締結集落全体の31%で実施) 堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、合鴨・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付けの実施 (協定締結集落全体の32%で実施) 土壌流防に配慮した営農の実施 (協定締結集落全体の6%で実施) 体験民宿の実施(グリーンツーリズム)の実施 (協定締結集落全体の2%で実施)
	生産性・収益の向上 の取組活動	農作業の効率化を推進するため農作業の受委託を進めることができた。 (協定締結集落全体の52%で実施) 機械・施設の共同購入・共同利用を進めることができた。 (協定締結集落全体の30%で実施) 農作業の共同化を進めることができた。 (協定締結集落全体の29%で実施)
生定 産着 性に ・関 収す 益る の目 向標 上 、 担 い 手 の	担い手の定着の取組 活動	認定農業者の育成を図ることができた。 (協定締結集落全体の32%で実施) リーダーやオペレーターを新技術修得のため、研修会へ参加させることができた。 (協定締結集落全体の32%で実施) 担い手への利用権設定による農地の面的集積を促進することができた。 (協定締結集落全体の23%で実施)
その他協定締結による 効果		集落全体が美しくなった。 (アンケート全体の46%回答) 話し合いが増え、集落のまとまりが向上した。 (アンケート全体の46%回答) 集落が活性化してきた。 (アンケート全体の40%回答) 中山間地域等で生活する張り合いが出てきた。 (アンケート全体の40%回答)

３．実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
地目毎の取り組み状況について	採草牧草地での取り組みが少ないこと。

４．評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
制度効果について	本制度が耕作放棄地の発生防止や中山間地域等の持つ多面的機能の維持のみならず集落が活性化してきていること等、本制度が果たす役割は大きいものがあると評価する。
次期対策について	現行制度の継続となる平成１７年度からの次期対策を要望する。 要件の緩和など国の次期対策検討に向け要望する。

（特徴的な検証結果又は取組事例等）

-

市 町 村 名	たけたし 竹田市			
集落協定名	くじゅうのちくしゅうらくきょうてい 九重野地区集落協定			
対 象 地 域	竹田市田原、久小野、紺屋、緩木、滝部、百木、小川、妙見、８集落			
協 定 面 積	田	畑	草地	採草放牧地
１３２ha	１３２．５	０	０	０
作 目	水稻、大豆等	-	-	-
交 付 金 額	共同取組活動分 ６７％ 個人配分分 ３３％			
協定参加者	農 業 者	１６８名（うち対象農地を持たない農家等３９名）		
	生産組織	２組織（九重野受託組合、九重野担い手そば生産組合）		
	水利組合	-		
	そ の 他	２組織（九重野地区担い手育成推進協議会、若葉会）		

１．取組の内容

- ・ 交付金の２／３を共同取組活動に使用し、守りの事業だけでなく攻めの事業を積極的に展開している。
- ・ 受託組合の受託用農業機械（大豆・そば汎用コンバイン、大豆栽培管理用機械等）を導入し、水田農業の低コスト化、効率化を推進している。
- ・ 平成１３年度に農産物加工所を建設し、地元産の材料を使用した商品開発や生産を行い、大分市のインショップで販売するとともに、加工所を拠点とした都市住民との交流を行っている。
- ・ 古代米の田植え、炭焼き体験、そば打ち体験等グリーンツーリズムの取り組み。
- ・ 棚田を利用した谷ごと放牧の実施による肉用牛の低コスト生産の取り組み。
- ・ 過去に建設したライスセンターの借入償還金を、共同取組活動費の中から反別に応じて助成。

２．取組による成果

（１）定量的な成果

- ・ 農業所得の向上（農産物加工所、谷ごと放牧、水田農業経営確立助成）
- ・ 労働時間の短縮（大豆・麦栽培、谷ごと放牧）

（２）その他の成果

- ・ 受託組合による水田農業の低コスト化、効率化。
- ・ 女性の加工グループが生き活きとしており、女性参画によるむらづくりが実現。
- ・ 集落営農＋交付金による耕作放棄水田の解消。
- ・ グリーンツーリズムが盛んになり、都市と農村の交流が活発化してきている。

宮崎県評価結果の概要

1. 実施状況の概要

交付市町村数 33 市町村
 協 定 数 488 協定
 { うち集落協定数 486 協定 個別協定数 2 協定 }
 協定締結面積 5,298 ha
 { 対象農用地面積 6,022 ha 協定締結率 88.0 % }
 { 地目別面積内訳：田 3,166 ha 畑 1,982 ha 草地 1 ha 採草放牧地 149 ha }
 交付金額
 { 内訳：共同取組活動分 349,977 千円、個人配分分 357,016 千円 }

2. 交付金交付の効果（協定に基づく活動等による効果）

	検証項目	効 果 の 内 容
農取 業 り 生 組 産 む 活 べ 動 き 等 事 と 項 し て	耕作放棄の防止、 水路・農道等の管理	県内の耕作放棄率を地域別にみると、特に山間農業地域で耕作放棄率および増加率とも高く、さらに、中間農業地域においても耕作放棄率の上昇傾向がみられる。 また、中間農業地域及び山間農業地域における耕作放棄地の推移から2005年の耕作放棄地面積を過去の推移から推計すると新たに約500haの耕作放棄面積が発生すると見込まれている。 したがって、本制度の実施により、中山間地域の耕作放棄が懸念される農業生産条件が特に不利な5,298haの農用地において農業生産活動が継続されたものと考えられる。
	多面的機能を増進 する活動	多面的機能を増進する取組みについて、国土保全や保健休養機能を高める取組みについては協定締結後に活発に取り組まれるようになってきている。 また、一部では、協定締結を機に自然生態系の保全に取り組む集落がみられはじめてきている。
生定 産着 性 に ・ 関 収 す 益 の 目 向 標 上 、 担 い 手 の	生産性・収益の向上 の取組活動	評価調査結果によると、「集落全体の農道・水路に関する共同作業について」は9割以上が協定締結前からまたは締結を機会に活発に行われるようになったと回答しており、共同作業の回数も協定前の2.0回／年から現在は3.4回／年に増加している。 また、「農作業の受委託や転作作物の団地化等の土地利用調整について」は約42%が協定締結前からまたは締結を機会に活発に行われるようになったと回答しており、農作業の受委託が増加したと回答した147協定の平均でみると協定締結前後で受委託面積が1.5倍近く増加している。 このように、水路、農道の管理に係る共同作業については、協定締結後におおむね全ての協定で取り組まれるようになった。
	担い手の定着の取組 活動	評価調査結果によると、「認定農業者、農業生産法人、担い手の育成について」は約36%が協定締結前からまたは締結を機会に活発に行われるようになったと回答している。 このように、農作業の受委託の推進や認定農業者等担い手の育成についても着実に取り組む協定が増加しているとみられる。
その他協定締結による効果		

3. 実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
(1)協定集落における共同取組活動の質的な充実	持続的な農業生産活動を実現するために、担い手の経営基盤の強化や法人化による一層の経営合理化への取組みが必要となる。 そのためには、集落の現状と問題点を点検した上で集落の将来ビジョンを検討し、その実現のための手段を具体的にとりまとめた「集落マスタープラン」策定が1つの方法と考えられる。
(2)一般県民への理解促進	本制度は中山間地域等の農業・農村が有する多面的機能を維持することにより、下流域の都市住民を含む国民の生命・財産と豊かなくらしを守るために、導入された制度であり、制度を継続するためには一層の県民の理解促進を図る必要がある。

4. 評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
制度の評価について	本制度では、守るべき農用地を明らかにし、その農用地を集落協定や個別協定に基づき農業生産活動を通じて保全することとしており、平成15年度までに33市町村488協定において約5,300haの農用地が制度の対象となったところである。 また、市町村を通じて集落代表者に行った評価調査においても9割以上の協定代表者が耕作放棄地の増加を防止する効果があったと回答している。 このように、本制度の効果についてはおおむね評価できるものであり、まだ、本制度による取組みを止めてしまう段階にないことから、平成17年度以降も制度を継続すべきである。

(特徴的な検証結果又は取組事例等)

【高千穂町 下野西集落】

当地区は、急峻な農地へと続く未舗装農道の崩壊も多いことから、協定締結前から毎年3回（5月、8月、9月）定期的に農道・水路の清掃及び点検を実施していた。

平成12年の協定締結にあたって、喫緊の課題を解決するために協定内の6つの小集落から事業推進員を各3名選出し、事業推進委員会を設立のうえ協定内容を話し合った。

事業推進委員会において、小集落の5か年の事業計画を検討した結果、昭和40年代には塀整備事業を実施したものの、ほとんどの農道が未舗装で通作や農作業に支障をきたしていたことから、交付金を活用して、順次、農家による農道の簡易生コンクリート舗装を実施することとした。

協定締結を機に事業推進委員会を設置したことで、集落内の課題抽出や将来的な営農計画作成の合意形成の体制が整った。話し合いが増えた結果、様々な課題に対しての取組みが積極的になるなど、むらづくりに対する意識が強まった。

また、優先課題として取り組んだ農道舗装の結果、これまで車や機械の乗り入れが困難であった農地の管理が容易となり、労力の軽減や生産性の向上が図られた。

さらに、当集落では青年部（主に畜産に関する研修を実施）に対し活動助成を行い、集落の担い手育成に積極的に取り組んだ。将来的にはこれら担い手農家に農地集積を行うこととしている。

多面的機能を増進する活動の一環として、家畜排泄物を利用して作った堆肥を農地に還元する循環型農業に取り組んでいる。

鹿児島県評価結果の概要

1. 実施状況の概要

平成15年度見込み

交付市町村数 75市町村

協定数 1,012協定

{うち集落協定数 1,003協定, 個別協定数 9協定}

協定締結面積 8,362ha

{対象農用地面積 9,569ha 協定締結率 87.4%}

{地目別面積内訳: 田 7,237ha 畑 1,000ha 草地 16ha 採草放牧地 109ha}

交付金額 932,351千円

{内訳: 共同取組活動分 511,768千円、個人配分分 420,583千円}

2. 交付金交付の効果(協定に基づく活動等による効果)

	検証項目	効果の内容
農 取 業 り 生 組 産 む 活 べ 動 き 等 事 と 項 し て	耕作放棄の防止、 水路・農道等の管理	- 約8千ha以上の協定締結農地において、継続的な農業生産活動により、耕作放棄地発生が防止され、多面的機能を増進する活動が行われている。 - 高齢化により直接耕作できないところを、交付金を活用して集落で助け合い耕作する取組などもみられ、耕作放棄地発生防止が図られている。 - 新たに農振農用地区域に編入し、協定農用地として耕作放棄地の未然防止につながった農地(約220ha)や、耕作の復旧に取り組み、耕作放棄地の解消につながった農地(約15ha)もあり、中山間地域等の農地の保全が図られつつある。
	多面的機能を増進 する活動	- 約5割の協定で、コスモスやレンゲ等をほ場や沿道に作付けするなど、集落、農村の景観向上が図られている。 - 棚田にメダカを放流したり、田植え、稲刈り体験等を実施し、都市との交流を図っているところもみられ、中山間地域等の多面的機能の確保が図られつつある。
生 定 産 着 性 に ・ 関 収 す 益 の 目 向 標 上 、 担 い 手 の	生産性・収益の向上 の取組活動	- 本制度導入により、集落営農組織が新たに設置され、耕起や田植え、収穫などの受委託作業が行われるようになった事例(8協定)や、既にある集落営農組織の活動が活性化された事例等、中山間地域等における生産性・収益性の向上が図られている。 - 協定代表者を対象にアンケート調査した結果、その過半が、協定締結を機に集落営農組織について、「現在育成中」か「育成された」と回答しており、今後、更なる育成・確保が期待される。 - 共同取組活動に係る交付金の使用方法として、共同機械・施設の購入や積立に交付金の2割以上を充てており、集落営農組織の育成等に交付金が役立っている。
	担い手の定着の取組 活動	- 担い手に農地を集積し、中山間地域等の農地の維持を図っている協定もみられ(約13ha)、担い手の定着に向けた取り組みも進みつつある。 - しかしながら、一集落当たりの交付金は、平均約93万円で、全協定中の約5割が50万円以下であり、また、交付金の1/2以上を共同活動に充当するよう指導しており、担い手の定着に対する取組よりも、共同活動に主眼を置いた取組が多い。
その他協定締結による 効果		- 協定代表者を対象にアンケート調査した結果、約9割の集落が、「話し合いが活性化された(又はしている)」と回答しており、ほとんどの集落において、話し合い活動が活性化されている。 - このことにより、本県で実施している「新・農村振興運動」の重点地区に指定された集落もあり、むらづくりと連携した取組もみられる。

３．実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
対象となる農用地について	・ 本県は離島が多いが、これらの地域には、「１ha以上のまとまった農地」が少ないため、制度に取り組みにくいものとなっている。 ・ 畑の対象となる傾斜基準が、田に比べ非常に厳しく、県全体の耕地面積に対する畑での取組の割合も極端に低くなっており（田：18%、畑 1%）、畑での耕作放棄地の発生が懸念される。
集落間における取組みの格差	・ 集落リーダーを中心とした話し合い活動が盛んな集落では、交付金を上手に活用し、集落で知恵を出した様々な取組が展開され、集落の活性につながっているが、一方、交付金が少ない等の理由により、交付金の使途に戸惑っている集落もあり、交付金を活用した取組みの集落間における格差が生じている。 ・ このため、「集落の長期ビジョン」の作成や、本県で実施している「むらづくり活動」との連携等により、交付金をいかに効率よく集落の活性化へ活用させるかが課題である。

４．評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
制度の評価について	・ 交付金を活用した様々な取組により、集落が活性化されている等、制度については評価できる。 ・ 制度が終了しても、集落の活性化が持続されるようなものに、交付金をもっと活用していくことも重要である。
制度の継続について	・ 制度を継続し、もう少し長い期間で評価する必要がある。 ・ 小規模でも農業が続けられるような施策は、今後とも必要。
制度の改善点について	・ 地域のニーズにあった制度にすることが大切であり、特認制度等をもっと増やし、取組み易くしていくことが必要。 ・ 集落間で取組に対しての格差を生じており、「むらづくり活動」と連携し易くなるようにすることも必要。（例：交付先を「むらづくり集落」等へも可能とする。）
その他	・ 他の事業と本制度を組み合わせ、より事業効果を高めていくことも必要。 ・ 更なる制度の定着、活性化を図るために、国民へもっと理解されるよう、制度の取組をさらにＰＲしていくことも必要。 ・ 農業施策全体が複雑であり、もっとすっきりした解りやすい形とし、国民へ「食の安全・安心」など、日本の農業の位置づけを高めるための教育を行ない、国民の意識を変えていくことも必要。

（特徴的な検証結果又は取組事例等）

3 集落による 1 協定で広域的な集落営農を展開



交付金を活用し共同購入した田植機（根占町）

耕作放棄田にメダカを放流し、都市農村交流



近隣 6 集落での秋祭りによる都市・農村交流（東市来町）

沖縄県評価結果の概要

１．実施状況の概要

交付市町村数：１０市町村

協 定 数：１７

{うち集落協定数：１５ 個別協定数：２ }

協定締結面積 ３,639ha

{対象農用地面積 8,611ha 協定締結率 42.3% }

{地目別面積内訳：田 - ha 畑 3,443ha 草地 196ha 採草放牧地 - ha }

交付金額

{内訳：共同取組活動分 106,337千円、個人配分分 41,170千円 }

２．交付金交付の効果（協定に基づく活動等による効果）

	検証項目	効 果 の 内 容
農 取 業 り 生 組 産 む 活 べ 動 き 等 事 と 頂 し て	耕作放棄の防止、 水路・農道等の管理	・協定による集落活動により、集落全体で関心が持たれ、耕作放棄に対する意識が向上し、担い手への集積や景観作物の作付けが実施されるなど、新たな発生が防止された。 ・定期的な農道・排水路等の共同管理作業により、良好な状態で維持されるとともに集落の環境維持及び美化に対する意識が向上した。 ・協定による共同作業を通じて、日頃からの自主的な管理意識が向上した。
	多面的機能を増進 する活動	・景観作物等の作付や集落へのアクセス道の管理により、集落景観が改善された。 ・祭りや伝統行事への参加ツアー等のイベント開催による都市住民等との交流の増加、景観形成及び環境整備等の集落活動により、地域の活性化が図られた。
生 定 産 着 性 に ・ 関 収 す 益 る の 目 向 標 上 、 担 い 手 の	生産性・収益の向上 の取組活動	・農業機械の共同購入や共同利用による農作業の効率化が図られた。 ・農作業の共同化、受委託推進体制の整備により農作業の省力化が図られた。 ・担い手を中心としたシークワサー加工場の設置・農業生産法人設立により集落の生産・販売体制強化が図られた。 ・女性グループを結成し、加工品開発が推進されるとともに、学校給食への供給計画の策定や地域特産物のＰＲ活動に取り組んでいる。
	担い手の定着の取組 活動	・協定締結により集落における後継者問題への意識向上が図られ、各種担い手研修会への派遣、利用権設定による経営規模拡大や新規就農者の受入等の取組がなされた。
その他協定締結による 効果		・集落の共同意識の向上により、住民それぞれの距離感の解消がされ、高齢者と若者の交流が活発化し、「結：ユイマール」による相互扶助の考えが復活しつつある。 ・集落における担い手や後継者を育成するための話し合いの場が持たれるなど、地域農業に対する意識の向上が見られる。

３．実施状況及び交付金交付の効果を踏まえた課題

事 項	課 題
リーダーの育成 交付対象農地を持たない集落内の農家への対応	・共同取組活動により、集落意識の向上や合意形成は図られたが、今後は継続的で安定的な農業経営の確立のため、集落全体として経営を改善していくための経営の面からのリーダーの存在が必要である。 ・交付対象農地を持たないが、共同取組活動には参加しているため、個人配分がある協定内では不公平感が生じているが、それを解消するための集落内での合意形成が必要である。

４．評価結果

事 項	市町村の評価を踏まえた都道府県の評価
協定活動を通じた本制度の効果について	・協定策定における活発な議論により、集落内の意志疎通が図られた。 ・協定による集落活動を通じた共同意識の向上などから、利用権設定等による担い手の育成が図られた。 ・多面的機能の増進に関する様々な活動を通して、地域住民が集落活動の必要性を再認識し、また、都市住民との交流を推進することで集落活性化が図られつつある。

（特徴的な検証結果又は取組事例等）

地域特産物（シークワサー）がある集落では、生産法人を設立し収益向上へ向けて活動しており、全交付金を集落の特徴を活かした共同取組活動（特産物のＰＲ活動、景観作物の作付等）に使用している。（勝山）

また、定期的なイベント（あじさい祭り、ミカン狩り）が定着した集落では、交通アクセスの整備、集落景観の向上等の環境整備が進み、都市住民との交流が活発化し、集落が活性化している。（伊豆味等）

○あじさい祭り風景



○ミカン狩り

